



Historical Library of Matsue City

# 松江市歴史叢書 1

2007年12月

京都・妙心寺派春光院（堀尾氏菩提寺）

— 堀尾氏関連の文献・石造物調査 —

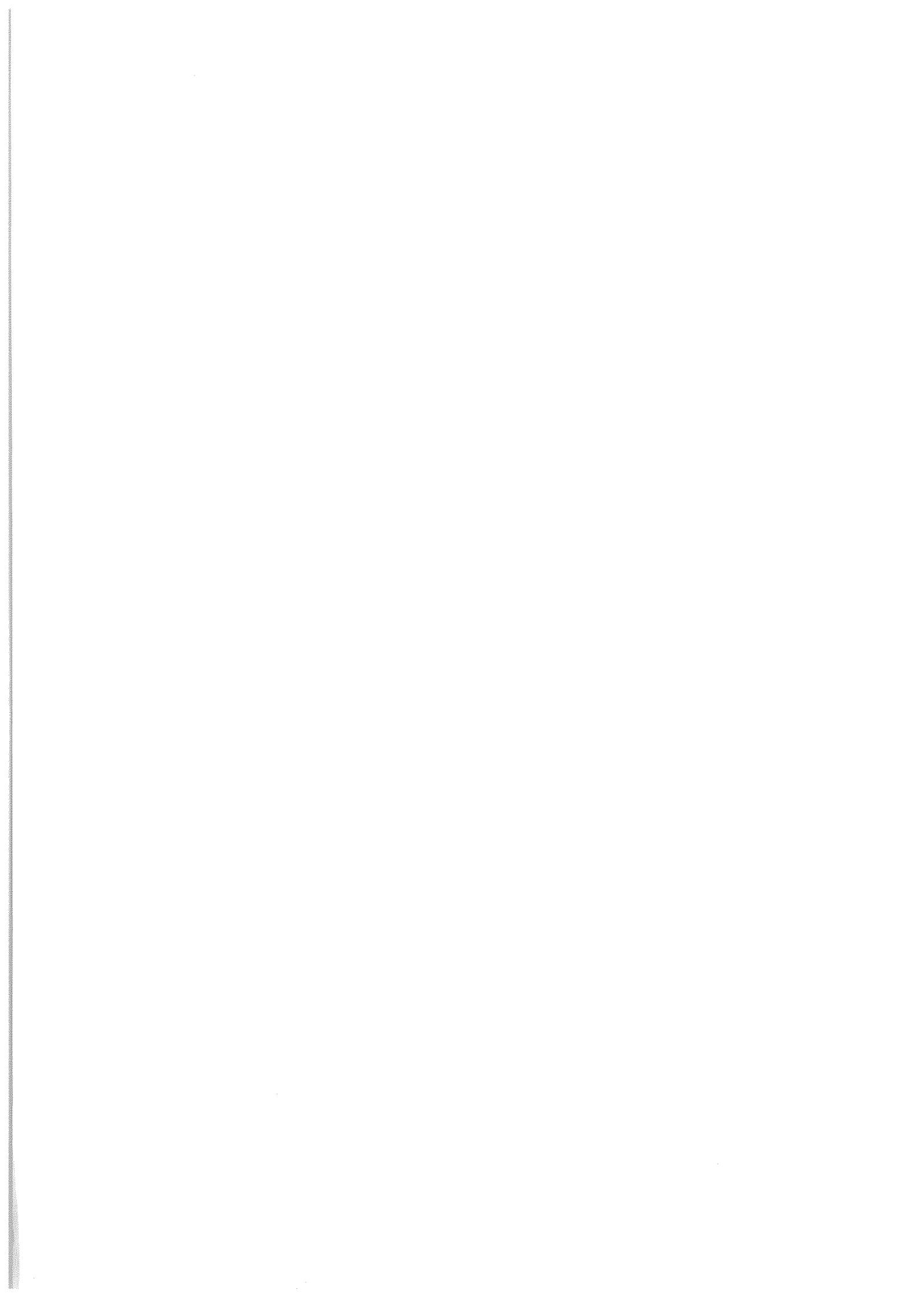
春光院に所在する来待石製石塔群について…………… (1)

春光院所蔵の堀尾氏関連文献史料について…………… [1]



(京都・春光院)

松江市教育委員会



## はじめに

松江開府400年を記念して、地域の歴史を顕彰する活動が多様な場面で繰り広げられている松江市にとって、『歴史叢書』は『ふるさと文庫』『歴史史料集』に続く歴史シリーズです。

『ふるさと文庫』がふるさと松江市の歴史・文化をわかりやすく解説することを、また『歴史史料集』が地域の基礎的史料をテーマ別に網羅し、地域史研究の便に供することを旨とするのに対し、『歴史叢書』は松江市に関わる歴史事象の調査・研究成果を適宜集めて発刊するものであり、更には、今後事業化される新松江市史編纂作業中の研究報告の場ともなるものです。

今回は、松江開府の功労者堀尾氏の菩提寺である京都・妙心寺春光院に伝えられた文献史料及び石造物についての調査・研究成果を掲載いたしました。出雲における堀尾氏については、吉晴、忠氏、忠晴と続いた後、改易（領地没収）となったことから、残された史料は限られています。今回の調査成果は、現在の松江市にとって大きな役割を果たした堀尾氏の歴史を解明する上で、大変重要なものと言えましょう。ご多用の中、本書の発刊にご協力いただいた皆様には心より感謝申し上げます。

今後、この『歴史叢書』に対し、多くの地域史研究者のご参加をいただくことで、地域の歴史がより一層明らかになるとともに、その成果が未来に向かって歩む地域の人々の生き様に大きな示唆を与えてくれることを願ってやみません。

2007年12月

松江市教育委員会

# 目次

## 春光院に所在する来待石製石塔群について

1. 春光院について	(1)
2. 来待石製石塔の配置と人物比定について	(2)
3. 笏谷石製石廟と来待石製石塔	(3)
(1) 堀尾泰晴夫妻石廟	(3)
(2) 伝堀尾吉晴夫妻宝篋印塔	(12)
(3) 伝堀尾忠氏夫妻宝篋印塔	(13)
(4) 伝奥平家昌夫妻宝篋印塔	(15)
(5) 伝野々村河内妻（勝山：堀尾勘解由母）五輪塔	(17)
(6) 伝堀尾忠晴無縫塔	(17)
(7) 伝松村監物舟形石塔	(18)
4. 石塔の年代的考察と石廟の系譜について	(22)
(1) 石塔の時期について	(22)
(2) 笏谷石製石廟と来待石製大型石龕（石廟）について	(23)
5. おわりに	(24)

## 春光院所蔵の堀尾氏関連文献史料について

妙心寺派春光院所蔵史料について	[1]
(一) 堀尾忠晴書状	[2]
(二) 堀尾家譜系	[3]
(三) 堀尾家由緒書	[18]
(四) 出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳	[25]
(五) 春光院三時回向	[63]
(六) 春光院石塔配置図（文政三年）	[71]

しゅんこういん

# 春光院に所在する来待石製石塔群について

## 1. 春光院について

京都府右京区花園妙心寺町に所在する春光院は、天正18年（1590）の創建と伝えられる臨済宗妙心寺の塔頭寺院である。寺伝には、開山は碧潭玕禪師と伝えられている。関ヶ原の戦いの後に出雲・隠岐の領主となる堀尾吉晴には、堀尾金助という男子があり、金助は豊臣秀吉による小田原攻め（天正18年）の時に、陣中で病没したとされる。吉晴は息子の菩提を弔うために妙心寺に俊巖院を創建し、この俊巖院が後に改称して春光院となっている。

このような経緯で創建された俊巖院（春光院）は、堀尾家の菩提寺であり、出雲に入国して以降も、吉晴をはじめとする一族から厚い尊崇を受けたと考えられる。俊巖院（春光院）に所蔵されていた堀尾忠晴書状に、忠晴の母（忠氏妻長松院）の菩提を弔ったことへの謝意が述べられていることから、そのことが窺える。

春光院への改称の時期は、所蔵の「春光院古今院事記」（享保7年〔1722成立〕）により、寛永12年（1635）7月より同13年7月までの間に行われたものとされ、時期的には、寛永10年（1633）の堀尾家断絶が一つの契機になったと思われる。

なお、臨済宗妙心寺派は、吉晴が春龍玄濟（妙心寺百一世で、吉晴に招かれ遠州浜松の天徳寺から出雲に赴いたとされ、瑞応寺〔現天倫寺：松江市〕、圓成寺〔松江市〕の開山となる）に皈依したように、堀尾家の厚い尊崇を受けていた。また、吉晴は慶長10年（1605）に妙心寺の「城宜軒」の相続問題に関与したことが西笑承兌・閑室元信連署書状（「西笑和尚文案 第八冊」『相国寺蔵西笑和尚文案』所収406号文書）から確認でき、俊巖院の創建にとどまらない関係を妙心寺ともっていた。

堀尾家が忠晴の死をもって断絶して以降の春光院は、忠晴の娘が石川廉勝（膳所藩主石川忠総の長男。慶安3年（1650）に忠総に先立ったため、後に長男憲之〔忠晴の孫〕が藩主を継ぐ）の室となっていた関係から、石川家の保護を受けた。石川家は春光院を厚く保護しており、春光院は石川家より、初め五十石、後に二十石加増の七十石の寺領の寄進を受けている。これについては、堀尾

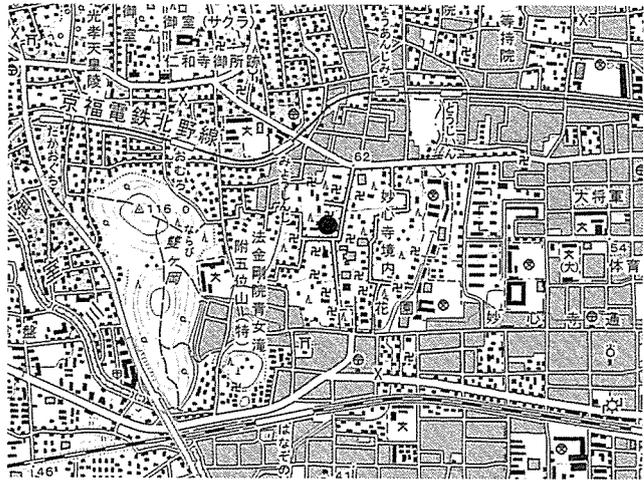


図1 妙心寺春光院位置図（1/25,000）



妙心寺春光院（正門側より庫裏〔右〕を望む）

家から五十石の寄進を受けていたとする記述が「春光院古今院事記」に存在し、また、圓成寺や春光院に伝えられている堀尾家の「給帳」には、妙心寺に対して五十石の寄進を行っていることが記載されているので、堀尾家の寄進が石川家に引き継がれ、更に加増されて保護されたと考えられる。春光院は石川家の菩提寺としての役割も果たし、墓所には堀尾家の墓石類の他、石川家の墓石類も残されている。

## 2. 来待石製石塔の配置と人物比定について

春光院本堂裏の墓域には、堀尾家・石川家などの位牌及び堀尾家嫡流の木像を納めた御霊屋と、供養塔或いは墓碑などの石塔群が残されている。この石塔群の中に、松江市宍道町来待地区で産する来待石（凝灰質砂岩）製の石塔が存在し、堀尾泰晴夫妻石廟内の宝篋印塔2基を含めた宝篋印塔10基のほか、五輪塔1基、無縫塔1基、舟形石塔1基が確認できる。堀尾泰晴夫妻のものとした石廟内の宝篋印塔1基（正面右）には「天徳寺□□□」「世崇□□□」の文字が刻まれており、泰晴の戒名が「天徳寺殿高菴世崇大居士」であることから、この石廟が堀尾泰晴夫妻のものであると特定できた。他の来待石製石塔については、人物を特定できる銘文等は確認できなかったが、春光院には石塔の被葬者・供養者を記した石塔配置図<sup>(注1)</sup>と墓石表が残されており、これに基づいて、伝わる人物名を石塔名に付し、併せて石塔番号を記すこととした（図2：以下、人物名を付して呼ぶ）。

来待石製石塔の配置は、御霊屋の真裏に堀尾泰晴夫妻石廟があり、正面向かって右側に2基の宝篋印塔（伝堀尾吉晴夫妻宝篋印塔）、左側に大小2基の宝篋印塔（伝堀尾忠氏夫妻宝篋印塔）、伝堀尾忠氏石塔の左通路を挟んで東向きに2基の宝篋印塔（伝奥平家昌夫妻宝篋印塔）が配されている。五輪塔1基（伝野々村河内妻〔勝山：堀尾勘解由母〕五輪塔）は伝忠氏夫妻宝篋印塔の北に並んだ石塔列の中に、無縫塔1基（伝堀尾忠晴無縫塔）、舟形石塔1基（伝松村監物舟形石塔）は泰晴夫妻石廟のやや離れた右奥に配されている。なお、伝奥平家昌夫妻宝篋印塔横とその北石塔列中で伝野々村河内妻五輪塔近くに、相輪を欠く高さ60cmほどの宝篋印塔が2基あるが〔12、13号石塔〕、いずれも人物比定はなされていない<sup>(注2)</sup>。

『春光院古今院事記』には、石川家の

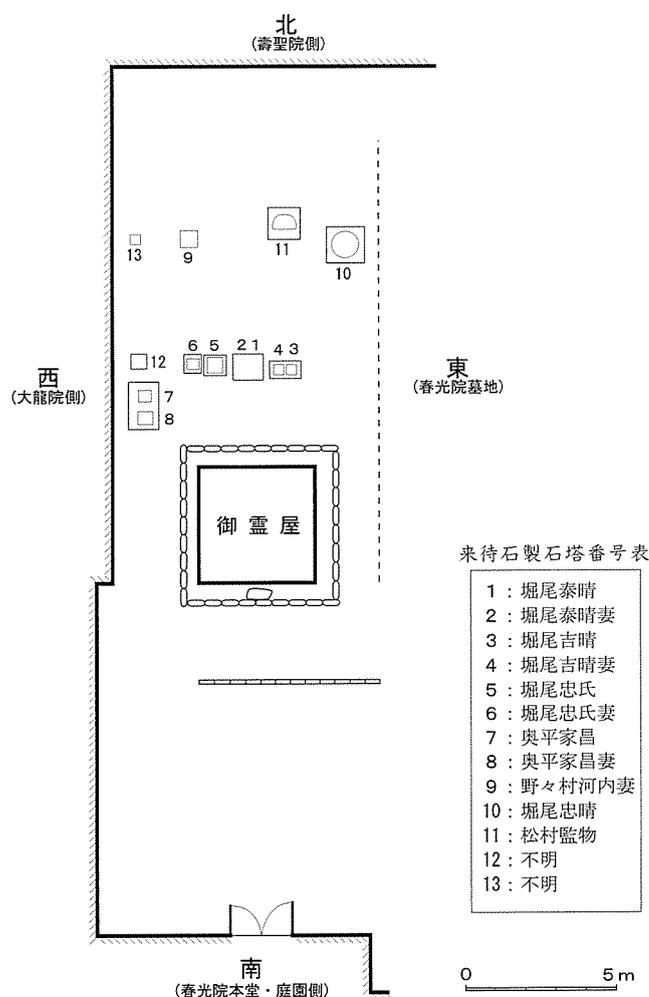


図2 石塔配置図

命を受けた石川家家臣が出雲より堀尾家の木像とともに「石碑」を移したことが伝えられており、石塔の一部は、堀尾家断絶後に出雲より移送された可能性もある。

注1 石塔配置図は4枚残されており、3枚は現在の来待石石塔の配置と一致する。しかし、他の1枚は現在の配置と異なる記載で、寺伝によれば、元々、堀尾泰晴夫妻石廟、6基の宝篋印塔（堀尾吉晴夫妻石塔、堀尾忠氏夫妻石塔、奥平家昌夫妻石塔）は、現在墓域の北端にある石川家墓所の更に北奥にあり、境内地の改修により現在の位置に移されたとのことで、移設前の配置図と推定される。

注2 「堀尾古記」（『新修島根県史』史料編2 島根県 1965）には、慶長13年「堀尾勘解由果ル 極（12）月五日京ニテ」と記されており、月山富田城跡（安来市広瀬町富田）麓にある親子観音内宝篋印塔には、「慶長十三年」「十二月五」の紀年銘と、「桂ヶ口院殿祥雲世口大居士」の戒名が刻まれている（松江石造物研究会「来待石製大型石塔の出現とその歴史的背景」『来待ストーン研究』7 2006）。今回の調査により確認できた「春光院三時回向（本書収録）」に、「桂岩院殿祥雲世端大居士 慶長十三十二月五日」という戒名・没年の記録が残されていることから、「桂岩院殿祥雲世端大居士」とは、堀尾勘解由の戒名であると判断でき、同じ戒名を刻む親子観音内宝篋印塔は勘解由のものと特定できる。「堀尾古記」は勘解由の果てたのが京のどこで、どのような果て方だったかは伝えていないが、堀尾家お家騒動の責めを受ける形で、京都の何処かで（或いは春光院で）勘解由が亡くなり、亡骸は堀尾家菩提所春光院に葬られた可能性が考えられる。そして、月山の麓には堀尾一族である勘解由の供養などのために親子観音が造立されたのであろう。寺伝にも人物比定のなされていない小型の宝篋印塔の一つは、お家騒動に巻き込まれ、非業の死を遂げた若き勘解由の石塔（墓）なのであろうか。勘解由の母である野々村河内妻（勝山）のものと伝えられる五輪塔が春光院に残るのは何を伝えているのだろうか。

### 3. 笏谷石製石廟と来待石製石塔

#### (1) 堀尾泰晴夫妻石廟

堀尾泰晴夫妻石廟は笏谷石製の石廟で<sup>(注1)</sup>、石材を極めて精巧に加工し、組み合わせている。高さ147.2cm、横幅〔屋根棟石〕150.8cm〔本体〕101cm、縦幅〔屋根〕112cm〔本体〕83.2cmの平入りの屋形形で、台石の上に石廟本体、屋根を載せ、正面には装飾をもつ観音開きの扉が付く。

屋根は前後2枚の石材を用いて切妻造りに造られ、棟には断面五角形に整えた2枚からなる棟石を載せ屋根を固定している（棟石は接続部分で上下に組み継いでいる）。棟石の断面は高さ12cm、下幅12cm、棟の両端には左三つ巴紋が刻まれている。屋根の軒先は直線的に厚さ6.2cm、両端は厚さ9.2cmで、緩やかに立ち上がるよう表現されている。

石廟本体は、壁面に前壁（正面両脇）、側壁、奥壁を構成するために6枚の切石を用い、正面に観音開きの2枚の扉石（現在、左の1枚は失われている）と、扉石の軸受を造り付けた上下2枚の切石羽目板をかませ込んでいる。現存する扉は正面右側のもので、高さ60cm、幅38cm、厚さ4cm、表面には上部に天蓋と瓔珞、中央に月輪と梵字、下部に蓮華座、裏面には上部に半肉彫りの日輪と雲流、中央に蓮を2本（茎、蕾、葉）、下部に蓮池（流水）が彫り込まれている。扉右端は半円柱状に整形され、上下には軸となる直径3.4cm、高さ3.2cmの突起が付く。扉左端には失われた左扉を押さえる幅8cmの石板の羽目板が造り付けられている。扉の上下の切石は複雑に加工され、扉の軸受け部分は本体より4cmほど外に突き出している。扉下の切石羽目板の正面中央には幅8cmの突帯があり、その両側には縦連子と格狭間を組み合わせた図柄を彫る。本体の壁面は6枚の切石からなるが、前壁から側壁にかけて平断面L字状に左右1枚ずつ、側壁から奥壁にかけて左右1枚ずつ、奥壁には2枚を用いている。外側壁面には卒塔婆形に配した四十九院が陰刻されている（表1）。

台石は、直方体の石を9個組み合わせて平面□形とし、その上に石廟本体を載せている。平面□形の台石の内側には一枚の板石をはめ込み、石廟の床面とし、その上に2基の宝篋印塔を載せる。

堀尾泰晴夫妻石廟の形態や装飾は、親子観音 [安来市広瀬町]、堀尾民部 (推定) 石塔 [松江市玉湯町]、殿様墓 [雲南市三刀屋町：石龕 (石廟) が左右2基並ぶ] など、堀尾氏の上級家臣に採用されたと考えられる来待石製大型石龕 (石廟) と類似する (注2)。

**堀尾泰晴宝篋印塔 [1号石塔]**

石廟内の正面右側に納められている。来待石製の宝篋印塔で、相輪から基礎まで総高は111.5cmである。石廟内の右側に納められており、基礎部は一部風化している。

相輪の高さは40cm、頂部はやや扁平な球状となっている。上部請花は輪状に加工され、径17.5cmで、文様はない。九輪は狭い凹状の線で表され、最高部径19.5cm、最下部径19cmである。下部の請

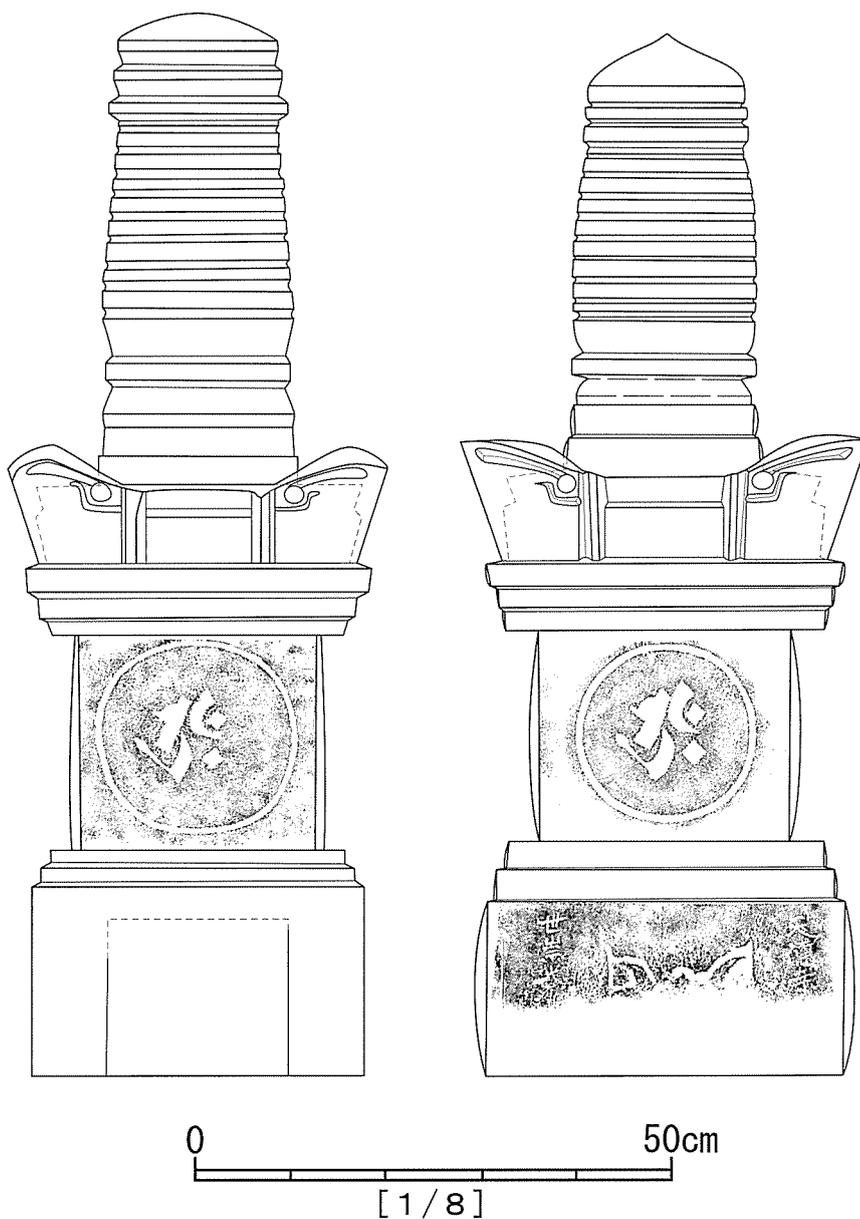


図3 堀尾泰晴妻宝篋印塔実測図

図4 堀尾泰晴宝篋印塔実測図

花は椀形に加工され、文様は認められない。伏鉢は最大径19cmである。

笠の高さは24cm、上端部幅19cm、軒幅38cm、下端部幅33.5cmである。軒上、軒下とも2段となり、隅飾り突起は直線で立ち上がり、少し外に開く。隅飾りの縁には、蕨手の文様が彫られている。

塔身は直方体であり、高さ22.5cm、上端部幅26.5cm、下端部幅26.5cmで、中央部が少し膨らむ。正面中央部には月輪の中に、薬研彫りの梵字が刻まれている。

基礎は上部二段で、高さ25cm、上端部幅33.5cm、下端部幅38cmである。正面には凹状に段が作られ、その中央に蓮座が彫り込まれている。しかし、表面が風化し、文様は不明瞭になっている。また、左右の端部には戒名が彫られており、右側には「天徳寺□□□」、左側には「世崇□□□」の文字が認められる。堀尾泰晴の戒名が「天徳寺殿高菴世崇大居士」であることから、この宝篋印塔が泰晴のものであることが判明した。

### 堀尾泰晴妻宝篋印塔 [2号石塔]

石廟内の正面左側に納められている。来待石製の宝篋印塔で、相輪から基礎までの総高は113cmである。石廟内の左側に納められており、石廟の左扉が失われていたためか、基礎部はかなり風化している。

相輪の高さは44.5cm、頂部はやや扁平な球状となっている。上部の請花は輪状に加工され、径18cmで、文様はない。九輪は狭い凹状の線で表され、最高部径17cm、最下部径20cmである。下部の請花は椀状に加工され、文様は認められない。伏鉢は最大径20cmである。

笠の高さは21cm、上端部幅20cm、軒幅37cm、下端部幅30.5cmである。軒上、軒下とも段形は2段となり、隅飾り突起は直線で立ち上がり、少し外に開く。隅飾りの縁には、やや簡略された蕨手の文様が彫られている。

塔身は直方体であり、高さ23cm、上端部幅25cm、下端部幅25cmで、中央部が少し膨らむ。四面中央部には月輪の中に、薬研彫りの梵字が刻まれている。

基礎は上部二段で、高さ24.5cm、上端部幅31cm、下端部幅35cmである。正面には幅19cm、高さ約15cmの大きさで凹状に段が正方形に作られ、その中央に表面が風化し不明瞭であるが、蓮座と思われる文様が彫り込まれている。また、左右の端部には戒名が彫られていたようだが、現在では左側の下部に「姉（大姉か）」の偏と考えられる「女」の字が認められるのみである。

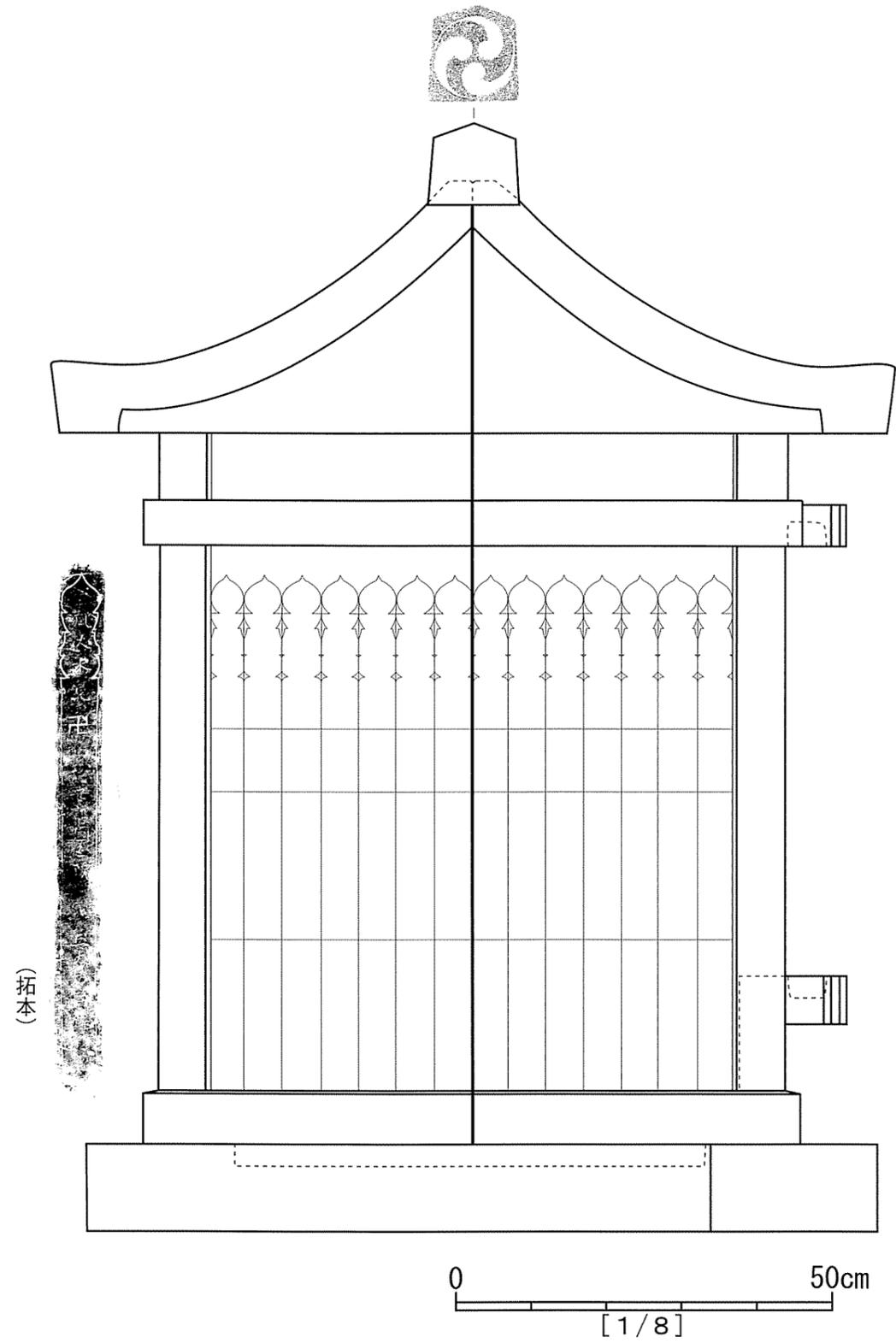


图5 堀尾泰晴夫妻石廟（側面）実測図

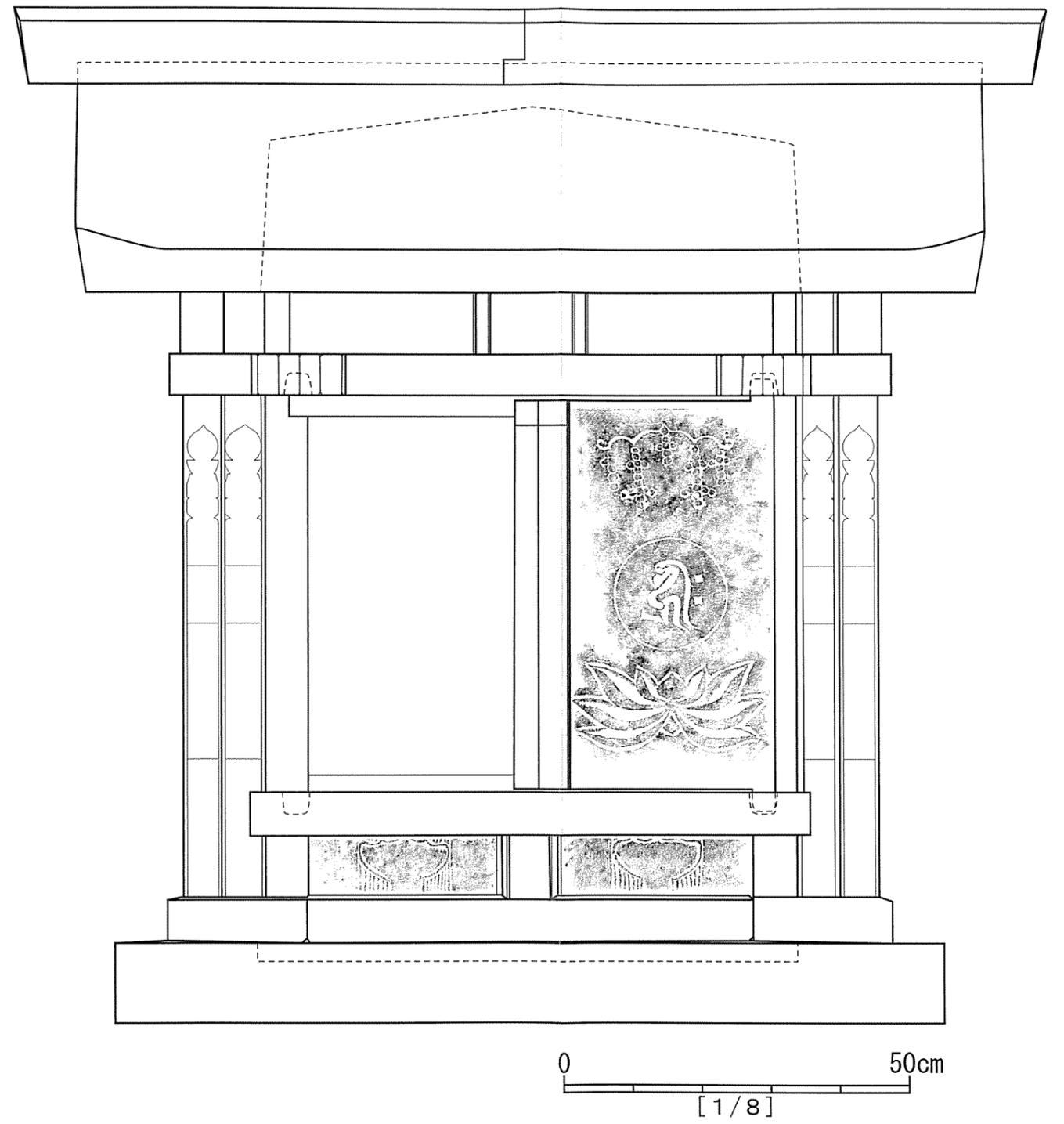


图6 堀尾泰晴夫妻石廟（正面）実測図



堀尾泰晴夫妻石廟正面（閉扉）【石廟の左：伝堀尾忠氏宝篋印塔、石廟の右：伝堀尾吉晴妻宝篋印塔】

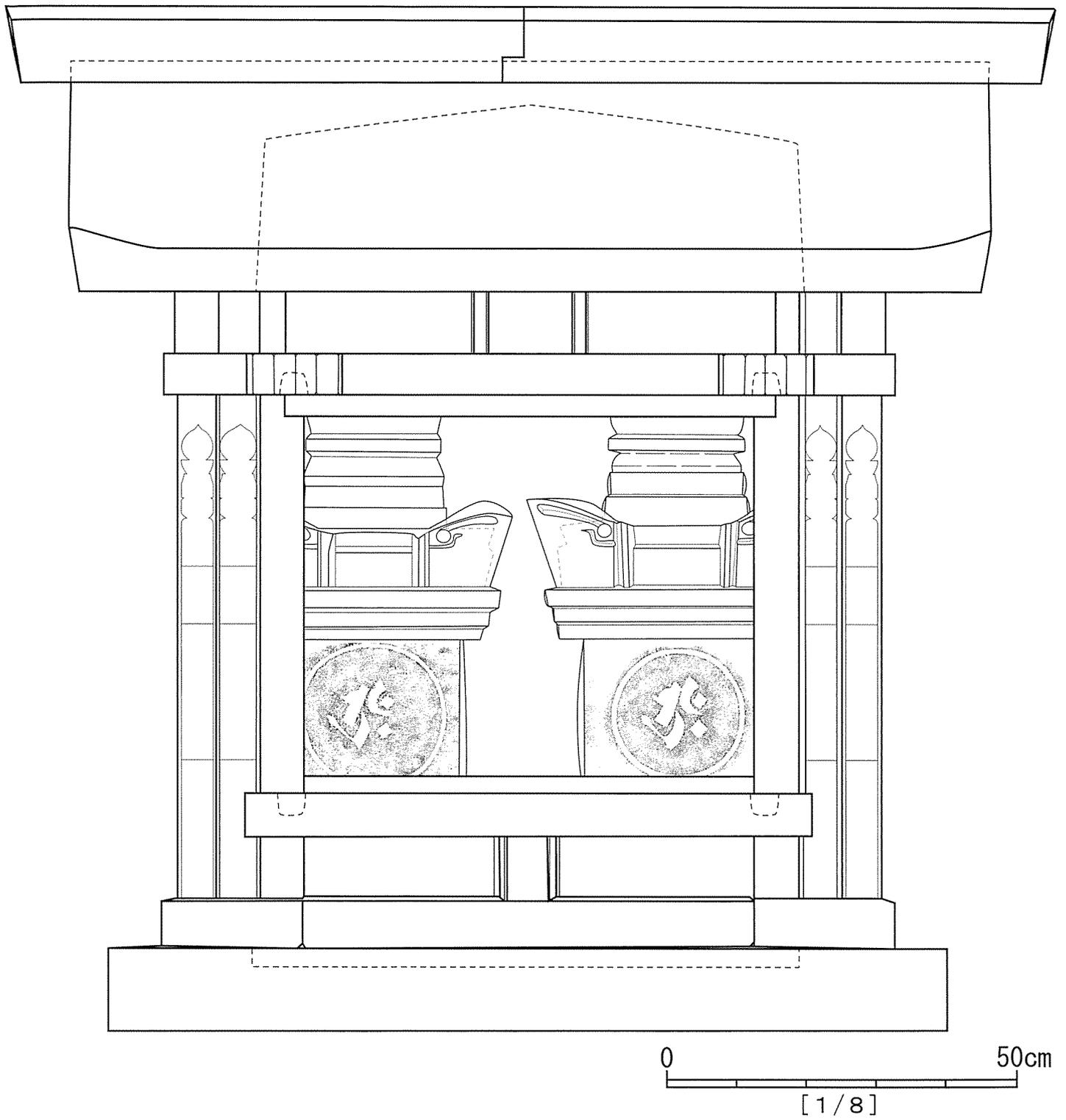


图7 堀尾泰晴夫妻石廟、宝篋印塔（正面）実測図

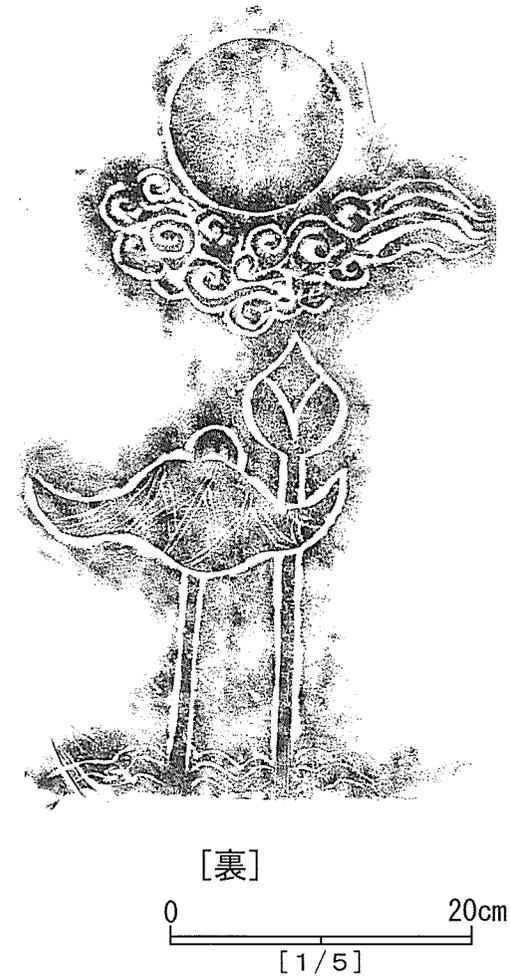
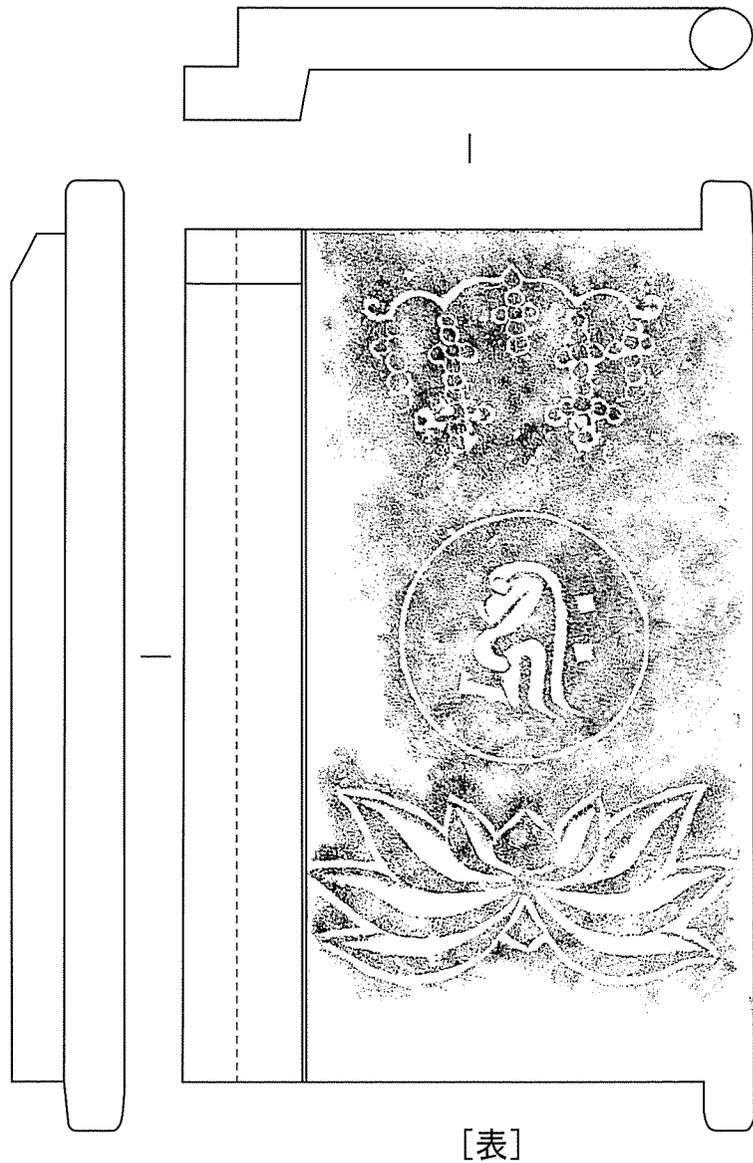


图8 堀尾泰晴夫妻石廟前扉実測図・拓本（左：表、右：裏）

表1 堀尾泰晴夫妻石廟外壁卒塔婆内四十九院判読表

〔正面(南面) 扉左の右側から〕		〔右面(東面) 右側から〕	
① 空風火水地 卍 恒説華嚴院	盧遮那佛如来	③④ 空風火水地 卍 造像図畫院	修補佛眼像
② 空風火水地 卍 守護国土院	五大力菩薩	③⑤ 空風火水地 卍 安養淨土院	阿弥陀如来
〔左面(西面) 右側から〕		③⑥ 空風火水地 卍 理正天王院	炎魔天王
③ 空風火水地 卍 覆護衆生院	佛眼口菩薩	③⑦ 空風火水地 卍 檀度利益院	檀波羅蜜菩薩
④ 空風火水地 卍 般若不断院	般若力カ菩薩	③⑧ 空風火水地 卍 因明習学院	竜樹王菩薩
⑤ 空風火水地 卍 念佛三昧院	大勢至菩薩	③⑨ 空風火水地 卍 觀虚空藏院	虚空藏菩薩
⑥ 空風火水地 卍 彼但三昧院	轉法輪菩薩	④① 空風火水地 卍 招提救護院	魔訶迦葉像
⑦ 空風火水地 卍 修習慈悲院	多羅尊菩薩	④② 空風火水地 卍 唯學傳法院	諸經諸輪藏
⑧ 空風火水地 卍 常念七佛院	過去七佛	④② 空風火水地 卍 供養三宝院 <sup>注3</sup>	金剛菩薩
⑨ 空風火水地 卍 鎮護方等院	佛頂尊勝像	④③ 空風火水地 卍 劳他修福院	寶頭盧尊像
⑩ 空風火水地 卍 常念常樂院	釋迦涅槃像	④④ 空風火水地 卍 不二淨名院	維摩居士像
⑪ 空風火水地 卍 少欲知足院	戒波羅蜜カ菩薩	④⑤ 空風火水地 卍 常行律儀院	釈迦說法像
⑫ 空風火水地 卍 毘沙門天之院 <sup>注1</sup>	曳沙門天之像	④⑥ 空風火水地 卍 常行如意院	禪波羅蜜菩薩カ
⑬ 空風火水地 卍 地藏十輪院	地藏菩薩像	④⑦ 空風火水地 卍 常念惣持院	五大明王
⑭ 空風火水地 卍 常念普賢院	普見菩薩藏	〔正面右側右から〕	
⑮ 空風火水地 卍 精進修行院	精進波羅蜜カ之藏	④⑧ 空風火水地 卍 理觀藥師院	藥師如来
⑯ 空風火水地 卍 常念不動院	阿閻如来之像	④⑨ 空風火水地 卍 伴行衆生院	金剛力士菩薩
〔背面(北面) 右側から〕		※□は判読不明箇所。	
⑰ 空風火水地 卍 恒修カ菩提院	善財童子知識之像	参考文献	
⑱ 空風火水地 卍 三説真実院	善見尊之像	徳山暉純『梵字四十九院・五大・心経』木耳社	
⑲ 空風火水地 卍 展明十悪院	世親菩薩カ	一九九二年	
⑲ 空風火水地 卍 如来密藏院	大盧遮那如来カ	注	
⑲ 空風火水地 卍 金剛道場院 <sup>注2</sup>	金剛手菩薩カ	〔注1〕参考文献『梵字四十九院・五大・心経』によれば、院名は「多聞天王院」とある。	
⑲ 空風火水地 卍 説法利他院	釋迦說法像	〔注2〕前掲『梵字四十九院・五大・心経』によれば、院名は「灌頂道場院」とある。	
⑲ 空風火水地 卍 常行説因院	文殊師利□像	〔注3〕42番から49番までの配列順は、参考文献に見られるような通常の四十九院配列順とは異なっている。	
⑲ 空風火水地 卍 金剛修法院	大日如来像		
⑲ 空風火水地 卍 法華三昧院	釈迦多宝像		
⑲ 空風火水地 卍 恒念観音院	六観音像		
⑲ 空風火水地 卍 求聞持藏院	海阿難之像		
⑲ 空風火水地 卍 梵釈四王印	梵天帝釈四天王		
⑲ 空風火水地 卍 弥勒法相院	弥勒菩薩像カ		
⑲ 空風火水地 卍 施薬悲田院カ	薬王菩薩カ		
⑲ 空風火水地 卍 金剛吉祥院	吉祥大菩薩		
⑲ 空風火水地 卍 念観文殊院カ	文殊師利菩薩		
⑲ 空風火水地 卍 平等忍辱院	忍辱波羅蜜之□		

(2) 伝堀尾吉晴夫妻宝篋印塔

伝堀尾吉晴宝篋印塔 [3号石塔]

堀尾泰晴夫妻石廟の東隣（正面右）に位置する2基の宝篋印塔のうち、東側（正面右側）のものである。春光院の記録により、堀尾吉晴のものとした。来待石製の宝篋印塔で、相輪から基礎までの総高は120cm、全体的に風化が進んでいる。台石は花崗岩製で、高さ14cm、幅54cmである。

相輪の高さは39.5cm、頂部はやや扁平な球状となっている。上部の請花は輪状に加工され、径17.5cmで、文様はない。風化は進んでいるが、九輪は狭い凹状の線で表され、最高部径約15cm、最下部径18cmである。下部の請花も輪状に加工され、文様は認められない。伏鉢は高さ4.5cm、最大径18cmである。

笠の高さは25.5cm、上端部幅20cm、軒幅39cm、下端部幅35cmである。軒上、軒下とも段形は2段となり、

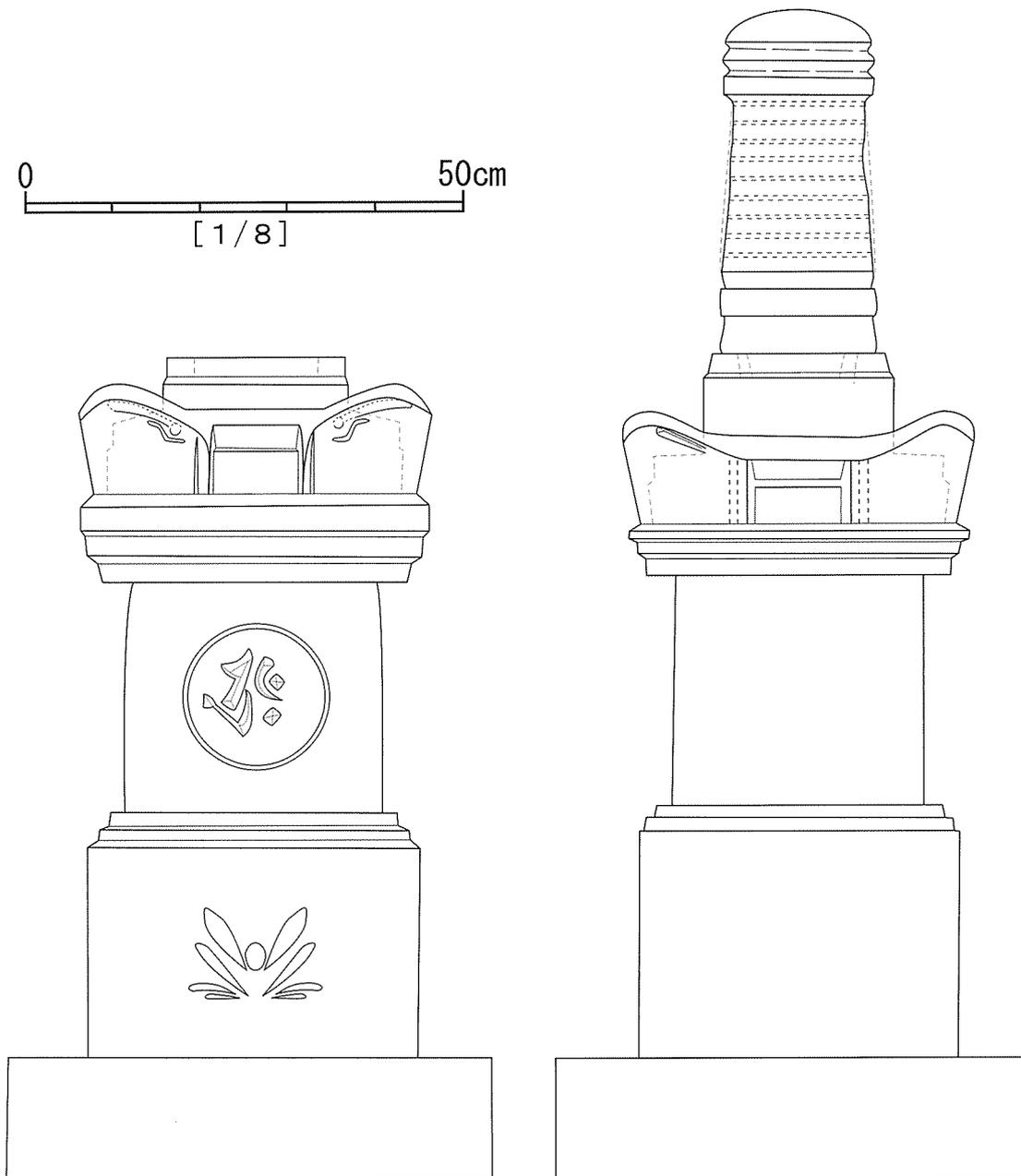


図9 伝堀尾吉晴夫妻宝篋印塔実測図

図10 伝堀尾吉晴宝篋印塔実測図

隅飾り突起は直線で立ち上がり、少し外に開く。隅飾りには、やや簡略された蕨手の文様が彫られているが、風化のため詳細は分からない。

塔身は直方体であり、高さ26cm、上端部幅28.5cm、下端部幅29cmである。風化が進んでいるためか、四面に梵字は認められない。

基礎は上部二段で、高さ29cm、上端部幅33cm、下端部幅36.5cmである。

#### 伝堀尾吉晴妻宝篋印塔〔4号石塔〕

堀尾泰晴夫妻石廟の東隣（正面右）に位置する2基の宝篋印塔のうち、西側（正面左側）のものである。春光院の記録により、堀尾吉晴妻のものとした。来待石製の宝篋印塔で、相輪の風化が著しく、総高は分からない。笠から基礎までの高さは、80.5cmである。台石は花崗岩製で高さ14cm、幅53cmである。

相輪は先端の宝珠部分の残欠を置いているが、詳細は不明である。

笠の高さは26cm、上端部幅20.5cm、軒幅40cm、下端部幅35cmである。軒上、軒下とも段形は2段となり、隅飾り突起は直線で立ち上がり、少し外に開く。隅飾りには、やや簡略化された蕨手の文様が彫られている。

塔身は直方体であり、高さ26.5cm、上端部幅29cm、下端部幅29.5cmである。四面の中央部には月輪の中に、薬研彫りの梵字が刻まれている。

基礎は上部二段で、高さ28cm、上端部幅33cm、下端部幅37.5cmである。正面の中央に蓮座が彫り込まれているが、表面が風化し、不明瞭になっている。

#### (3) 伝堀尾忠氏<sup>ほりおただうじ</sup>夫妻宝篋印塔

#### 伝堀尾忠氏宝篋印塔〔5号石塔〕

堀尾泰晴夫妻石廟の西隣（正面左）に位置する2基の宝篋印塔のうち、東側（正面右側）のものである。春光院の記録により、堀尾忠氏のものとした。来待石製の宝篋印塔で、相輪から基礎までの総高は182.5cm、全体的に風化が進んでいる。台石は来待石製で高さ14.0cm、幅77cmである。台石の上端は大きく面取りしてあり、蓮弁が四方の面取り部分に線刻されている。

相輪の高さは82.5cm、頂部はやや扁平な球状となっている。上部の請花は輪状に加工され、径23.5cmで、文様はない。九輪は狭い凹状の線で表されている。下部の請花は風化が進んでいるが、輪状に加工され、文様は認められない。伏鉢は高さ6.5cm、最大径25.5cmである。

笠の高さは33.5cm、上端部幅26cm、軒幅61.5cm、下端部幅51.5cmである。軒上、軒下とも段形は2段となり、隅飾り突起は直線で立ち上がり、少し外に開く。隅飾りは、やや簡略化された蕨手の文様が彫られている。笠の底は塔身との接合部で深さ3cmほど掘り込まれており、印籠蓋のようになっている。

塔身は直方体で、高さ35cm、上端部幅42cm、下端部幅42cmである。笠との接合部で3cmほど組み合っており、見かけの高さは32.5cmである。四面の中央部には月輪の中に、薬研彫りの梵字が刻まれている。

基礎は上部二段で、高さ34cm、上端部幅48cm、下端部幅59.5cmである。正面には幅約20cm、高さ約19cmの大きさに凹状に段がほぼ正方形に作られ、その中央に表面が風化し文様は不明瞭になっているが、蓮座が彫り込まれている。

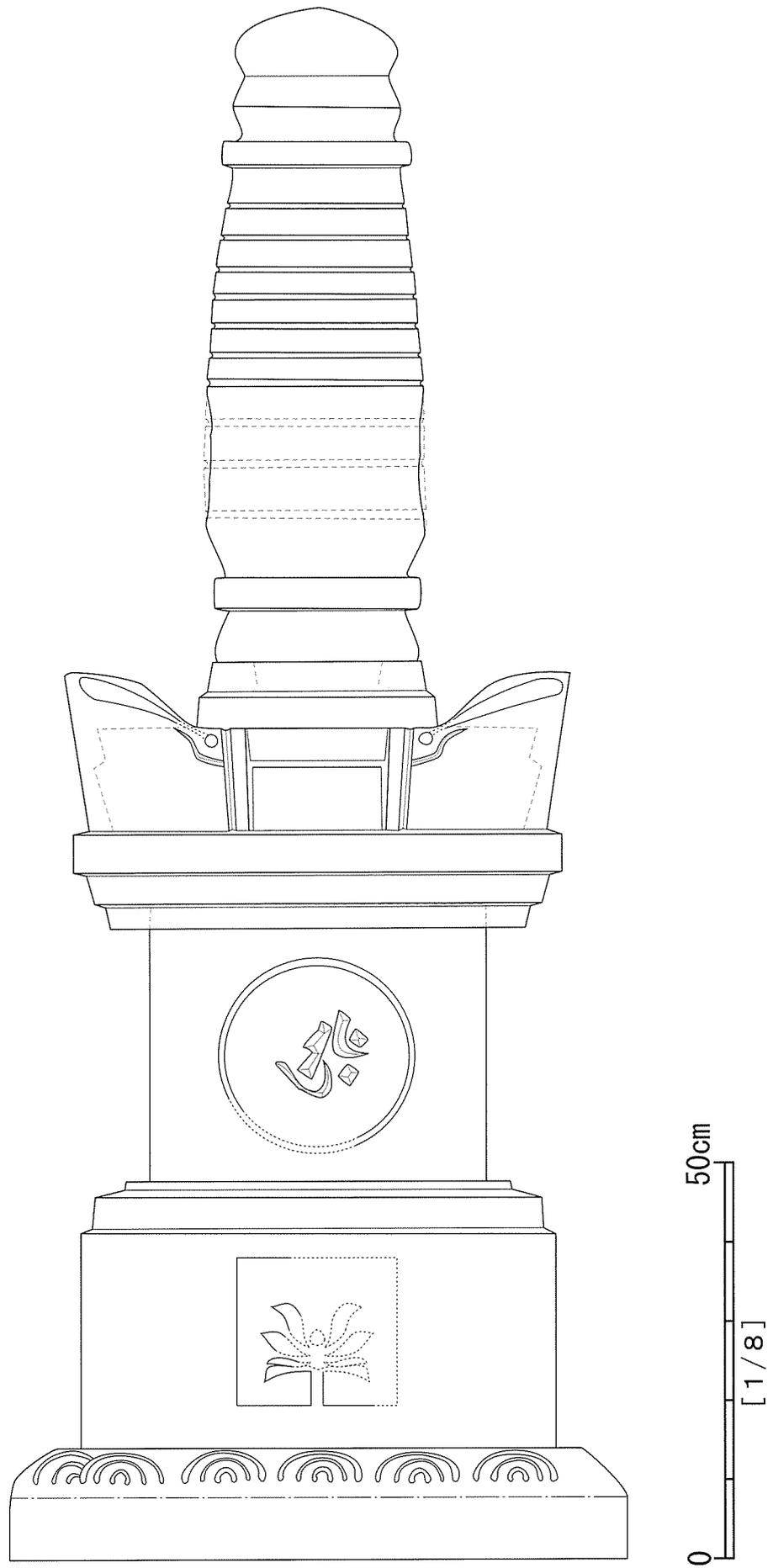


图11 伝堀尾忠氏宝篋印塔実測図

### 伝堀尾忠氏妻宝篋印塔 [6号石塔]

堀尾泰晴夫妻石廟の西隣（正面左）に位置する2基の宝篋印塔のうち、西側（正面左側）のものである。春光院の記録により、堀尾忠氏妻のものとした。来待石製の宝篋印塔で、相輪から基礎までの総高は121.5cm。全体的に風化が進んでいる。台石は花崗岩製で高さ14cm、幅55.5cmである。

相輪の高さは40cm、頂部はやや扁平な球状となっている。上部の請花は輪状に加工され、径18cmで、文様はない。九輪は風化が進んでいるが、狭い凹状の線で表され、最高部径16.5cm、最下部径19.5cmである。下部の請花も輪状に加工され、文様は認められない。伏鉢は高さ3.5cm、最大径20cmである。

笠の高さは25.5cm、上端部幅21.5cm、軒幅39cm、下端部幅34.5cmである。軒上、軒下とも段形は2段となり、隅飾り突起は直線で立ち上がり、少し外に開く。隅飾りには、やや簡略化された蕨手の文様が彫られている。

塔身は直方体で、高さ28.5cm、上端部幅30cm、下端部幅30cmで、中央部が少し膨らむ。風化が進んでいることもあるが、四面に梵字は確認できない。

基礎は上部二段で、高さ27.5cm、上端部幅33cm、下端部幅39cmである。

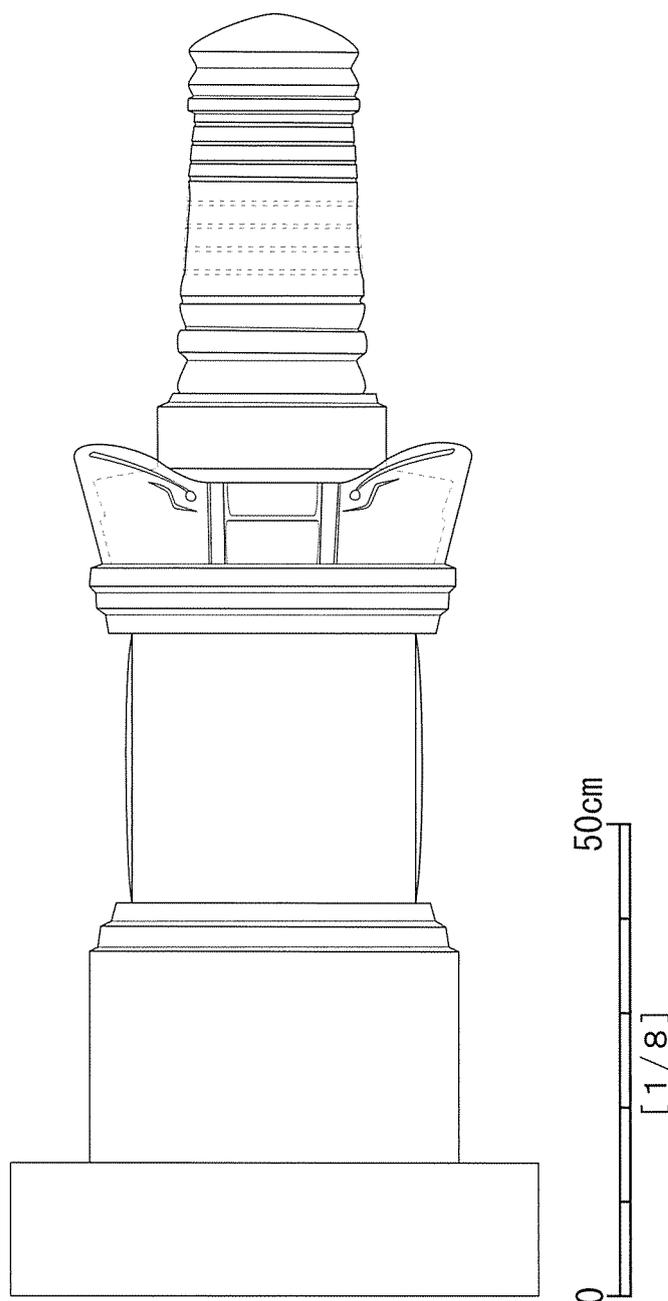


図12 伝堀尾忠氏妻宝篋印塔実測図

#### (4) 伝おくだいらいえまさ奥平家昌夫妻宝篋印塔

### 伝奥平家昌宝篋印塔 [7号石塔]

伝堀尾忠氏夫妻宝篋印塔の左通路を挟んで東向きに位置する2基の宝篋印塔のうち、北側（正面右側）のものである。春光院の記録により、堀尾忠晴妻の父親で、徳川家康の孫にあたる奥平家昌のものとした。来待石製の宝篋印塔で、相輪から基礎までの総高は117.5cm、全体的に風化が進んでいる。台石は花崗岩製で高さ15cm、幅55.5cmである。

相輪の高さは40cm、頂部はやや扁平な球状となっており、九輪は凹状の線で表されているが、風化が進んでおり、細部は分からない。

笠の高さは22.5cm、上端部幅18.5cm、軒幅35.5cm、下端部幅31.5cmである。軒上、軒下とも段形は2段となり、隅飾り突起は直線で立ち上がり、少し外に開く。隅飾りには、やや簡略された蕨手の文様が彫られている。

塔身は直方体で、高さ26cm、上端部幅26.5cm、下端部幅26.5cmで、中央部が少し膨らむ。四面の中央部には、月輪の中に薬研彫りの梵字が刻まれている。

基礎は上部二段で、高さ29cm、上端部幅29.5cm、下端部幅34.5cmである。

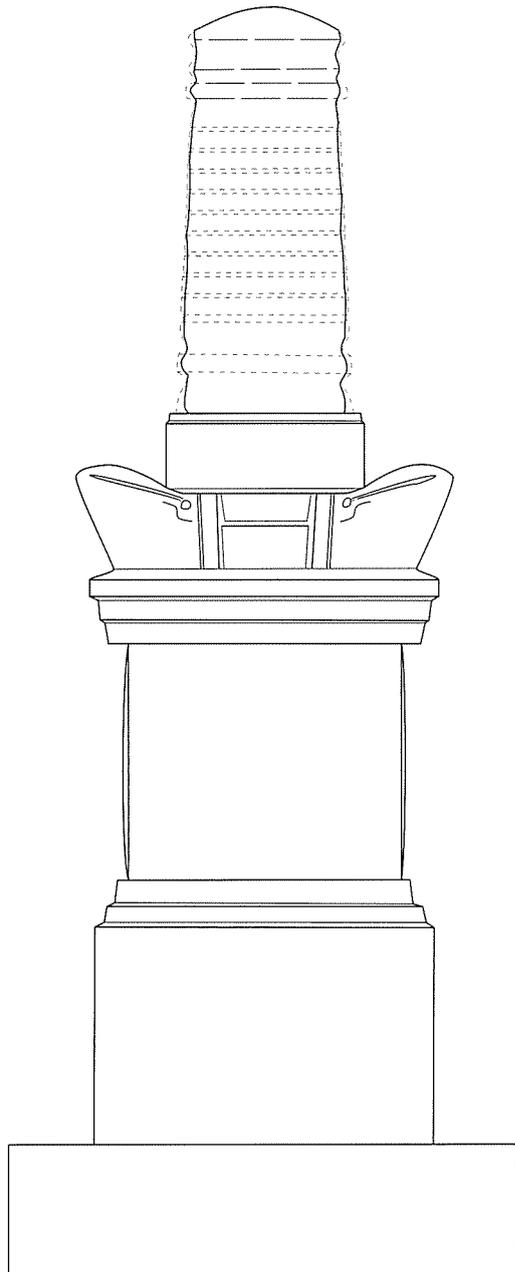


図13 伝奥平家昌妻宝篋印塔実測図

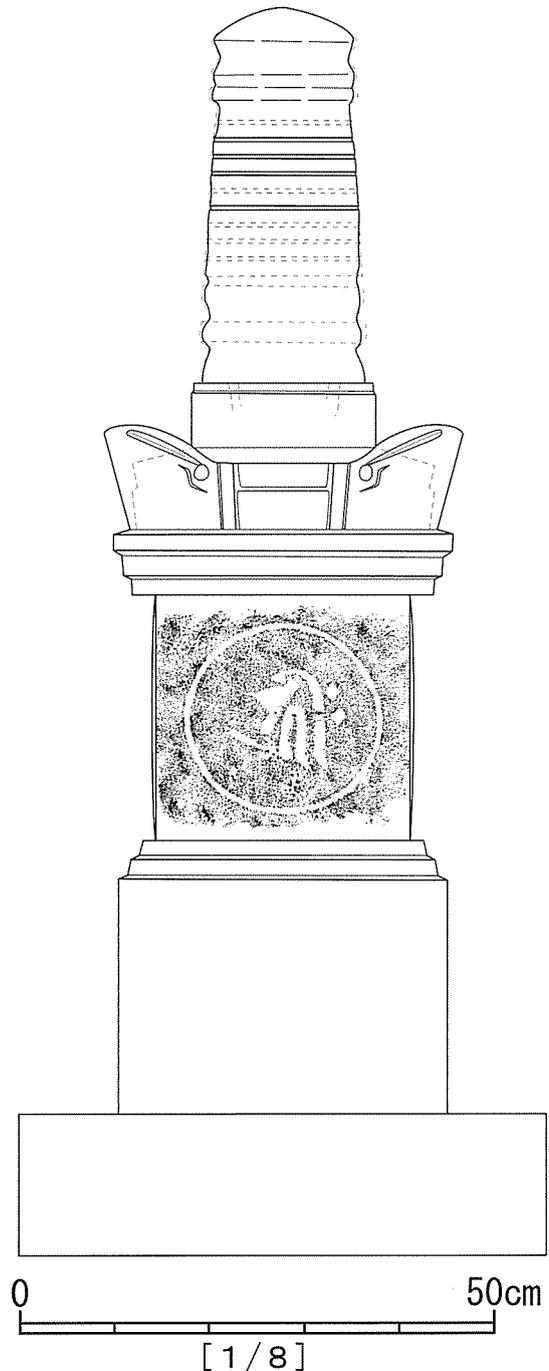


図14 奥平家昌宝篋印塔実測図

### 伝奥平家昌妻宝篋印塔 [8号石塔]

伝堀尾忠氏夫妻宝篋印塔の左通路を挟んで東向きに位置する2基の宝篋印塔のうち、南側（正面左側）のものである。春光院の記録により、奥平家昌妻のものとした。来待石製の宝篋印塔で、相輪から基礎までの総高は120.5cm。全体的に風化が進んでいる。台石は花崗岩製で、高さ14cm、幅53.5cmである。

相輪の高さは43cm、頂部はやや扁平な球状となっているが、風化が進んでおり、細部は分からない。

笠の高さは24.5cm、上端部幅20cm、軒幅37cm、下端部幅32.5cmである。軒上、軒下とも段形は2段となり、隅飾り突起は直線で立ち上がり、少し外に開く。風化しているが、隅飾りには、やや簡略された蕨手の文様が彫られている。

塔身は直方体で、高さ25cm、上端部幅29cm、下端部幅29cmで、中央部が少し膨らむ。風化が進んでいることもあるが、四面に梵字は確認できない。

基礎は上部二段で、高さ28cm、上端部幅31cm、下端部幅36cmである。

### (5) 伝<sup>のむらかわち</sup>野々村河内妻（勝山：堀尾<sup>かげゆ</sup>勘解由母）五輪塔 [9号石塔]

伝堀尾忠氏夫妻宝篋印塔の北に並んだ石塔列の中に位置する五輪塔である。春光院の記録により、野々村河内妻（勝山：堀尾勘解由母）のものとした。来待石製の五輪塔で、空輪から地輪までの総高は165cmである。台石は来待石製で、高さ13cm、幅72cmである。

空風輪は一石で作られており、高さは48cm、頂部はやや扁平な球状となっている。風輪下部から空輪上部にかけての側面は直線的に広がっており、溝を掘り込むことで空輪と風輪を分けている。空輪は、上部径（空風輪の最大径）30cm、下部径27.5cm、風輪は、上部径25.5cm、下部径24cmである。

火輪は、高さ37cm、上端幅28.5cm、下端幅94.5cmである。軒の厚さは、中央で7cm、両端部で約14cmである。火輪上端から軒に下る斜面は上端から直線的に下り、軒先付近で大きくカーブする。

水輪は、高さ40cm、上端径40cm、下端径40cmである。水輪のちょうど中位で最大径48cmとなり、視覚的には細長い橢型となっている。表面は風化が進んでいるが、正面には「空」「風」「火」「水」「地」の文字が刻まれており、側面には斜め方向のノミ痕も認められる。

地輪は、高さ40cm、上端幅54cm、下端幅55cmで、正面の中央に蓮座が彫り込まれているが、表面が風化し、文様は不明瞭になっている。また、南側（正面左側）側面、北側（正面右側）側面に文字が刻まれているが、風化しており判読できない。

### (6) 伝<sup>ほりおただはるむほうとう</sup>堀尾忠晴無縫塔<sup>(注3)</sup> [10号石塔]

伝堀尾忠晴無縫塔は来待石製の大型品で、塔身、台座、基礎からなり、幅146cm、高さ21cmの花崗岩製の台石に据えられている。塔身から基壇までの総高は229cm、台石を含めた総高は250cmである。

塔身は、高さ157cm、最大径90cmを測る縦長のもので、先端は丸味をおびる。請花は無い。

基礎は高さ60cm、幅120cmの直方体で、台石の上に据えられている。基礎の上面に高さ12cm、上端径75cmの花崗岩製の台座が作られている。

(7) 伝松村監物舟形石塔<sup>まつむらげんもつ</sup> (注4) [11号石塔]

伝松村監物舟形石塔は来待石製で、塔身、台座、基礎からなり、幅135cm、高さ20cmの花崗岩製の台石に据えられている。塔身から基礎までの総高は196cm、台石を含めた総高は216cmで、大型石塔の暫定定義からするとやや小ぶりではある。

塔身は高さ130cm、最大径63cmを測る縦長のもので、先端は丸くなる。塔身の正面は概ね平面で、下端から15cm上から凹状となり、銘文等を記すための平坦面が作られており、その周囲には7～8cm程の縁がつく。風化が著しく、現在銘文は残っていないが、春光院に残る古写真（明治25年頃撮影）を見ると、平坦面に「口吉祥海雲」の文字が刻まれていたことが判読できる。なお、裏側は舟底形に丸くなっている。

基礎は幅106cm、高さ56cmの直方体で、台石の上に据えられている。基礎の上面には高さ10cm、上端60cmの台座が造り出しで作られている。

注1 『石を巡る歴史と文化 一笏谷石とその周辺一』福井県立博物館 1989

『福井県史』通史編4（近世2）福井県 1996

三井紀生『越前笏谷石 一北前船による移出・各地の遺品一』福井新聞社 2002

三井紀生『越前笏谷石 続編 一越前仏教文化の伝搬を担う一』福井新聞社 2006

「笏谷石」は、福井市足羽山の北西側山麓部の通称笏谷地区で採掘される良質の火山礫凝灰岩である。笏谷石の石造物には、いくつかの独自の装飾や形態をもつ荘厳形式が見られ、「越前式荘厳」と呼ばれている。笏谷石製石廟は、様々な荘厳手法を採用し、藩主や高位の人々の宝篋印塔や五輪塔を安置するための屋形として使用されている。

注2 今岡利江「石室を持つ宝篋印塔3例」『島根考古学会誌』23 2006

松江石造物研究会「来待石製大型石塔の出現とその歴史的背景」『来待ストーン研究』7 2006

堀尾泰晴夫妻石廟と来待石製大型石龕（石廟）との間には、石材を精巧に加工し組み合わせること、切妻造りなどの屋根をもつ平入りの屋形形であること、台石の上に石廟本体、屋根を載せ、内部には宝篋印塔が納めることなど、形態に強い類似性がある。また、泰晴夫妻石廟の前扉にも太陽を象徴する日輪が彫り込まれており、（もう一方の扉には、月が彫り込まれていた可能性がある）、殿様墓の1基（正面左）前扉にも太陽や月を象徴する円や三日月が彫られている。越前の石龕、石廟に見られる装飾の一つとして、正面に太陽や月を象徴する円や三日月が彫られるものがある（三井紀生『越前笏谷石 続編』2006）。さらに、外側壁面に卒塔婆形に配した四十九院を陰刻するなど、堀尾泰晴夫妻石廟と3箇所（4基）の来待石製大型石龕（石廟）には特徴的な類似性がある。堀尾氏の菩提寺に、笏谷石製石廟が存在することで、堀尾氏の上級家臣に採用されたと考えられる親子観音・堀尾民部（推定）石塔・殿様墓などの来待石製大型石龕（石廟）が、笏谷石製石廟をモデルにして製作された可能性は極めて高い。

なお、用語として使用する「石龕」「石廟」の区別については、今のところ明確な定義を持ち合わせてはいない。笏谷石製品については、仏像・経典を安置するものを「石龕」、墓を安置するものを「石廟」と便宜的に区分している例がある（三井紀生『越前笏谷石』2002）。来待石製品については、筆者らは従来、親子観音・堀尾民部（推定）石塔・殿様墓の堀尾氏の上級家臣に採用されたと考えられるものを、「来待石製大型石龕」とすることで（松江石造物研究会「来待石製大型石塔の出現とその歴史的背景」2006）、他の出雲地方で見られる「石龕」と区別してきた。今回、「来待石製大型石龕（石廟）」としたのは、笏谷石製の石廟との類似性を認識したためであるが、用語については今後整理していく必要がある。

注3 松江石造物研究会「来待石製大型石塔の出現とその歴史的背景」『来待ストーン研究』7 2006

注4 注3に同じ

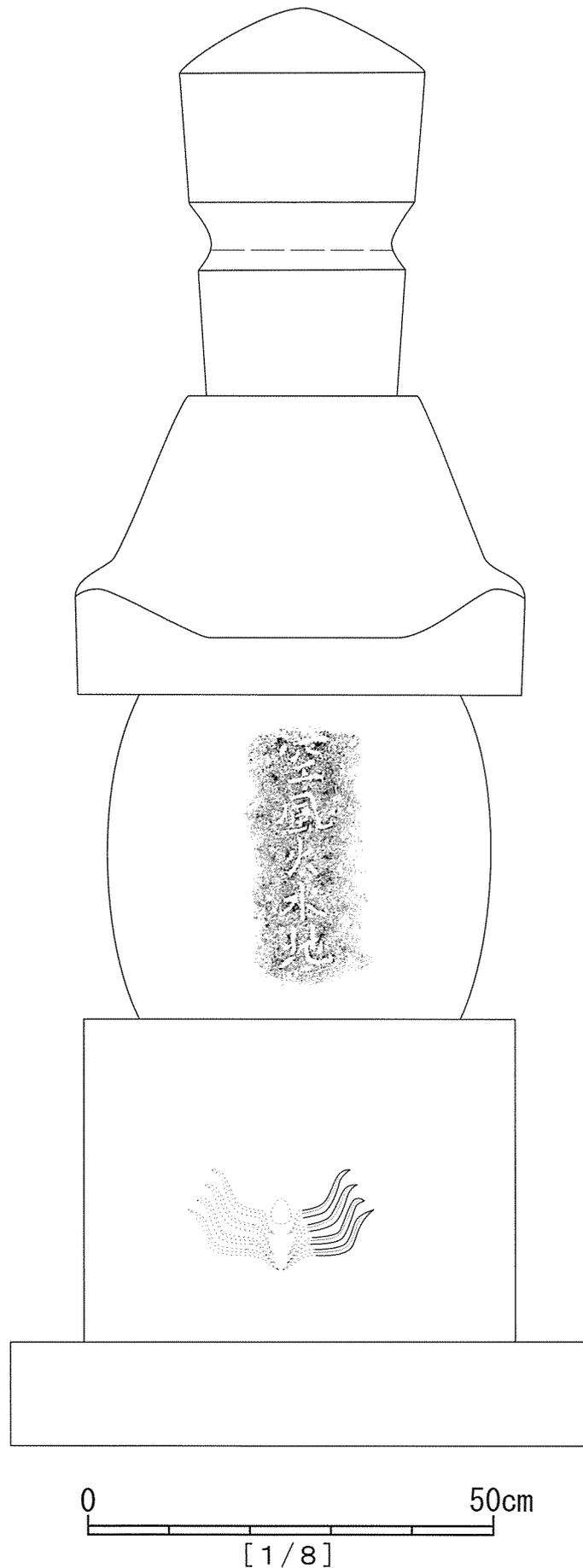


图15 伝野々村河内妻五輪塔実測図

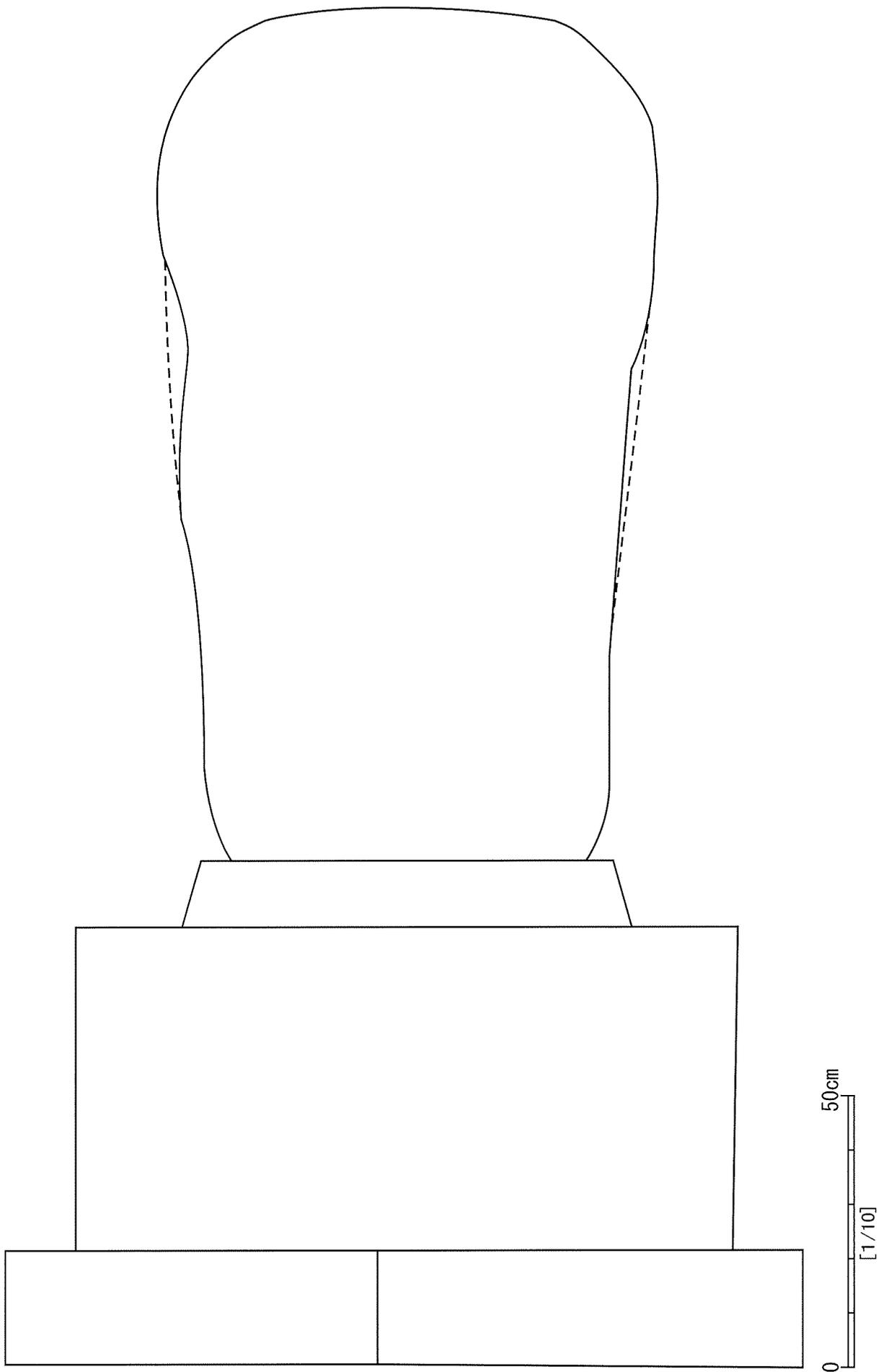


図16 伝堀尾忠晴無縫塔実測図

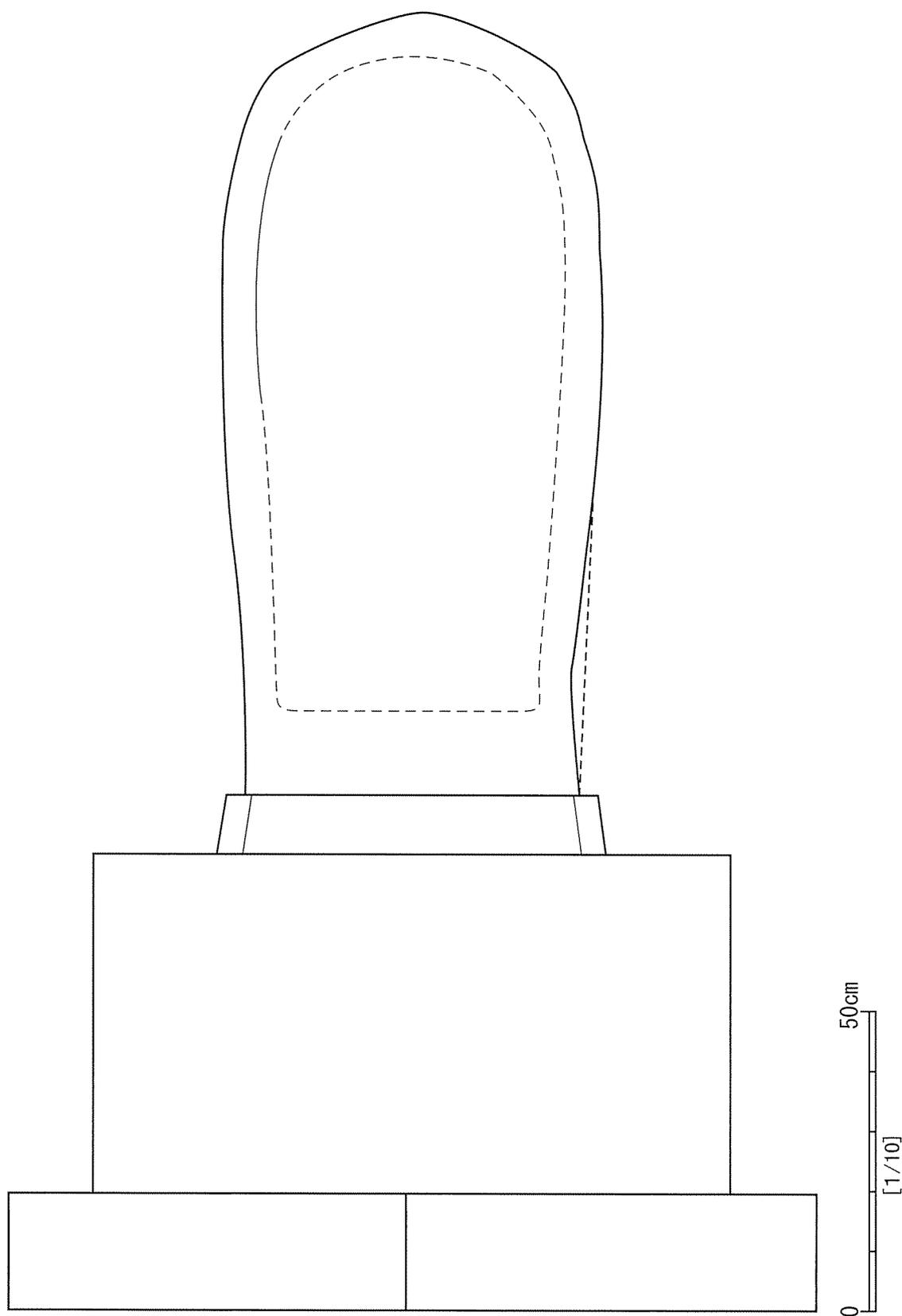


图17 伝松村監物舟形石塔実測図

#### 4. 石塔の年代的考察と石廟の系譜について

##### (1) 石塔の時期について

春光院には、来待石製石塔として宝篋印塔10基、五輪塔1基、無縫塔1基、舟形石塔1基が存在する。これらの石塔の時期は、堀尾氏が出雲国を領していた17世紀前半のものと考えられる。石塔の被葬者（被供養者）の比定は、寺伝に残るものもあるが、石塔に刻まれた銘文から人物を特定できるのは「天徳寺□□□」「世崇□□□」が刻まれた「天徳寺殿高菴世崇大居士」、すなわち堀尾泰晴と大姉の女偏が認められる泰晴妻のみで、他の石塔は銘文による人物の特定はできなかった。そこで、人物の没年、来待石製宝篋印塔の年代観に照らし合わせた各石塔の時期、人物名の整合性について考えてみたい。

春光院の堀尾氏関係者の没年と戒名を過去帳でみると(表2)、16世紀末に没したのは堀尾金助(吉晴の子とされる)と泰晴である。17世紀に入ると、忠氏、泰晴妻、吉晴、家昌妻、家昌と続く。その後、元和期には吉晴の娘の勝山殿と三刀屋殿、吉晴妻が、17世紀第2四半期の寛永期には忠氏妻、忠晴、松村監物となる。さらに、17世紀中頃の慶安期に堀尾忠晴妻が亡くなっている。

表2 堀尾氏関係者の戒名と没年一覧（春光院所蔵の過去帳、位牌、木像、石塔配置図より）

没年	人物名	戒名	位牌	木像	石塔配置図
1590(天正18)	堀尾金助	俊巖院殿逸巖世俊大禪定門	●	●	—
1599(慶長4)	堀尾泰晴	天徳寺殿高菴世崇大居士	●	●	●
1604(慶長9)	堀尾忠氏	忠光院殿天岫世球大居士	●	●	●
1607(慶長12)	堀尾泰晴室(妻)	龍翔院殿芳嶽宗葩大姉	●	●	●
1611(慶長16)	堀尾吉晴	法雲院殿松庭世栢大居士	●	●	●
1611(慶長16)	奥平家昌室(妻)	法明院殿慧光正圓大禪定尼	●	—	●
1614(慶長19)	奥平家昌	六通院殿天眼道高大居士	●	—	●
1618(元和4)	女(娘)勝山殿	靈照院殿高月宗松大禪定尼	●	●	●
1618(元和4)	女(娘)三刀屋殿	清涼院殿金臺宗蓮大禪定尼	●	●	—
1619(元和5)	堀尾吉晴室(妻)	昌徳院殿俊芳宗英大姉	●	●	●
1627(寛永4)	堀尾忠氏室(妻)	長松院殿真諦紹聖大姉	●	●	●
1633(寛永10)	堀尾忠晴	圓成院殿高賢世肖大居士	●	●	●
1633(寛永10)	松村監物	大恕玄忠居士	●	—	●
1650(慶安3)	堀尾忠晴室(妻)	雲松院殿長天正久尼大姉	●	●	—

石塔について、来待石製石塔の研究より明らかになっている年代観に照らし合わせてみると<sup>(注1)</sup>、最も古い要素をもつ石塔は伝堀尾吉晴妻宝篋印塔(4号石塔)である。これは、九輪を欠くが、笠の形状と基礎に蓮座を有するなど、親子観音、堀尾民部(推定)石塔内宝篋印塔に類似し、慶長期のものと考えられるが、堀尾吉晴妻は元和5年(1619)に没しているため、石塔の年代観とは整合しない。

次に、古い年代観が与えられる石塔は、石廟内の泰晴宝篋印塔(1号石塔)と泰晴妻宝篋印塔(2号石塔)である。相輪の形状、笠の段丘の表現、隅飾りの形状などにより、親子観音と同じ時期と考えられる。泰晴石塔は石廟内に存在するために銘が残っており、人物を確認できる唯一のものである。泰晴妻宝篋印塔(2号石塔)には、大姉の女偏が認められることから、この石塔が女性のもの(泰晴妻)と特定できる。

泰晴夫妻宝篋印塔（1、2号石塔）とほぼ同じ時期のものに、伝堀尾忠氏妻宝篋印塔（5号石塔）がある。この伝堀尾忠氏宝篋印塔は、春光院に所在する来待石製宝篋印塔の中では最大のものである。笠の全体的形状や隅飾りがやや外開きで、中央寄りの部分では平坦面があることや、基礎に蓮座をもつことなどにより、親子観音から伝堀尾民部（推定）石塔内宝篋印塔の時期と考えられる。年代観からみると、慶長9年（1604）に没した忠氏のものとする整合性はとれている。

その次に古い年代観が与えられる石塔としては、伝堀尾忠氏妻宝篋印塔（6号石塔）、伝堀尾吉晴妻宝篋印塔（3号石塔）がある。笠の段形の表現が荒く、隅飾りが横長になり、中央よりの部分では平坦面があることから、伝堀尾民部（推定）石塔内宝篋印塔以降のものである。

その次に、寛永期以降の年代観をもつ石塔は伝奥平家昌宝篋印塔（7号石塔）で、最も新しいものが伝奥平家昌妻宝篋印塔（8号石塔）である。笠の段形表現や隅飾りの形状から寛永期以降の17世紀中頃と推定される。この石塔の年代観と奥平家昌の没年（慶長19年 [1614]）とはやや年代差がある。

なお、今日残されている堀尾一族の木像として、春光院所蔵の9体（泰晴夫妻、吉晴夫妻、忠氏夫妻、金助、女2体）、圓成寺（松江市）所蔵の2体（忠晴夫妻）が存在する。これらの像は、吉晴を中心とした堀尾家嫡流の人物のものである。この木像と人物の比定が正しいものとするれば、この木像比定者の石塔も同じように春光院に存在した可能性が考えられる。しかし、春光院に伝えられている石塔配置図と墓籍表には、金助と忠晴室（妻）および三刀屋殿の記載はない。想像の域を出ないが、石塔運搬或いは改葬などの折に、人物の一部に何らかの理由で入れ替えが生じた可能性も考えられる。

来待石製大型石塔である伝堀尾忠晴無縫塔（10号石塔）、伝松村監物舟形石塔（11号石塔）<sup>(注2)</sup>については、来待石製石塔としては特殊なものであり、明確な編年観を持ち合わせていないが、両名が亡くなった寛永10年（1633）以降の17世紀第2四半期の内で造られた可能性をもつ。また、石塔の配置でも分かるように、墓地の中でも中心に置かれ、灯籠をも備えた伝堀尾忠晴無縫塔（10号石塔）が重要視されていたことは推察できる。いずれにせよ、堀尾氏に関わる大型石塔であり、多大な労力をかけて出雲より京都に搬入したものと言えよう。

## (2) 笏谷石製石廟と来待石製大型石龕（石廟）について

笏谷石の石塔には、いくつかの独自の装飾や形態をもつ莊嚴型式が見られ、「越前式莊嚴」と呼ばれている<sup>(注3)</sup>。笏谷石製石廟は、様々な莊嚴手法を採用し、藩主や高位の人々の宝篋印塔や五輪塔を安置するための屋形として使用され、京都、近江、能登、越中、越後、紀州、蝦夷松前などに移出されている。代表的なものとして、高野山の結城（松平）秀康の石廟、石川県七尾市長齡寺の前田利家・利長の石廟、金沢市野田山の前田利家の子女と家臣の石廟、富山県高岡市瑞龍寺の前田利家の石廟、滋賀県米原市清滝寺徳源院の京極高次の石廟などが知られている。特に、七尾市長齡寺の前田利家・利長の石廟は、石材を精巧に加工し組み合わせるもので、切妻造りの屋根をもつ平入りの屋形形で、台石の上に石廟本体、屋根を載せ、正面には観音開きの扉が付き、扉下の切石羽目板には縦連子と格狭間を組み合わせた莊嚴が施されているなど、堀尾泰晴石廟と極めて類似する。内部には前田利家と利長を供養するための2基の笏谷石製の宝篋印塔が納められており、宝篋印塔には利家・利長の法名と没年が刻まれている<sup>(注4)</sup>。利長の没年が慶長19年（1614）であることから、

この石廟も利長の没年の慶長期頃に作成されたものと考えられる。笏谷石製石廟の多くは17世紀初めから中頃にかけて造立されており、この石廟のスタイルは越前地方の神社などに見られる石龕<sup>せきがん</sup>が起源と考えられている。また、越前の石龕、石廟に見られる装飾の一つとして、正面に太陽や月を象徴する円や三日月が彫られるものがある<sup>(注5)</sup>。

ところで、今回調査した堀尾泰晴夫妻石廟と、親子観音 [安来市広瀬町]、堀尾民部 (推定) 石塔 [松江市玉湯町]、殿様墓 [雲南市三刀屋町：石龕 (石廟) が左右2基並ぶ]<sup>(注6)</sup> などの来待石製大型石龕 (石廟) との間にはいくつかの類似性があり、石材を精巧に加工し組み合わせていること、平入りの屋形形であること、台石の上に本体、屋根を据え、内部には宝篋印塔を納めることなど、形態的な共通性がある。また、泰晴夫妻石廟の前扉には太陽を象徴する日輪が彫り込まれているが (もう一方の扉には月が彫り込まれていた可能性がある)、殿様墓の1基 (正面左) の前扉にも太陽や月を象徴する円や三日月が彫り抜かれている。さらに、外側壁面には卒塔婆形に配した四十九院を陰刻しており、堀尾泰晴夫妻石廟と3箇所 (4基) の来待石製大型石龕 (石廟) では宗教観を共有していたと考えられる。堀尾氏の菩提寺に笏谷石製石廟が存在することで、堀尾氏の御仕置<sup>しおき</sup>等の上級家臣に採用されたと考えられる来待石製大型石龕 (石廟) が、笏谷石製石廟をモデルにして製作された可能性は高く、来待石の採石・加工技術の展開に笏谷石の工人が何らかの形で関わっていた可能性も考えられる。

注1 松江石造物研究会「来待石製大型石塔の出現とその歴史的背景」『来待ストーン研究』7 2006

注2 注1に同じ

注3 『石を巡る歴史と文化 一笏谷石とその周辺一』福井県立博物館 1989  
川勝政太郎『新装版 日本石造美術辞典』東京堂出版 1998 ほか

注4 三井紀生「越前笏谷石 一北前船による移出・各地の遺品一」福井新聞社 2002

注5 三井紀生「越前笏谷石 続編 一越前仏教文化の伝搬を担う一」福井新聞社 2006

注6 西尾克己ほか「玉湯・報恩寺の石塔群」『来待ストーン研究』6 2005

樋口英行「来待石製石龕の成立と展開」『来待ストーン研究』6 2005

今岡利江「石室を持つ宝篋印塔3例」『島根考古学会誌』23 2006

松江石造物研究会「来待石製大型石塔の出現とその歴史的背景」『来待ストーン研究』7 2006

## 5. おわりに

堀尾氏の菩提寺である京都・妙心寺春光院には、境内の一角に堀尾一族を祀る「御霊屋」があり、その裏には堀尾泰晴夫妻、吉晴夫妻、忠氏夫妻、忠晴、奥平家昌夫妻、野々村河内妻、松村監物のものと伝えられる宝篋印塔、五輪塔、無縫塔、舟形石塔など、来待石製の石塔が並んでいる。

宝篋印塔・五輪塔については、形態的には出雲地方で見られる17世紀前半の来待石製宝篋印塔・五輪塔であり、いずれも出雲から京都まで運んだものである。伝堀尾忠晴無縫塔と伝松村監物舟形石塔についても、来待石製大型石塔が出現する<sup>(注1)</sup> 17世紀前半のものと考えられ、同じく出雲から運んだものである。

来待石製石塔の大半が春光院の資料により人物名比定がなされていたことから、人物の特定に言及できたのは大きな成果であった。しかし、石塔に残された銘文より、人物を特定できたのは堀尾泰晴夫妻宝篋印塔のみで、来待石石塔の年代観に照らし合わせると、一部の石塔に整合性のとれな

いものも存在した。人物の特定については堀尾一族の木像調査等と併せ、今後検討していく必要がある。

今回の調査で、堀尾泰晴夫妻の石廟が、加賀藩主前田家一族など、大名家の人々の宝篋印塔や五輪塔を安置するための屋形として使用された笏谷石製石廟であることが明らかになった。また、堀尾泰晴夫妻石廟と、堀尾氏の上級家臣に採用されたと考えられる親子観音・堀尾民部（推定）石塔・殿様墓などの来待石製大型石龕（石廟）にはいくつもの共通性が認められ、京都の地ではあるが、堀尾氏の菩提寺に笏谷石製石廟が存在することで、出雲にある来待石製大型石龕（石廟）が、笏谷石製石廟をモデルにして製作された可能性を指摘するに至った。笏谷石製石廟と来待石製大型石龕（石廟）の系譜と歴史的背景、さらには、採石・加工・運搬等の石造技術の伝播・展開などについては、引き続き今後の重要な検討課題と言えよう。

なお、春光院三時回向（本書収録）により、「桂岩院殿祥雲世端大居士 慶長十三十二月五日」という戒名・没年の記録が確認できたことで、「慶長十三年」「十二月五」の紀年銘と、「桂ヶ口院殿祥雲世口大居士」の戒名を刻む<sup>(注1)</sup> 富田城跡 [安来市広瀬町] 山麓にある親子観音内宝篋印塔が、堀尾勘解由のものであると特定できた。「堀尾古記」<sup>(注2)</sup> には、慶長13年「堀尾勘解由果ル 極 (12) 月五日京ニテ」と記されているが、京のどこで、どのような果て方だったかは伝えていない。しかし、亡骸は堀尾家菩提所春光院に葬られた可能性は高い。

注1 松江石造物研究会「来待石製大型石塔の出現とその歴史的背景」『来待ストーン研究』7 2006

注2 「堀尾古記」『新修島根県史』史料編2 島根県 1965

[本稿は、平成18年3月25日、26日、同年11月4日、5日の4日間にわたり、京都・妙心寺春光院（京都府右京区花園妙心寺町）において行った歴史史料調査のうち、来待石製石塔を中心とする石造物調査の成果を報告するものである。石造物調査については、岡崎雄二郎、西尾克己、稲田 信、樋口英行があたり、本稿の執筆も分担した。また、図面の浄書は樋口英行が行った。なお、本稿所収の春光院の概説「1. 春光院について」及び堀尾泰晴夫妻石廟の外側壁面に彫られた四十九院の解説表「堀尾泰晴夫妻石廟外壁卒塔婆内四十九院判読表」は、佐々木倫朗、松原祥子による。]

## 謝 辞

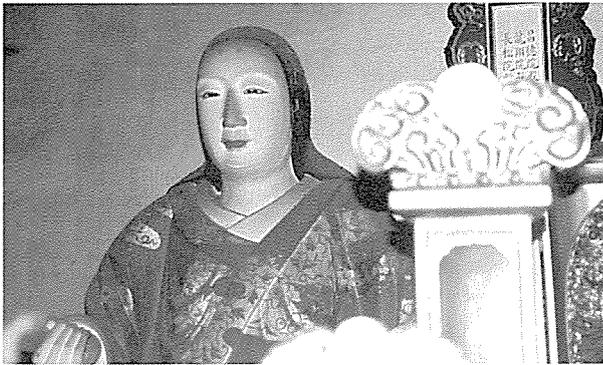
本稿を執筆するにあたり、春光院住職川上史朗師には、調査に訪れた私たちに対し多大な御便宜と御協力をいただきました。記して感謝申し上げます。



堀尾吉晴夫妻木像



堀尾吉晴木像



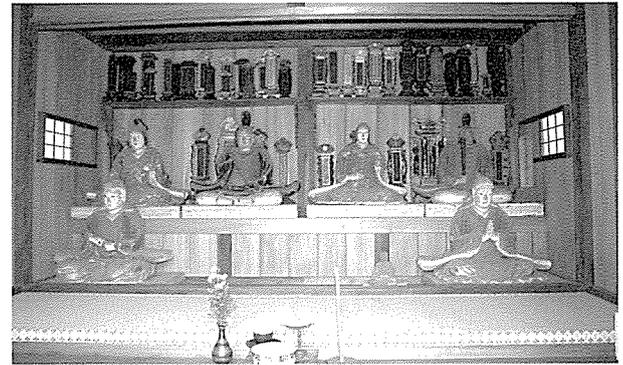
堀尾吉晴妻木像



堀尾金助木像



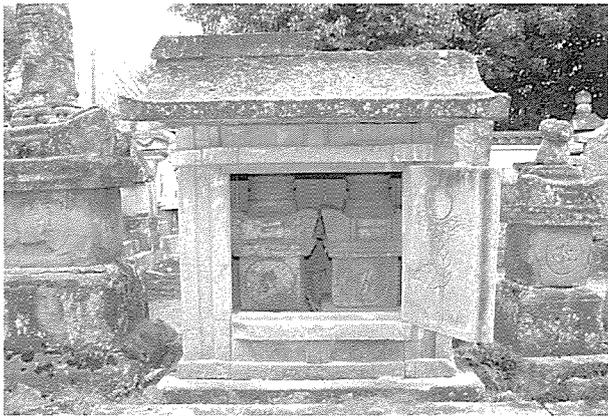
春光院御霊屋（正面）



春光院御霊屋（内部）



御霊屋裏墓域



堀尾泰晴夫妻石廟正面（開扉）



堀尾泰晴夫妻石廟正面（閉扉）



堀尾泰晴夫妻石廟前扉（左：表、右：裏）



堀尾泰晴夫妻石廟裏



堀尾泰晴夫妻石廟外壁  
（卒塔婆に配した四十九院を刻む）



堀尾泰晴宝篋印塔基礎（天徳寺の文字を刻む）



伝堀尾吉晴夫妻宝篋印塔（左：妻、右：吉晴）



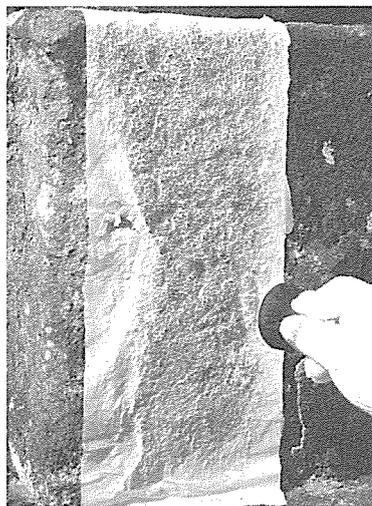
伝奥平家昌夫妻宝篋印塔（左：妻、右：家昌）



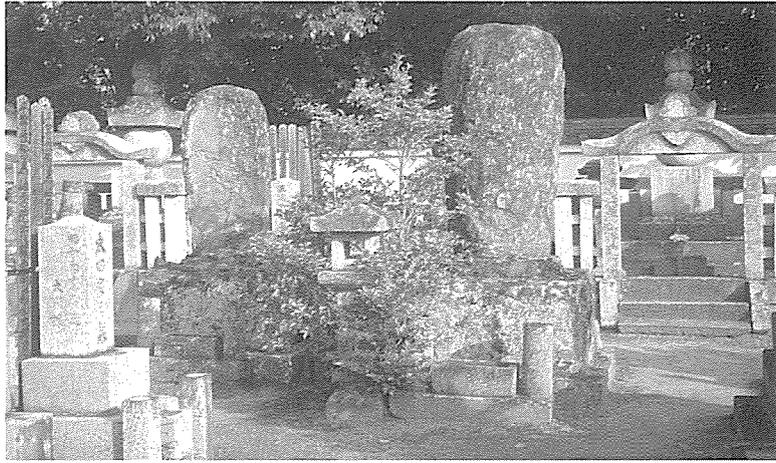
伝堀尾忠氏夫妻宝篋印塔（左：妻、右：忠氏）



伝野々村河内妻五輪塔



伝野々村河内妻五輪塔  
地輪刻字採拓風景



伝松村監物舟形石塔（左）、伝堀尾忠晴無縫塔（右）



伝松村監物舟形石塔



伝堀尾忠晴無縫塔



12号石塔（伝奥平家昌宝篋印塔横）



13号石塔（伝野々村河内妻五輪塔裏）



長齡寺前田利家・利長石廟（石川県七尾市）



親子観音（島根県安来市広瀬町）



堀尾民部（推定）石塔（島根県松江市玉湯町）



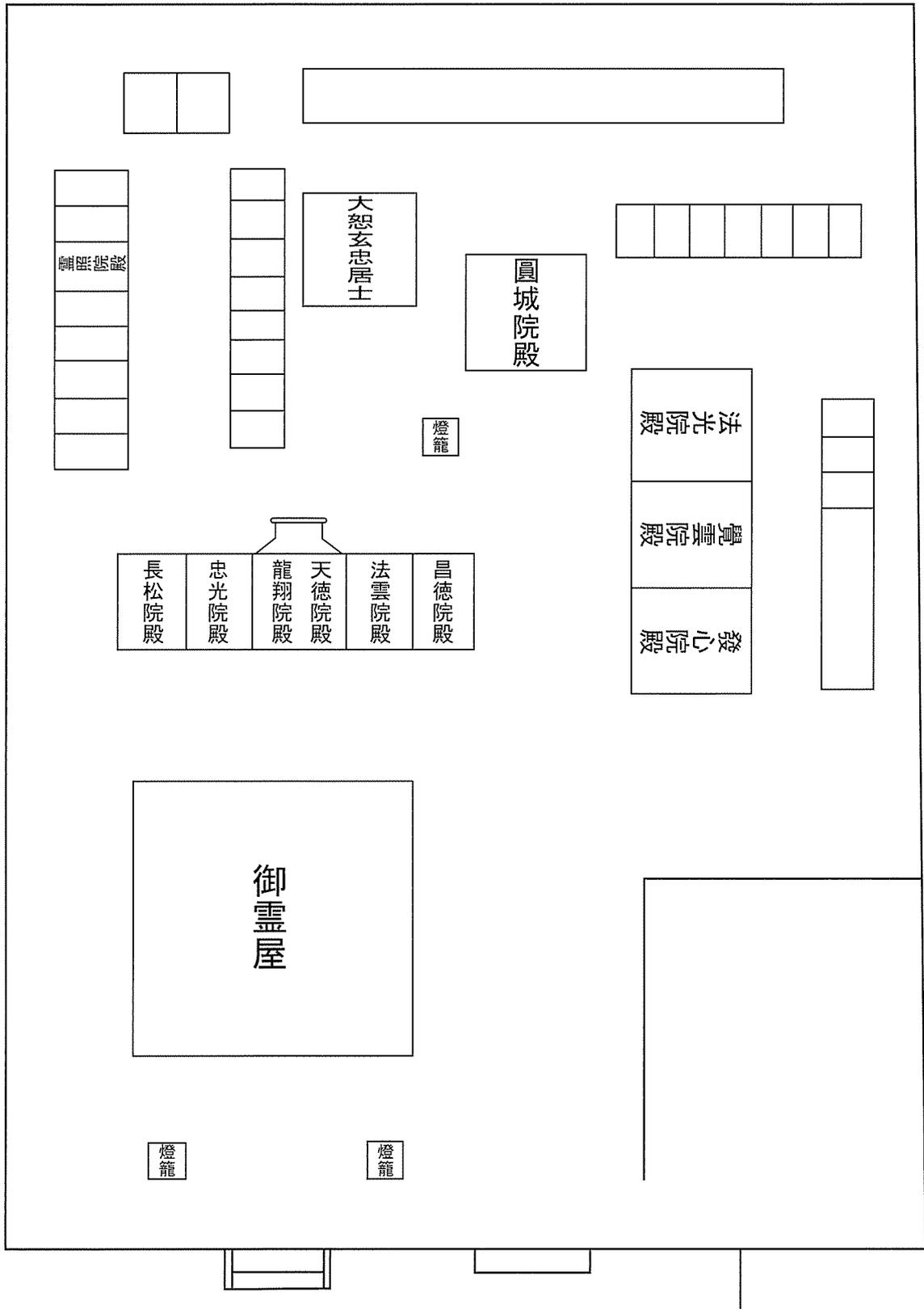
殿様墓（島根県雲南市三刀屋町）

史料の翻刻と解説の執筆については、次のような分担で行った。

- (一) 堀尾忠晴書状 佐々木倫朗
- (二) 堀尾家譜系 和田美幸・松原祥子
- (三) 堀尾家由緒書 狩野真由
- (四) 出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳 佐々木倫朗
- (五) 春光院三時回向 福井将介・佐々木倫朗
- (六) 春光院石塔配置図(文政三年) 樋口英行

また、史料の紹介や執筆に便宜をはかっていた春光院の住職川上史朗師や島根県立図書館郷土資料係の方々に記して感謝の意を表したい。

(六) 春光院石塔配置圖 (文政三年)



法雲院殿：堀尾吉晴	昌徳院殿：堀尾吉晴妻	天徳院殿：堀尾泰晴	龍翔院殿：堀尾泰晴妻
忠光院殿：堀尾忠氏	長松院殿：堀尾忠氏妻	圓城院殿：堀尾忠晴	靈照院殿：勝山殿 (堀尾吉晴娘)
大恕玄忠居士：松村監物		覺雲院殿：石川憲之妻	法光院殿：石川廉勝妻
發心院殿：石川勝明			

定が行える。また堀尾氏に様々な事項をのせる「堀尾古記」との照合により、人物名を比定できる等の堀尾氏に関する分析の大きな材料を提示できると思われる。

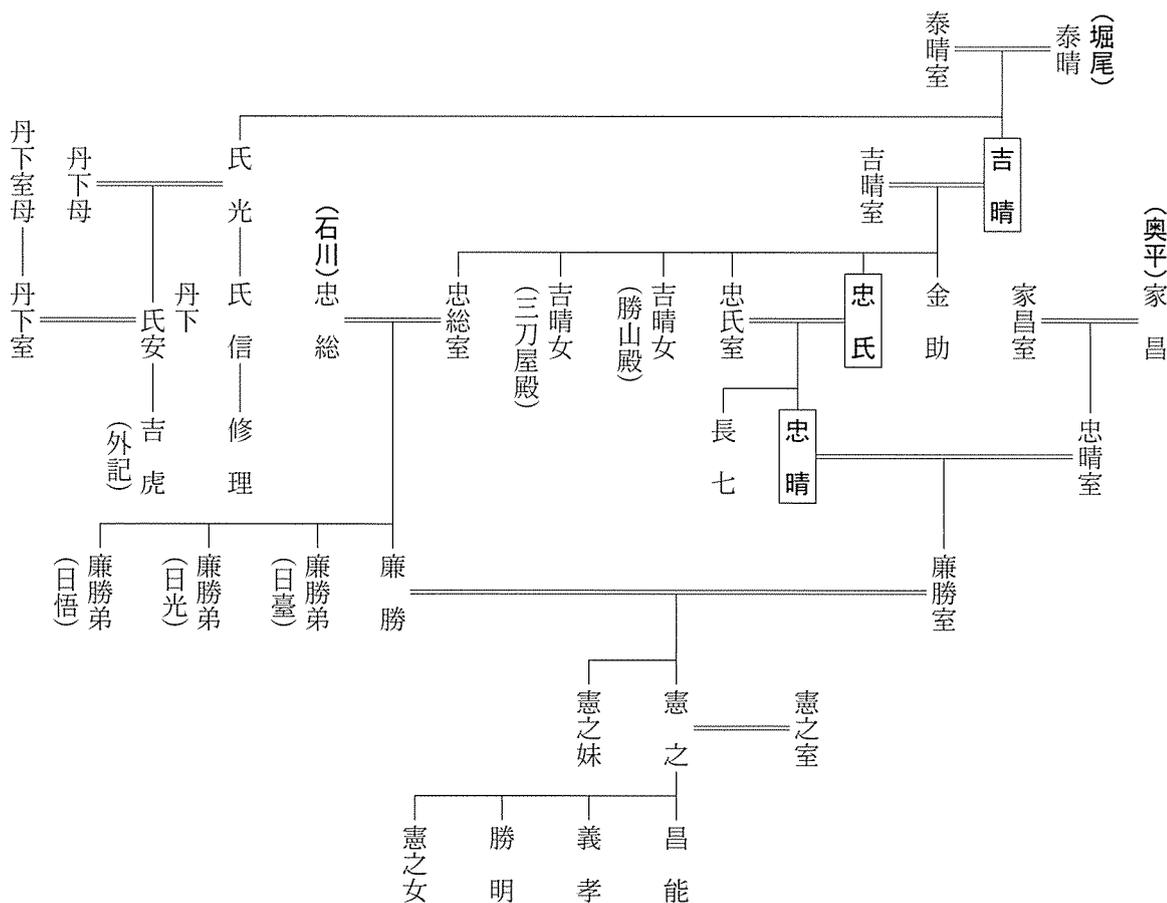
最後に「三時回向」を元に復元した堀尾氏の関係系図を載せておく。

参考文献

- ・島根懸史編纂掛 『島根懸史 第八巻』 名著出版 一九七二年 初出 一九三〇年
- ・鐸道文器 「春光院古今院事記」 一九三四年
- ・野津静一郎他編 『松江市誌』 一九四一年
- ・総合佛教大辞典編集委員会編 『総合佛教大辞典 上』 法蔵館 一九八八年
- ・山本博文 『寛永時代』 吉川弘文館 一九八九年
- ・松尾寿他 『島根県の歴史』 山川出版社 二〇〇五年
- ・市立長浜城歴史博物館、岡崎市美術館、柳川古文書館 『秀吉を支えた武将 田中吉政』 サンライズ出版 二〇〇五年
- ・松江石造物研究会 「来待石製大型石塔の出現とその歴史的背景」 『来待ストーン 研究7』 二〇〇六年

堀尾氏関係系図

(「春光院三時回向」より作成)



忠利から細川家臣魚住傳左衛門尉に宛てて「一、堀尾山城病死被仕、實子無之付而、石主殿山城聳ルて候、是へ跡を遺度と被存、方々肝煎も御座候へ共、不罷成、國者被召上候」という記載がある。ここでは、石川廉勝が忠晴の婿であるから跡を継がせたいと働きかけ、いろいろな人々が便宜を図ったが、許可が出されず国を召し上げられたとある。堀尾家の場合は、寛永一〇年の段階での家督相続は認められなかったが、堀尾家重臣が度々御家再興を願ひ出したことが「堀尾古記」、「堀尾家記録」等に書かれている。

その後、石川廉勝には、忠晴女（御ふり様）との間に男子（千勝、憲之）が誕生したが、直後に忠晴女は亡くなり、憲之が石川家を継いで、春光院の檀越になり、寺内の整備を行つてゐる。その憲之の三男勝明が、堀尾家を継いだという説が春光院に伝わつてゐる。この説については、幕府が編纂に携わつた二つの史料にも関係する記載がみられる。寛政十一（一七九九）年成立の『譜牒餘録』には、堀尾忠晴女子の注記に「忠晴卒去ノ翌年主殿願憲之ヲ生ム、後憲之ガ三男式部勝明堀尾氏ト称ス」とあり、文化九（一八一二）年成立の『寛政重修諸家譜』には、石川勝明「堀尾を称す。（中略）貞享三年三月朔日はじめて常憲院殿（徳川綱吉）にまみえたてまつり、元禄元年六月二十二日死す。年二十八」とある。二つの史料とも、廉勝の孫であり忠晴の曾孫に当たる石川勝明が、堀尾を名乗つたことを伝えており、『寛政重修諸家譜』には、將軍綱吉へのお目見えをすまして、旗本として幕府に仕えたとある。両史料の性格から考えて、勝明によつて一度は堀尾家の名跡再興が為されたが、再度勝明の死によつて堀尾氏は断絶したものと考えられる。

堀尾家と同様な大名の無嗣断絶の例には、筑後柳川の田中家の例を挙げる事ができる。田中家の場合にも、お家存続の動きがみられた。元和六（一六二〇）年に藩主忠政が亡くなつた田中家では、この時、忠政の母が存命中であり、初代藩主吉政の孫二人の内どちらかへの相続を願つてゐる。この時家督相続は認められなかったが、その後、一族が幕府旗本として仕えている。このように、大名家の世嗣断絶による大名家の改易後も旗本などの形で名跡存続の機会が存在していたことは、江戸時代に広くみられる事例である。堀尾氏にも同様な機会があつたことが史料からも判明する。

堀尾宗家断絶後、石川氏から堀尾氏を継ぐ動きがみられたことは、勝明が、憲之の嫡男昌能よりも「三時回向」では、先に記載されている点からも興味深い。

「三時回向」からは、他にも重要な情報を読みとることが出来る。史料には、「桂岩院殿祥雲世端大居士 慶長十三二月五日」という人物が載せられている。『新修島根県史 史料編二』に収録されている「堀尾古記」の慶長一三年の条に「一、堀尾勘解由果ル、極月五日京ニテ」とあり、慶長一三年一二月五日になくなつたと記されている。また、安来市広瀬町富田にある親子観音内宝篋印塔には、正面に「桂岩院殿祥雲世端大居士靈儀」向かつて右側面に「慶長十三年」左側面に「十二月五」と刻まれており広瀬の親子観音内宝篋印塔に供養されている人物は、桂岩院殿祥雲世端大居士と同一人物であり、「堀尾古記」にでてゐる堀尾勘解由である可能性が高い。堀尾勘解由（一説に掃部）は、吉晴の長女勝山殿と堀尾家重臣堀尾（野々村）河内守の子で、吉晴の外孫に当たる人物である。河内守が幼少の忠晴に代わり勘解由に堀尾家の跡目を継がせようとする「御家騒動」の結果、隠岐に流されたと伝えられている。

次に「桐嶽宗秋童子 慶長十四八月六日堀尾長七」という人物についてである。旧『島根縣史』では、忠氏の子として紹介され「堀尾古記」の慶長十四年に「長七様、八月六日二御果」とある。また、松江市内の桐岳寺に忠氏二男小次郎が法号、瑞鳳院桐岳宗秋大童子として弔われていることから、堀尾長七は、忠氏の二男で忠晴の弟だと思われる。

他の堀尾一族については、堀尾氏光の一族、特に丹下氏安の家族が詳しく記載されており、丹下の一族が享保年間（一七一六〜一七三五）まで春光院との関わりを維持していたことが窺える。

春光院三時回向から、史料の成立過程で堀尾宗家・石川家の他に堀尾丹下一族、堀尾家臣の佐治氏一族が多く名を載せてられており、堀尾宗家断絶後に春光院の檀越となつた石川家と並んで、彼らの末裔が堀尾家の菩提を弔う上で重要な役割を果たしていることが推測できる。

この史料の特徴の一つに堀尾一族の戒名と没年が記されていることがあげられる。この戒名を元に堀尾一族の墓の銘文と照合することで墓石の人物比

月山紹光信士	丹後屋又兵衛 宝永七閏八月廿二日
實山宗利禪定門	俗名理兵衛 宝永四八月二十二日
本淨院圓室道澄居士	細木監治左衛門 明和三三月二十二日
善清信士	河内屋文右衛門 天明四十月二十四日
正體如如禪定門	團七兵衛 元禄十二九月廿五日
元夢禪閣	俗名善吉 寛文元八月廿七日
再兒軒青巖良樹居士	澤野弥市左衛門 文化十一四月二十三日
月溪宗圓禪定門	生駒孫介 慶長十六八月二十三日
談月宗眞禪定門	野々口政介 寛永十七十月八日
桂岩院殿祥雲世端大居士	慶長十三十二月五日
梅溪宗春禪定尼	正保二三月五日
月山松雪禪定門	
涼山可休信士	元禄五五月六日
(後略)	

(解説)

この史料について、表紙に、「春光院三時回向<sup>えこう</sup>」とあり、「三時回向」の意味から述べてみたい。

臨濟宗では、三時の意味について一日を三つの時間に分けてそれぞれを朝下・午下、晩下と呼ぶ。回向とは、廻向とも言い、「廻はめぐらすこと、向はさしむけることで、自分が行った善をめぐらしひるがえして、衆生や自分のさとりのためにさしむけることをいい、或いは死者のためにする追善をもいう。」(『総合佛教大辞典上』法蔵館)との事で、ここでは、死者のために行う追善供養のことを意味する。従って、三時回向とは、一日に三回にわたって人物を弔うことであるので、「春光院三時回向」は、春光院において毎日三回行う追善供養において用いられた性格の史料と考えることができる。

史料の中で的人物の記載では、明治一九年没の石川総紀が年号で確認できる中で一番新しい。また、表書に「明治四十四年十月」とあることからこの時期に作成されたと考えられる。明治四十四(一九一一)年は、ちょうど堀尾吉晴の三〇〇回忌にあたり、この時期に合わせるようにこの史料も成立している。

また、今回の報告では、「春光院三時回向」の中で、堀尾氏や堀尾氏と関係の深い石川氏、堀尾家家臣団、春光院の再建に関わった人物に該当する部分のみ、全文ではなく部分のみを紹介している。

「三時回向」に記載されている人名には、堀尾一族、石川一族、堀尾家家臣団、春光院再建に当たった大工の棟梁など春光院に関係の深い人々が記載されている。

寛永一〇(一六三三)年九月に堀尾忠晴が死去して堀尾家は改易(領地没収)されるが、この時、吉晴・忠晴の女子が嫁いだ石川家から末期養子を取り堀尾家を存続させようとする動きがみられた。「譜牒餘録」には、死去直前の忠晴から酒井忠世・酒井忠勝・土井利勝らの幕府老中に宛てて吉晴の孫、石川宗十郎(廉勝)の子息への家督相続を願いたいという遺書が収録されており、『松江市誌』にも引用されている。また、寛永一〇年十月四日細川忠利書状案(『大日本近世史料 細川家史料』十一所収の六八五号文書)では、

蓮任淨林菴主	中興端宗雄禪師之父母 元祿二十一年一月五日
長譽妙壽信尼	元祿十五九月三日
雪巖道白居士	當山第一坐拙源完禪師父母 明和三六月九日
圓室自鏡信女	俗名休作 延享二、二月廿二日
本源院夏岳良性居士	前玉鳳天融卷長老父母 天保四、四月二十日
輪光院妙雲圓壽禪定尼	安政六、七月九日
覺清淨雲居士	當院再建薩雲大和尚父母 文化五二月十三日
妙圓誓壽大姉	文化九十二月十五日
五雲齋市警道周居士	當山第一坐此山淵禪師父母 享保十五四月廿四日
深慈院秋芳了薰大姉	寬延三九月十日
良月秋光居士	此山拙源兩師二仕、並河祭酒 寬政三八月四日
禅海宗圓信士	仕此山拙源薩雲三師喜兵衛 文化三八月廿五日
法得院庭隱日了居士	前玉鳳大宙杲長老父母 文政九正月九日
得受院妙庭日法信女	俗名宮崎伊右衛門 天保十四正月廿三日

觀月了吟禪定門	當山第一坐齋洲同禪師父 天保五四月八日
物外慶春居士	前任當山鐸道器大禪師父母 元祿三六月二十二日
中道渭川禪定尼	享保六七月廿七日
一叟道無信士	第九世當山第一坐性堂禪師父母 享保十三八月三日
一桂慧心大姉	享保十八十一月四日
各各淑靈	
桂室妙光信女	古在氏先妻 元祿十一十月十二日
孤月妙圓禪定尼	元祿十二二月十二日
心光貞壽禪定尼	寬永四十月十二日
了室理念信士	中谷 再建棟梁喜兵衛 文政十三三月十六日

鐵心高菴居士 大春了義居士	松月院清室妙空信女	慧光院仁嶽良智居士	義傳院鍊叟正錢居士	一空禪心居士	機峯宗玄居士	幻容童子	了丙牧心居士	竟空院覺心正悟大姉	好峯梅雪居士 大機院籌山世休居士	桐嶽宗秋童子 春峯世榮禪定門		
寬永十二四月八日堀尾氏信 公ノ女婿高田大學	四月廿九日小島忠兵工男	元禄八八月十七日 小島忠兵衛	正徳五、九月十六日吉晴公ノ一族 小島忠兵衛室	寬永十六十一月十九日堀尾民部 ノ婿前田十左衛門	寬永十三八月廿日吉晴公外孫 小島隼人	寬文四九月十三日堀尾氏光公ノ 一族 丹羽彦右衛門男	寬文七四月十六日氏光公ノ一 族 丹羽彦右衛門	延宝五九月三日堀尾家臣 小島忠兵衛母	正保二九月十六日前田丹波正 近、堀尾吉虎公ノ外祖	慶長十四八月六日堀尾長七 文禄三正月十五日堀尾次郎	元和元十二月十九日堀尾梅雪 享保十、十月晦日堀尾丹下一族	

永壽院妙遠日量大姉	好寬院休眞日昌信士	秋峯舊溪禪定門	勇猛日進	本安舊曆居士	善性院妙休日證	涼室玄荷禪定門	信行院妙安日全大姉	貞壽院清巖慧白大姉	慈法院淨因智元大姉	大恕玄忠居士	見性院殿任長世運大居士	各各淑靈
佐治氏妻元禄七、十二月五日 元文五十一月七日	佐治氏名好寬	慶安三八月十日 佐治善之丞	元禄十、閏二月七日 佐治善右衛門	明曆三十一月十七日 佐治刑部	貞享四九月十八日 佐治氏祖母	寬永二十、五月二十五日 佐治氏	元禄元十一月廿七日 佐治氏母	元文二四月八日 近藤外記妻	宝永三十月十四日 山本采女妻	寬永十、九月廿六日殉于城州公 之死 松村監物	元文二九月十一日 淺見伊織	

眞清院淨譽薰妙大姉	寶曆元辛未正月十二日 俗名阿愛勝之公女
暁雲院榮空童子	元文元辰五月七日 俗名石之介勝之公男
義孝院殿日意大居士	寶永七庚寅九月二日 從五位下越前守義孝公 憲之公男
總慶院殿厚仁日有大居士	明和元申六月廿六日 從五位下主殿頭總慶公 勝之公嫡男
天真院殿朗月日念大居士	寶曆九己卯閏七月五日 從五位下野守總英公 總慶公三男
恭敬院殿太禮日定大居士	文政九戊寅九月十日 從五位下主殿頭總堯公 總慶公男
總純院殿圓月日耀大居士	安永五申五月三日 從五位下日向守總純公 總英公男
總博院殿體全日具大居士	文政二己卯六月五日 從五位下日向守總博公 總純公養子
總師院殿種徳日懷大居士	享和三亥六月十三日 從五位下主殿頭總師公 總博公養子

振耀院殿智顯日照大居士	文政三庚辰六月十四日 從五位下主殿頭總佐公 總師公男
德行院殿日顯大居士	文政元戊寅九月十日 石川宗十郎總章公 總佐公養子實弟
總安院殿興隆日暉大居士	天保四癸巳正月八日 從五位下日向守總安公 總佐公養子
總祿院殿常照日穩大居士	明治十九丙戌十一月一日 正五位日向守總紀公 總安公養子
光英院殿智明日賢大居士	文久二壬戌九月十七日 從五位下主殿頭總祿公 總紀公養子
成之院殿顯空日遠大居士	慶應元乙丑五月六日 石川保之助總脩公 總祿公養子
成徳院殿豐圓日明大居士	明治十一六月二十日 石川宗十郎成之公 總脩公養子
各各淑靈	

方圓院殿泰慧日周大居士	得圓院殿日悟大居士	常寂院殿日光大居士	自昇院殿日臺大居士	法光院殿玄貞全心大姉	寂智院殿日俊大居士	法林院殿仙苑壽信大姉	忠總院殿日觀大居士			
從四位下主殿頭石川憲之公 廉勝公嫡男	寶永四丁亥七月十二日 石川廉勝公弟	延寶五丁巳六月廿七日 石川廉勝公弟	正保元甲申二月五日 石川廉勝公弟	承応二癸巳六月廿九日 石川廉勝公弟	寬永十一甲戌四月廿七日 石川廉勝公室 堀尾忠晴公長女	慶安三庚寅七月八日 從五位下彈正大弼石川廉勝公	慶安元八月十八日 石川忠總公室 堀尾吉晴公女	慶安三庚寅十二月廿四日 從五位下主殿頭忠總公 堀尾吉晴公女婿 大久保忠隣公男		

覺雲院殿眞照徹源大姉	發心院殿正山世覺大居士	榮受院殿勝善妙果尼大姉	榮得院殿日理大姉	登圓院殿日頂大居士	芳蓮院殿瑞仙貞壽大姉	法性院殿空山万住大居士	顯妙院殿壽林日幸大姉	暫光院正幻童子
寶永二乙酉三月二日 石川憲之公室 梅園三位實清公女	元祿元戊辰六月廿二日 石川勝明公 憲之公三男	正徳元卯七月廿五日 憲之公女	寬文六丙午八月十四日 憲之公妹 九鬼隆常公二嫁入	天和二戌四月廿五日 石川從五位下日向守昌能公 憲之公嫡男	正徳二壬辰正月十一日 石川昌能公室藤堂高次公女	寶永三戊正月廿七日 從五位下野守勝之公 昌能公嫡男	寶曆六丙子二月廿三日 勝之公室 水野隼人正忠直公女	享保十乙巳四月十二日 石川勝之公男

(五) 春光院三時回向

「春光院三時回向

明治四十四年十月□□

(中略)

天德院殿高菴世崇大居士	慶長四己亥十一月九日 堀尾中務大輔泰晴公
龍翔院殿芳嶽宗葩大姉	慶長十二丁未四月六日 堀尾泰晴公室
法雲院殿松庭世栢大居士	慶長十六辛亥六月十七日 堀尾帶刀吉晴公
昌德院殿俊芳宗英大姉	元和五己未四月四日 堀尾吉晴公室
靈照院殿高月宗松大禪定尼	元和四戊午正月十七日 勝山殿 吉晴公女
清涼院殿金臺宗蓮大禪定尼	元和四戊午四月廿五日 三刀屋殿 吉晴公女
見桃院殿寶光世眞大居士	慶長十三戊申三月廿五日 堀尾氏光公 吉晴公弟
忠光院殿天岫世球大居士	慶長九辰八月四日 堀尾忠氏公 吉晴公男
長松院殿眞諦紹聖大姉	寬永四丁卯三月十七日 堀尾忠氏公室
俊巖院殿逸巖世俊大禪定門	天正十八庚寅六月十二日 堀尾金助公 吉晴公男

圓德院殿青嶺世蓮居士	貞享三寅正月十六日 堀尾丹下氏安公 <small>氏光公次男</small>
常照院殿三溪玄省大姉	延寶六年十月八日 堀尾丹下公室
天光榮倫大姉	寬永三丙寅六月十五日 堀尾丹下室ノ母
樹林院殿堅正宗固大姉	正保四丁亥六月七日 堀尾丹下公母儀
祥光院殿忠巖世良居士	元禄五壬申九月二日 堀尾外記吉虎公 <small>丹下公長男</small>
玉峰院殿瑞溪世琳居士	寬永三丙寅六月十五日 堀尾氏信公 丹下公兄
六通院殿天眼道高大居士	慶長十九寅十月十日 奧平家昌公 忠晴公室 父、母八家康公女盛徳院
法明院殿慧光正圓大禪定尼	慶長十六亥十月十三日 奧平家昌公室
圓成院殿高賢世肖大居士	寬永十酉九月二十日 堀尾忠晴公 <small>忠氏公長男</small>
雲松院殿長天正久尼大姉	慶安三閏十月廿六日 堀尾忠晴公室 奧平家昌公女
西嶺院殿松外世長居士	寬永十八辛巳十一月廿三日 堀尾修理公 堀尾氏信公 男 丹下氏安公ノ甥

一四石

一式石

郡小左衛門  
桶大工

高合百廿五石

寺社領

一廿石

一拾貳石

一拾石

一同

一同

一同

一五石

一同

一同

一同

一同

一同

一三石

一同

一貳石

一同

一同

一同

一同

一同

一同

一廿九ヶ所

隱岐院

大峯

惣社明神

焼火権現

大万寺

一宮

宇津賀明神

国分寺

八幡宮

建福寺

山王

護國寺

高田大明神

知夫里ノ宮

長福寺

古城八幡

天神

加茂明神

大日

内宮

由良明神

山王権現

東郷八幡

給知寺社領

都合拾八万六千八百八拾七石九斗余

扶持方都合貳百五拾四人

蔵入

合八万三千四百八拾壹石余

(奥書)

寛保三癸亥年写之

寛政十二年庚申

下春下七日写之、

堀尾吉晴公旧土

野中貞元(花押)

本書奈倉氏より恩借写之

文政元戊寅九月野中氏ヨリ

借用写之置者也、

下村又藏秀就花押

維時明治四十五年二月

谷口氏世話ヲ以テ購焉、

田中莊次郎

一拾貳石	同	安國寺
一五石		芦高大明神
一四十石		楯屋明神
一七石五斗		淨光寺領
一拾七石		熊野權現
一卅石	能儀郡	富田八幡
一拾五石	同	能儀宮
一五石		道祖神
一百石		清水寺
一拾石		雲樹寺
一拾四石	嶋根郡	美保明神
一貳石		枕木
一卅石		岩屋寺
一八石	仁多郡	覺融寺
一五石	同	青龍寺
一五石	同	妙巖寺
一拾石	飯石郡	須佐明神
一十五石	同	禪定寺
一七石	同	壽福寺
一拾石	同	三刀屋一宮
一貳拾五石	同	同八幡
一拾貳石	同	峯寺

一拾石		大原	弘安寺
一拾貳石		神門	神西八幡
一卅石		同	園妙見
一三石		神門	弘法寺
一卅石		同	塩冶八幡
一三石		同	宝藏寺
一九石		同	木成善王
一廿石		楯縫	一畑寺
一拾五石		秋鹿	大野高宮
一四石		嶋根	圓福寺
一貳石			万福寺
一三石		片江	長寿寺
一四石			松江橋姫
六拾三ヶ所 高五千九百廿石七斗八合			
隱岐國			
拾五石			船頭弥次右衛門
三人扶持			家大工源右衛門
一八石			同 小平次
一八石			同 孫四郎
一七石			

一九石	同町目代	同	大工三郎左衛門
一三石式斗	能儀折坂水煎	一六百拾三石三斗	日御崎領
一四石	意宇来海	一八石	鷺大明神領
一四石	山廻	一三石	阿式宮領
一人扶持	源左衛門	一三百石	鱈田寺領
	又兵衛	一三十老石	神門寺領
	同郡熊野	一貳百石	佐陀明神領
	同 惣左衛門	一拾七石	伊弉諾領
	又藏	一貳百拾石	伊弉冉領
	同郡穴道	一卅石	八重垣領
一四石	次郎右衛門	一貳百石	瑞應寺領
高八百六拾九石式斗	忠右衛門	一百五拾石	伊勢外宮
		一百三拾石	伊勢内宮
		一五拾石	熱田明神領
		一同	多賀明神領
寺社領	東照權現	一六拾石	京愛宕
一貳百石		一貳百石	同八幡
一貳千七百廿八石九升八合	杵築大社領	一五拾石	同瀧本坊
内		一廿石	尾張染嶋
三百八拾三石七斗三升	祭田	一五拾石	妙心寺領
卅石	燈明田	一貳拾四石	大嶺領
千石	千家國造	一八石	乃木如来領
千石	北嶋國造	一卅老石	普門院
五拾石	本社領		
拾三石	神宮寺		
貳百四石老斗五升八合	修理田	一五石	嶋根郡 一成權現
廿石	北嶋左平次	一同	同 若宮
拾石	千家太左衛門		
同	大工次郎左衛門	一五拾石	意宇郡 出雲郷八幡

高三百三拾三石

一百石

新貝二郎兵衛

一 廿五石  
二人扶持

忠五郎

一 廿石  
式人扶持

水煎三郎兵衛

一五石

神門郡  
与五郎

一 廿三石  
式人扶持

同与三

一同

神門郡  
加助

一 一百三十石  
掛下仙之助

横田助兵衛

一六石

楯縫郡  
忠助

一 廿五石  
式人扶持

水煎勘三郎

一八石

秋鹿郡  
甚九郎

一同

同甚八

一七石

意宇郡  
勘七

一 廿五石  
二人扶持

傳十郎

一拾石

能儀郡  
孫兵衛

一同

同 大郎右衛門尉

一拾五石

仁多郡  
又助

一同

助大夫

一五石

同 三郎兵衛

一 廿三石  
二人扶持

丹七

一同

飯石郡  
甚右衛門

一 廿五石  
二人扶持

門番

一拾石

出雲郡  
四郎左衛門

一 廿三石  
二人扶持

次郎三郎

一同

大原郡  
弥右衛門

一 廿三石  
二人扶持

藤左衛門尉

一廿石

富田水煎  
弥三左衛門

鑓持外取

一拾石

九郎兵衛

一 式百石	局	一 四百石	鉄炮はり	国友藤助
一 五拾石	小野斎後家	一 三百石	はりた	彦右衛門
一 三拾石	三田村後家	一 百廿石	さうかん	又助
一 同	高見後家	一 百石	とき	兵七
一 同	堤五郎兵衛後家	一 同	さやし	新助
一 廿石	豊島弥兵衛後家	一 同	たいや	左平次
高合三百六拾石		一 同	しろかね	又十郎
坊主		一 五十石	常細工	庄左衛門
一 五十石	休賀	一 四十石	常細工	平蔵
一 四人扶持	宗佐	一 三人扶持	同	久大夫
一 百石	玄斎	一 三十三石	常細工	喜十郎
一 廿石	三人扶持	一 三十石	はりた	兵右衛門
一 二人ふち	松運	一 三人扶持	常細工	
一 拾石	久世	一 同	高千四百五拾八石	
二人扶持		一 廿五石	常細工	
高六百石		鷹師		
一 百石	今井甚九良	一 百石		大工嘉兵衛
一 百拾石	細田磯右衛門	一 五拾石		同 市兵衛
一 廿石	多さし傳介	一 同		同 惣大夫
三人扶持		一 同		同 喜八郎
高貳百三拾石		一 卅石		同 尾左衛門
三人		一 廿石		同 角助
職人		一 同		同 惣四郎
一 百三拾石	小池儀右衛門	一 拾三石		同 善左衛門

一 三十五石  
 三人扶持  
 一同  
 一 卅石  
 三人扶持  
 一 三十石  
 式人扶持  
 一同  
 一 三十五石  
 五人扶持  
 一 三十石  
 三人扶持  
 一同  
 一 三十石  
 式人扶持  
 一同  
 一 卅五石  
 三人扶持  
 一 卅五石  
 三人扶持  
 一 廿七石  
 三人扶持  
 一 廿五石  
 三人扶持  
 一 廿五石  
 三人扶持

油井喜八郎  
 岩崎治右衛門  
 土屋右右衛門  
 供五所市右衛門  
 小林利左衛門  
 矢嶋又三郎  
 岡村安右衛門  
 吉田久右衛門  
 藤田利助  
 磯又右衛門  
 荒木万助  
 今村九七郎  
 嶋安兵衛  
 三輪傳助  
 木村助左衛門  
 高屋孫右衛門  
 留田宗兵衛

一 廿三石  
 三人扶持  
 一同  
 一 廿石  
 三人扶持  
 一 廿五石  
 三人扶持  
 一 七十四人  
 高五万五百廿三石  
 算用  
 一 三百石  
 一 式百五十石  
 一 百廿石  
 一 百拾五石  
 一 百石  
 高八百八拾五石  
 一 四百石  
 一 式百石  
 一 百石  
 一同  
 一 同  
 一 百五拾石  
 一 百七拾石  
 一 式百石  
 一 式百五拾石  
 一 六人  
 高千六百七拾石

南部大蔵  
 一圓長大夫  
 村田吟右衛門  
 坂井彦右衛門  
 長谷川嘉兵衛  
 林喜平次  
 村田利右衛門  
 加藤清七  
 前田善右衛門  
 立木養齋  
 小川雨庵  
 遠山学庵  
 長野宗伯  
 疋地喜庵  
 中山宗仲  
 南保三右衛門  
 松村孫右衛門  
 吉田良庵



一貳百石 同断

萩野矢嶋

江戸

一六千石

山城守内儀

一五百石 同断

六浦兵大夫

一千石

長谷川半右衛門

一同 同断

則武三大夫

一四百石

長谷川覺左衛門

一三百石 同断

服部茂大夫

一貳百石

河村庄兵衛

一同 同断

村岡治兵衛

一同

足高七郎左衛門

一五百石 同断

武井六左衛門

一三百石

児玉道与

一同 同断

田中幸兵衛

一五百石

松平佐左衛門

高老万八千九百五拾石

堀尾九十郎

一貳百石

林七左衛門

高老万二千三百石

青山槐助

一三百石

高橋安之丞

一千石

吉原二位五郎

一貳百六拾石

主殿内儀

一六百石

近藤五郎左衛門

一貳百石

宗十郎内儀

一六百石

畑牛之丞

一同

長谷川宗左衛門

一四百石

塩穴弥左衛門

一同

畑田理兵衛

一五百石

伊藤猪助

一同

江口惣大夫

〆七人

高四千百石

一三百石

村田勘六左衛門

京

安藤弥次兵衛

一貳百石

江口九郎兵衛

一貳百石

塩濱紹与

一貳百石

森吉兵衛

一貳百石

渋谷長右衛門

一貳百石

谷喜兵衛

〆七百石

安藤弥次兵衛

一貳百石

後藤七藏

〆七百石

塩濱紹与

一貳百石

河合治郎右衛門

〆七百石

渋谷長右衛門

一貳百石

山田源次良

〆七百石

安藤弥次兵衛

一貳百石

村松三藏

〆七百石

塩濱紹与

一貳百石

池田五郎兵衛

〆七百石

渋谷長右衛門

一貳百石

高木五左衛門

〆七百石

恒武才兵衛

一同

恒武才兵衛

一同  
 一同  
 一同  
 一同  
 一百廿石  
 一同  
 一百石  
 一同  
 〆拾壹人  
 高三千五百廿石  
 一千七百石  
 一百石  
 一式百四拾石  
 一式百石  
 一式百石  
 一同  
 一百七拾石  
 一百五拾石  
 一百卅石  
 一百廿石  
 一百石  
 〆十一人  
 高三千五百石  
 一千石  
 一式百廿石  
 一百五拾石  
 一同

小池与八郎  
 掛合喜九良  
 山田弥傳治  
 中嶋五郎八  
 野中甚八  
 田中与茂左衛門  
 二橋惣左衛門  
 山上勝左衛門

一百四拾石  
 一同  
 一同  
 一百卅石  
 一百廿石  
 一百石  
 一百五拾石  
 〆十二人  
 高二千四百四拾石

洪谷市左衛門  
 万見長左衛門  
 前田孫左衛門  
 江原小五良  
 野村与兵衛  
 渡久六  
 猪子文大夫

小嶋治大夫  
 鷺見八九郎  
 佐々半四郎  
 河本佐之丞  
 三宅嘉兵衛  
 小澤丹五郎  
 菊松政右衛門  
 横幕忠三郎  
 生駒喜四郎  
 野中太郎右衛門  
 平野三郎兵衛

一三千石 伊賀鉄炮四拾人  
 一三千石 口賀鉄炮四拾人  
 一百石 弓廿一人  
 一千貳百石 弓廿一人  
 一五百石 弓廿一人  
 一六百石 鉄炮三十人  
 一八百石 鉄炮三十人  
 一千石 同三十人  
 一千石 同三十人  
 一六百石 同三十人  
 一五百石 同廿人  
 一同 同廿人  
 一八百石 同廿人

揖斐伊豆  
 堀尾但馬  
 堀尾春千代  
 久徳内膳  
 山田角右衛門  
 木戸十乗坊  
 畑久左衛門  
 山路所左衛門  
 今村右馬亮  
 高松内匠  
 山本角大夫  
 奈良伊織  
 萩野彦之丞

一三百石

一百五拾石

ノ拾五人

高三千八百五拾石

鉄炮廿人

一三千石

一三百石

一貳百五拾石

一貳百石

一同

一同

一同

一同

一百八拾石

一百八拾五石

一百七拾石

一百五拾石

一同

一百四拾石

一百五拾石

一百四拾石

一同

一百三拾石

一百廿石

一同

一同

落合 勝之助  
孫平次

種村孫太夫

前田丹波

同十左衛門

坂井勘右衛門

八木八郎左衛門

長谷川清治郎

前田十兵衛

細勝兵衛

戸波左傳治

林文左衛門

上田助兵衛

武藤三太郎

水野幸左衛門

山下勘左衛門

瀬尾傳八

足立又八

高田又助

長谷川喜助

木村市助

萩野七右衛門

樋口文右衛門

太田辰之助

熱見五右衛門

一百拾石

一百石

一同

一同

一三百石

ノ廿九人

高合七千七百拾五石

鉄炮廿三人

一貳千石

一貳百拾石

一貳百石

一貳百石

一百石

一百七拾石

一百六拾石

一百五拾石

一百卅石

一同

一百拾石

一百石

ノ拾貳人

高三千六百六拾石

一貳千石

一三百石

一百五拾石

一同

上原虎藏

并河喜大夫

今村勘五良

時岡平藏

庭野惣四良

并河四郎兵衛

牧志摩

同九右衛門

上原庄五良

牧新九良

牧新助

西川三九良

谷左大夫

大廻甚之丞

木村助大夫

河崎藤八

坪田猪右衛門

掛下清助

神保清十郎

黒田将監

藤本甚大夫

岡権兵衛

一同

一同

一百四拾五石

一百四拾石

一百拾石

一百石

一同

一六白石

一百五拾石

一同

〱廿七人

高七千六百五拾五石

鉄炮廿人

一貳千百廿石

一貳百石

一三百石

一貳百五拾石

一貳百石

一同

一百七拾石

一百六拾石

一百五拾石

一同

一同

一同

一百四拾石

日比六大夫

落合安右衛門

岡島武兵衛

吉川兵五良

昇藤治

松本五左衛門

池村兵吉

太郎介

落合助三郎

平助

落合九之助

小堀半兵衛

一同

一百卅石

一同

一百廿石

一百廿石

一同

一同

一百拾石

一三百石

一貳百石

一同

〱廿四人

高六千三拾石

鉄炮廿七人

一千貳百石

一四百石

一三百石

一貳百五拾石

一貳百石

一百七拾石

一百五拾石

一百四拾石

一同

一同

一百廿石

一同

一百拾石

足立市之助

岡本五兵衛

石川小左衛門

小川作之助

留永勝左衛門

永田又左衛門

服部左内

野々村辰之助

野治善太郎

長谷川長藏

塩穴平左衛門

吉川猪之助

吉川嘉藤治

吉川小之助

吉川彦六

鈴木安兵衛

跡部左吉

森関右衛門

坂井勝九良

安藤善八

森村善吉

小川治右衛門

左菊権之助

大垣千之助

一同 小黒久之丞  
 一百五拾石 足立勘太郎  
 一同 一瀬武右衛門  
 一同 三田村太郎右衛門  
 一同 伊藤宇兵衛  
 一同 石井九郎次郎  
 一百卅石 宇津尾傳左衛門  
 一百廿石 黒田喜八郎  
 一同 鈴木角之丞  
 一百拾石 村嶋傳藏  
 一百拾石 沢田小左衛門  
 一百石 矢久嶋傳介  
 一同 森丹七  
 一同 樋口九郎兵衛  
 一同 松村八助  
 一百五拾石 正田權大夫  
 〳三十九人  
 高老万千三百八拾石

堀尾左兵衛  
 堀尾頼母  
 高間惣兵衛  
 郷嶋彦左衛門  
 服部茂兵衛  
 尾崎市之丞  
 落合甚助  
 一瀬十三郎  
 野崎喜藏  
 野崎庄八

一百七拾石 澄方九郎兵衛  
 一百五拾石 宮田左助  
 一同 近藤新兵衛  
 一同 加成新五郎  
 一同 山田市左衛門  
 一同 小嶋傳次  
 一同 田中小五郎  
 一同 江口孫次郎  
 一同 浅井長五郎  
 一同 高田又右衛門  
 一同 丹羽仙右衛門  
 一同 今村平吉  
 一同 一瀬治作  
 一百五拾石 和田三九郎  
 一百石 山田勘平  
 〳廿五人  
 高六千六百八拾石  
 鉄炮三十人

一式千石 小嶋隼人  
 一式百石 小嶋兵助  
 一式百石 青木左衛門  
 一同 松原三十郎  
 一同 小笠原作右衛門  
 一同 山田勘兵衛  
 一同 松山七右衛門  
 一同 藤江弥次右衛門  
 一同 松元平右衛門  
 一同 高橋新右衛門

一百七拾石	樋口喜助	一百四拾石	樋口金三郎
一貳百石	中西奥右衛門	一貳百石	梶原駒
一同	坂井与兵衛	〆三十三人	
一三百八拾石	松田与次兵衛	高二万九百拾石	
一貳百石	柴山清兵衛		
一同	百々五郎左衛門	鉄炮廿人	
一同	樋口喜左衛門	一四千石	堀尾采女
一同	則武助左衛門	一五百石	堀尾右近
一同	瀧藏兵衛	一貳百石	揖斐数馬
一百八拾石	一瀬浅右衛門	一同	中村清兵衛
一百六拾石	生田四郎兵衛	一三百五拾石	藏田源八
一百五拾石	芳賀弥右衛門	一貳百五拾石	玉井四郎右衛門
一同	上林喜左衛門	一貳百卅石	佐治常右衛門
一百七拾石	瀧六兵衛	一三百八拾石	高山作之丞
一百五拾石	瀧角兵衛	一三百石	木戸右衛門
一百廿石	瀧勘助	一貳百五拾石	宇津尾九藏
一百四拾石	伴九郎左衛門	一同	河瀬森右衛門
一百廿石	宮野傳左衛門	一貳百卅石	并河藤兵衛
一同	南源大夫	一貳百石	宇津尾太郎左衛門
一同	兼井勘七	一同	千賀四郎左衛門
一同	河田七郎兵衛	一同	馬路市大夫
一同	江口弥次兵衛	一同	荏部孫市
一百卅石	荒木藤兵衛	一同	畑勘八
一百廿石	田中八郎太良	一同	玉木助九郎
一同	矢田与四右衛門	一同	長岡政之丞
一同	吉川五郎兵衛	一貳百三拾石	木下半兵衛
一同	福間善右衛門	一貳百石	野崎辰藏
一百拾石	築山文左衛門	一百八拾石	畑勘大夫
一百卅石	松田庄九郎	一百七拾石	野村加助

一式百石	保木才三郎	一同	丹羽太郎助
一同	丹羽覺兵衛	一式百石	稻垣七左衛門
一同	小澤長右衛門	一百四拾石	鈴木五郎左衛門
一同	越知喜左衛門	一百三拾石	包久大夫
一同	土屋長左衛門	一同	林多右衛門
一百五拾石	澤五助	一百式拾石	福見市左衛門
一同	澤傳八	一同	服部政右衛門
〆拾九人		一同	溝口庄五郎
高合六千百廿石		一同	重村吉左衛門
		一同	大塚郷左衛門
一六千五百石	堀尾修理	一百石	永原彦太郎
一式百石	堀尾彦三郎	一同	水谷七郎左衛門
一百三十石	渡部与五左衛門	一百五拾石	土屋与右衛門
一同	浅井奎之丞	一同	今村喜助
一式百八拾石	山柳八左衛門	一百四拾石	今村右衛門九郎
一百三十石	加納庄左衛門	一百石	今村市郎兵衛
一同	重村孫之進	一百五拾石	長屋喜内
一式百四拾石	渡部與右衛門	一百卅石	長屋善九郎
一式百拾石	丹羽丹右衛門	一式百石	舟橋兵之丞
一式百石	近藤六郎兵衛	一同	河田兵藏
一同	瀧茂左衛門	一百四拾石	長谷川七大夫
一同	外山一郎右衛門	一百七拾石	池田龜之助
一同	牧源右衛門	一式百石	黒田權右衛門
一百八拾石	森平六左衛門	一同	不藤孫左衛門
一百七拾石	山川助太郎	〆四十三人	
一同	山外吉右衛門	高卷万三千九百廿石	
一百五拾石	齋藤安左衛門		
一同	天野与次右衛門	一四千九百石	堀尾因幡
一百五拾石	鳥井小右衛門	一八百石	松田勘十郎

一四千三百石	堀尾孫兵衛	一三百五拾石	窪田与次右衛門
一五百石	河合与三左衛門	一同	渡部十右衛門
一同	林九郎左衛門	一三百石	落合半右衛門尉
一四百廿石	梶原文六	一同	梯 權八
一貳百石	白坂猪右衛門	一同	傳三郎
一六百石	森勘兵衛	一同	大嶋九郎左衛門
一五百石	并河平助	一同	大野角之助
一同	余語治大夫	一同	辻京右衛門
一四百三拾石	山本次兵衛	一貳百五拾石	沢助九郎
一三百拾石	細野作左衛門	一同	河田新左衛門
一三百石	落合孫大夫	一貳百拾石	中嶋太郎作
一三百石	奈良久五郎	一貳百石	岩崎平右衛門
一同	山瀬七郎右衛門	一百五拾石	河田助三郎
一同	大原正右衛門	一貳百石	中村弥右衛門
一同	角田吉三郎	〳二十二人	
一貳百五拾石	上田 權右衛門	高七千二百石	
	弥平次		
一貳百參拾石	中村甚右衛門	一千貳百石	松田忠兵衛
一貳百石	山本藤八	一五百石	野々村奎兵衛
一同	中村弥太郎	一三百石	片岡又右衛門
〳十人		一五百石	小森源八
高六千六百廿石		一三百五拾石	野間梶之丞
一千石	生駒十太郎	一三百廿石	小嶋三七
一七百石	中川内匠	一三百石	河井六三郎
一三百五拾石	中村久兵衛	一同	瀧半左衛門
		一同	早川文三郎
		一貳百五拾石	村井右衛門
		一同	山田長三郎
一六百石	内百石	一同	小倉八右衛門
無役	百々彦助		

一 三拾石  
三人扶持

以上百七拾石

同

片岡左次良

以上六拾石

山川竹之助

一 四拾石  
三人扶持

以上八拾石

同

西牧勝龜

一千石

馬廻り

堀尾丹下

入江九郎左衛門

一 六拾石  
三人扶持

平野縫殿与

同

荒木武左衛門

同

野村孫太郎

一 五拾石  
三人扶持

同

河瀬久兵衛

同

武元左平太

一 三拾石  
三人扶持

以上百四拾石

奥田主水与

同

留田九郎大夫

同

上山場左衛門

一 三拾石  
三人扶持

一 三拾石  
三人扶持

供五所九左衛門

同

十九人

高七千四百五拾石

松原又右衛門

湯崎清左衛門

江藤彦左衛門

小鴨茂右衛門

臼井甚五左衛門

平手左次右衛門

瀧孫十郎

小牧岡右衛門

山口次郎右衛門

塩津三郎四郎

近藤權大夫

一同 牧野右衛門八  
 一同 今村權七  
 一貳百五十石 栗栖久次郎  
 一同 藤田平三郎  
 一同 梶村弥五八  
 一同 今村弥五左衛門  
 一同 包平太夫  
 一同 一瀬佐左衛門  
 一百五十石 森村平兵衛  
 一同 山田弥五助  
 一同 内野七大夫  
 二百八十石 吉川九大夫  
 一百五十石 小池半十郎  
 一同 永原左右衛門  
 一百四十石 磯村左内  
 一百石 中村五郎左衛門  
 一同 野間吉三郎  
 一貳百石 奇包金右衛門  
 一百四十石 吉井仙太郎  
 一三百石 藤井八郎左衛門  
 一同 中村太郎左衛門  
 一貳百五十石 辻十郎右衛門  
 一百五十石 下方九兵衛  
 一貳百石 高橋吉左衛門  
 一三百石 奥田新右衛門  
 一貳百七十石 内野彦五郎  
 一百五十石 佐々倉儀左衛門  
 一同 松野六郎左衛門  
 一同 大杉庄大夫

一同 小嶋庄七  
 一同 青喜太郎  
 一同 落合平右衛門  
 一同 永田清四良  
 一三百石 山外吉左衛門  
 一百五十石 上田万助  
 一同 高田兵大郎  
 一貳百石 後藤内記  
 一同 小野八十良  
 一貳百廿石 塩見權八  
 一貳百石 田中助之進  
 一百五十石 長谷川三藏  
 一同 河合文蔵  
 一同 小嶋庄左衛門  
 一貳百石 神戸小源五  
 一百五十石 生田八郎兵衛  
 一同 田嶋十兵衛  
 一六拾石 渡甚四郎  
 一四拾石 手角傳七  
 一同 森丹七

〃七十九人  
 高以上壹万九千六百七拾石  
 歩衆

中嶋惣左衛門尉与  
 留山六兵衛  
 同  
 大嶋勘之丞  
 四拾石  
 三人扶持

考えるべきものと思われる。堀尾氏の改易の際には、寛永十年の物成には家臣団に与えられる措置がとられた\*1。しかし、その年をもつての改易という状況下で、自らの堀尾氏内部における位置づけを明確にすることによって、新規仕官先における待遇の交渉等を有利にしたいという家臣層の要請が存在していたものと思われる。そのために、改易の年に禄高の明示・番への所属等の家臣団内部での位置づけを認識できるこのような給帳が作成された可能性を考えることができる。そして給帳やその写が広く流布していることは、そのような家臣層の要請が広範に存在し、多くの旧臣や出自を明らかにしたい家臣の子孫によって書写が繰り返されていたことによるものと思われる。また③についても、①や『県史』で全文を紹介されている②との比較のためにも、ここで紹介することとする。

付 「雲陰兩國之大守堀尾帯刀先生吉晴公給帳」

(島根県立図書館蔵旧田中莊次郎蔵)

小性	
一 二千石	松村監物
一 五百石	佐沼刑部
一 五百五十石	平野縫殿
一 五百石	奥田主水
一 四百石	中嶋惣左衛門
一 四百五十石	吉原左門
一 四百石	吉原小平太
一同	坂内武助
一同	浅井勘左衛門
一 五百石	大塩兵左衛門
一 三百石	六浦権左衛門
一同	佐沼五郎兵衛
一同	藤田源大夫
一同	村上作大夫
一同	高橋全
一同	草野左馬
一同	新金右衛門
一同	白山半兵衛
一同	伊達治左衛門
一同	渡部嘉左衛門
一 三百石	陰山数馬
一 貳百石	藤井鞆負
一 貳百五十石	鈴木彦兵衛
一同	前田五郎作
一同	速水善兵衛
一 貳百石	篠島小兵衛

\*1 『大日本近世史料』細川家史料十一所収(寛永十年) 十月四日付細川忠利書  
 状案参照

野中氏によって書写されたものを、文政元年の九月に下村又蔵秀就という人物が借用して写したとされる。その下村秀就書写本が現在伝えられている③で、そのことは、史料中にみられる「下村蔵書」という印からも確認できる。そして、その③を明治四五年に田中莊次郎氏が購入したことが奥書に書かれている。田中氏が所持した時期の『縣史』編纂時に調査が行われたものと思われる。そのため、③は③の原本から三度にわたって書写が繰り返されて成立したものである。その過程で、当然誤写が生まれたり、追記や省略が行われた可能性があるため、その分析は慎重に行われなければならない。

④は、奥書部分に嘉永四年十月から翌年閏二月下旬にかけて吉塚成保によって書写されたことが記載されている。④については、活字化などの形で紹介されていないが、文言的に確認してみると、③と内容をほぼ同じくするものである。同系列の写本と考えることができる。

①と②・③との記載の比較であるが、①・②・③とも若干の省略を除いて家臣等の記載については記載の順や文言的にもよく似ており、その底本を同じくしているものと思われる。違いとしては、二つの点が指摘できる。まず①は、末尾部分に他の給帳にない各郡の高・在郷町の町家数等を記してあること、次に家臣の名と石高の間の空白部分に、家臣達が堀尾氏の断絶後に仕えたと思われる大名家等を記してあることである。先に触れた各郡の高や在郷町の町の記載は、家臣への禄高の配当ばかりでなく収入面にも記載があることになり、その意味で、①は、②・③・④よりもその記載が充実していることになる。

それぞれの成立については、『縣史』は③については、吉晴時代の給帳と記しながら一部吉晴死後の記載もみられるとして、寛永元年から四年にかけて成立したものと捉えられている(九〇頁)。これに対して、②については、③を内容的に増補改訂を加えて、寛永時代に写されたものとして扱っており、②・③ともにその原型を寛永初期に成立したものと捉えている。

①については、寛永十年の年記を持つ他に、既に触れた家臣達の堀尾氏断絶後の仕官先が年代比定の手がかりとなる。例えば「小性」の藤井朝負・弁包金十郎や藤井八左衛門尉等が仕官した「加藤式部殿」は会津四十万石の大

名であった加藤式部大輔明成のことである。明成は、寛永二十年に死去して加藤家は大幅に減封されて会津から転封されてしまう。注記には明成を示す「加藤式部」の記載と共に「アイツ(会津)」の記載があるものがあり、加藤家が会津を領した時代にこの注記が書かれた可能性が強いことになる。そのことを考えれば注記が書かれた年代の下限が寛永二十年である可能性があることになる。

同様に「出雲 出羽殿」と注記されている大名は、堀尾氏の後に入った京極氏のそのまた後に入国した松平出羽守直政を指すものと思われる。松平直政の出雲入国は寛永十五年のことであるので、同じく注記が書かれた上限は寛永十五年以降であることになる。加藤氏の例を併せると、寛永十五年以降寛永二十年以前にこの注記が成されている可能性が高いことになる。

また伝承史料ではあるが、「武功雜記」には堀尾氏の旧臣であった揖斐伊豆が、一度は小笠原忠真に仕えて寛永十五年に発生した島原の乱に出征するものの、後に致仕して牢人となる話を伝えている。これも先程の注記の書き込まれた時期の比定の傍証史料となるものと思われる。

そのように考えると、注記の記載が行われた時期は寛永十五年から二十年にかけての寛永年間の中期であった可能性が強いことになる。表紙の書かれた寛永十年とそれ程には時期が隔たっていない段階で書き込まれたことになる。注記が本文と書体がそれ程異ならないことを思えば、①か、①が写であると考えるとその原本は、寛永中期には成立していたことになる。

また注目しなければならないのは、合点と考えられる符号が家臣名の上に付されていることで、これが意味するところは不明ながら、給帳と家臣名を確認する作業の中でこれが書き込まれたものと思われる。

このように①は、寛永中期に成立していることが想定でき、各郡の高や町屋数等の他の給帳にみられない記載が存在することを考えると、現在残されている給帳の中でも、その原型にもっとも近い形をとどめたものと思われる。その史料価値は高いものと思われる。

①が寛永十年の年記を持つことについて若干触れると、寛永十年九月の堀尾忠晴の死によって堀尾氏は改易となる。①の年記はその改易と結びつけて

参拾六人 組与頭  
 拾人 伽之衆  
 八拾人 小性  
 参百八拾五人 寄合  
 参拾人 留守居  
 六人 算用  
 拾壹人 京江戸  
 八拾七人 歩侍  
 外二九拾人 寺社

侍屋職

一城ヨリ東堀之内 九拾壹間  
 一城之内 拾四間  
 一城之西四十間 堀之内九拾間  
 一田町 百六拾五間  
 一北堀外 百五拾三間  
 一中原 百参拾八間  
 惣合六百五拾壹間

※原本では横書

于時寛永十曆  
 指館圓成院殿前雍州大守高賢宗肖大居士 神儀  
 九月念日

寛永十年  
 坂真 大怒玄忠居士 覺靈  
 九月念六

〔解説〕

春光院に所蔵されている「出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳」について、その史料的人格や内容について、紹介と若干の考察を行ってみたい。

「出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳」は、江戸初期に出雲・隠岐の大名であった堀尾氏の家臣の名前とその禄高を記載する史料である。その表紙には「寛永十曆壬酉九月日」と記されており、その記載のみから考えると、寛永十年（一五三三）九月に成立していたものと考えられる。しかし、本文の記載の注記部分に寛永十年以降の内容を含むものがあり、その成立時期について検討が必要である。堀尾氏に関しては、同種の史料の存在が、既に確認されているので、それらと比較しながら成立時期について考えてみたい。

堀尾氏の家臣団について伝える、いわゆる「堀尾給帳」と呼ばれるものには、管見の限りで、今回紹介した春光院蔵のもの①の他に、以下の三点の史料が存在していることが確認できる。②圓成寺蔵「堀尾山城守給帳」、③旧田中莊次郎蔵「雲陰兩國之太守堀尾帯刀先生吉晴公給帳」\*1、④「寛永十癸酉年改 出雲隠岐兩國主堀尾家給帳」\*2の三点である。

②・③については、『島根縣史』（以下『縣史』と略す）編纂時よりその存在が確認されている。『縣史』は、本文の中で③については「甲給帳」として扱い、②を「乙給帳」として記述している。給帳の内容については、③を中心として引用し、その一部が第八巻で記載されている。

②については、『新修島根県史』史料編二 近世上（以下『県史』と略す）で全文が紹介されている。

③は、奥書部分によれば、③の給帳の原本にあたるものから、まず寛保三年に書写され、その写本を奈倉氏が所持しており、寛政十二年下春下七日に堀尾吉晴の家臣の子孫野中貞元が借り受けて再度書き写している。さらに、

\*1 現在は島根県立図書館に所蔵されている。

\*2 島根県立図書館蔵。

出東郡

一 壹萬五千百拾六石九斗老升貳合

楯縫郡

一 壹萬九百七拾五石老升九合

秋鹿郡

一 九千七百貳拾七石貳斗七升貳合

高合貳拾貳萬四千百拾貳石三斗七合  
三升

越知郡 隱岐嶋後

一 貳千五百七拾貳石七斗老升八合

周吉郡 同

一 參千四百八拾五石九斗六升六合

海士郡 同 嶋前

一 貳千參百七拾貳石老升貳合

知夫利郡 同

一 參千百參拾七石七斗六升五合

高合壹萬千五百六拾八石四斗六升  
壹合

兩國合貳拾參萬五千六百八拾石七斗九升  
八合

在郷町家数

一 八拾五間 安来

一 貳百拾間 富田

一 參拾間 井尻

一 四拾五間 母里

一 參拾間 龜瀧

一 六拾間

一 拾五間

一 貳拾間

一 參拾間

一 貳拾五間

一 拾八間

一 七拾間

一 貳拾間

一 七拾五間

一 貳拾間

一 百五拾間

一 貳百間

一 貳拾間

一 六拾間

一 四拾六間

一 五拾間

一 拾八間

一 貳拾間

一 貳拾六間

一 四拾六間

一 六拾間

一 四拾六間

一 八拾六間

一 八拾間

人数  
一 六百五拾人

内

六人

横田

三澤

下河井

上河井

吉田

油来

赤名

掛合

三刀屋

大津

今市

杵築

古志

田儀

山口

宍道

湯ノ町

出雲郷

楯屋

大東

木次

直江

平田

美保関

知行取

家老

寺社領

一貳拾石

隱岐院

一拾貳石

大峯領

一拾石

惣社大明神

一拾石

焼火権現

一拾石

大萬寺

一拾石

一宮

一拾石

宇津賀大明神

一五石

國分寺

一五石

護國寺

一五石

高田大明神

一五石

八幡宮

王

一五石

建福寺山皇

一五石

知夫利ノ宮

一參石

長福寺

一三石

古城八幡

一貳石

天神

一貳石

加茂大明神

一貳石

大日如来

一貳石

内宮

一貳石

由良大明神

一貳石

山王権現

一貳石

東郷八幡

高合百貳拾五石

給知

合拾八萬九百五拾石九斗貳升八合

藏入

八萬參千三百貳拾六石余

二口合 貳六萬 拾 四千貳百七拾石余

郡高之覺

嶋根郡

出雲

一壹萬九千八百五拾八石八斗貳合

意宇郡

一貳萬五千七百參拾七石四斗四升

能儀郡

一參萬五千七拾七石六斗四升四合

仁田郡

一壹萬五千四百九拾九石六斗九升

大原郡

一貳萬五千九百七拾貳石六斗七升

飯石郡

一貳萬四千六百六拾六石七斗參合

神門郡

一四萬千九百八拾石壹斗六升四合

一五拾石	瀧本房	一拾石	三刀屋一宮
一貳拾石	尾張津嶋	一貳拾五石	同八幡
一五拾石	妙心寺	一拾貳石	峯寺
一貳拾四石	大山権現	一拾石	弘安寺
一八石	乃木如来		西
一參拾壹石	松江大明神	一拾貳石	神中八幡
一三拾石	普門院	一參拾石	園妙見
一五石	一成権現	一參石	弘法寺
一五石	同若宮	一參拾石	塩冶八幡
一五拾石	出雲郷八幡	一參石	寶藏寺
一拾貳石	安國寺	一九石	木成天皇
一五石	蘆高大明神		
一四拾石	楯屋大明神	一貳拾石	出雲 一畑寺
一七石五斗	浄光寺	一拾五石	大野高宮
一拾七石	熊野権現	一四石	圓福寺天皇
一參拾石	富田八幡	一貳石	森山萬福寺
一拾貳石	能儀宮	一參石	片江長寿寺
一五石	道祖神	一四石	松江橋姫
一百石	清水寺	高合五千九百五石七斗八合	
一拾石	雲樹寺		
一拾四石	美保大明神		
一貳拾石	枕木花藏寺	一拾五石	隱岐國 船頭弥次右衛門尉
一拾五石	岩屋寺	一八石	大工源右衛門尉
一八石	覺融寺	一八石	同小平次
一五石	青龍寺	一七石	同弥次郎
一五石	妙嚴寺	一四石	郡小左衛門尉
一拾石	須佐大宮	一貳石	桶大工
一拾五石	禪定寺	高四拾四石	
一七石	壽福寺		

一拾五石	五助		
	仁田ノ郡		
一五石	三郎兵衛	參百八拾壹石七斗五升	木築大社領
	同	參拾石	祭田
一五石	甚右衛門尉	千石	燈明田
	飯石郡	千石	國造千家
一拾石	四郎左衛門尉	五拾石	國造北嶋
	出東	拾參石	本願領
一拾石	弥右衛門尉	貳百四石壹斗六升	神宮寺領
	富田庄肝煎	貳拾石	修理田
一拾石	九郎兵衛	拾石	北嶋左平次
	同町目代	拾石	千家多左衛門尉
一九石	喜右衛門尉	拾石	大工次郎左衛門尉
	折坂肝煎		大工三郎左衛門尉
一參石貳斗	五郎右衛門尉	一六百拾三石三斗	日御崎
	意宇郡来海	一八石	鷺大明神
一四石	源右衛門	一參石	阿式宮
	又兵衛	一參百石	鰐淵寺
一四石	同熊野	一參拾壹石	神門寺
	山廻	一貳百石	佐陀大明神
	又兵衛	一拾七石	伊弉諾
	同六道	一貳百拾貳石	伊弉冉
一四石	山廻	一參拾石	八重垣
	忠右衛門	一貳百石	瑞應寺
	参拾六人	一百五拾石	伊勢外宮
高合八百六拾九石貳斗		一五拾石	伊勢内宮
		一五拾石	熱田大明神
寺社領		一五拾石	多賀大明神
一貳百石		一六拾石	京愛宕
	東照權現	一貳百石	京八幡宮
一貳千七百貳拾八石九斗八合			

一 四百石	国友藤介	一 一百石	掛下仙之助
一 參百石	徳田彦右衛門尉	一 貳拾五石	肝煎甚八
一 百貳拾石	包養又助	一 貳拾五石	肝煎甚三郎
一 百石	中村兵七		ノホリ
一 百石	神部新介	一 參拾五石	肝煎傳十郎
一 百石	産屋左平次	一 參拾五石	肝煎大郎右衛門尉
一 五拾石	多賀又十郎		道具
一 四拾石	常細工茂左衛門尉	一 參拾五石	助大夫
一 參拾貳石	加藤平蔵		サウリトリ
一 參拾石	常細工久大夫	一 貳拾五石	丹七
一 參拾石	はりた喜十郎		門番
一 貳拾五石	常細工兵右衛門尉	一 貳拾五石	次郎三郎
高合巻千四百五拾八石	拾三人		同
一 百石	大工加兵衛	一 貳拾參石	扶持升取
一 五拾石	市兵衛	一 貳拾五石	藤左衛門尉
一 五拾石	宗大夫		忠五郎
一 五拾石	喜八郎	一 五石	神門郡
一 參拾石	尾左衛門尉		与五郎
一 貳拾石	角介	一 五石	同
一 貳拾石	宗四郎		加助
一 拾三石	善左衛門尉	一 六石	同
高合參百參拾參石	八人	一 八石	楯縫郡
一 百石	新具大兵衛		甚九郎
一 百石	武志六之丞	一 七石	秋鹿
一 貳拾五石	肝煎三郎兵衛		勘七
一 貳拾參石	肝煎与三ノ	一 拾石	意宇
一 百參拾石	稲葉美濃殿		能儀
			弥兵衛

一貳拾五石

木村助左衛門尉

一貳百石

恠出羽殿

松村六藏

一貳拾五石

高庭孫右衛門尉

高合千六百七拾石

九人

一貳拾三石

富田宗兵衛

一貳拾三石

南部大藏

一貳百石

房

□□貳拾三石

一圓長大夫

一貳拾石

村田銀右衛門尉

一五拾石

小野齋後家

一拾八石

内藤少六

一參拾石

三田村惣左衛門後家

一參拾五石

增井彦左衛門尉

一參拾石

高見二郎右衛門尉後家

一五拾石

中澤才助

一參拾石

堤五郎兵衛後家

高合五千貳百四拾壹石

七拾貳人

一貳拾石

豊島弥兵衛後家

高合參百六拾石

六人

坊主

一參百石

恠出羽殿

長谷川加兵衛

一五拾石

休賀

一貳百五拾石

生駒一政殿

林喜平次

一五拾石

宗佐

一參百石

恠出羽殿

磯部加左衛門尉

一五拾石

玄齋

一貳百拾石

恠出羽殿

村田利右衛門尉

一貳拾石

恠運

一百五拾石

加藤清七

一拾石

久世

一百石

前田善左衛門尉

高合千百八拾五石

六人

高合貳百石

五人

鷹師

伽之衆醫者共

一貳百五拾石

吉田良庵

一百石

今井半藏

一四拾石

立木壽齋

一五拾石

細田磯右衛門尉

一貳百石

小川雨庵

一貳拾石

餅指傳介

一百石

遠山慶暮

高合貳百參拾石

三人

一百石

長野宗伯

細工

一百石

正地喜庵

一百五拾石

中山宗仲

一百參拾石

白川

小池儀右衛門尉

一百七拾石

南部三右衛門尉

五郎左衛門殿

・ 一百五拾石	但馬		
	小出大和		
・ 一百五拾石	奈出羽殿	河合次郎右衛門尉	一五拾石
・ 一百八拾石		山田源次郎	一四拾七石
・ 一百三拾石	酒讀岐殿	村忝三藏	一四拾石
・ 一百石	奈出羽殿	池田五郎兵衛	一四拾石
・ 一百石		高木五左衛門尉	一四拾石
・ 一百石		恒武才兵衛	一四拾石
・ 一百石		上田吉右衛門尉	一四拾貳石
・ 一百石		二宮兵右衛門尉	一參拾石
		宗林子	
・ 一百石		敏満寺小十郎	一參拾石
・ 一百石		芳加四兵衛	一參拾貳石
・ 一五拾石		千原文十郎	一參拾石
・ 一七拾石		平野瀬兵衛	一參拾石
		左	
・ 一五拾石		小方利右衛門尉	一參拾八石
・ 一五拾石		木村平兵衛	一參拾五石
・ 一五拾五石		池山六右衛門尉	一參拾五石
・ 一五拾石		山内七右衛門尉	一參拾石
・ 一五拾石		畑田三郎右衛門尉	一參拾石
・ 一七拾石		北浦弥兵衛	一參拾石
・ 一六拾石		橋本与左衛門尉	一參拾五石
・ 一四拾石		長屋千右衛門尉	一參拾五石
・ 一五拾石		山田勘左衛門尉	一參拾石
・ 一五拾石		高宮甚六	一參拾石
・ 一七拾石		山崎萬五郎	一參拾五石
・ 一五拾石		市川城右衛門尉	一參拾石
・ 一六拾石		佐野喜右衛門尉	一貳拾八石
・ 一六拾石		石井九郎兵衛	一貳拾八石
		池忝吉藏	
		後藤竹大夫	
		富田九郎右衛門尉	
		村越仁右衛門尉	
		永濱助左衛門尉	
		鈴木佐次右衛門尉	
		田賀新右衛門尉	
		山田傳左衛門尉	
		塚町文三郎	
		瀬田新介	
		熊谷長次郎	
		昇井市兵衛	
		岡本清兵衛	
		橋本半太夫	
		栗栖宗右衛門尉	
		油井喜八郎	
		岸崎次右衛門尉	
		土屋石右衛門尉	
		供五所市右衛門尉	
		左	
		小林利右衛門尉	
		矢嶋又三郎	
		岡村安右衛門尉	
		吉田久右衛門尉	
		磯又右衛門尉	
		荒木万介	
		今村九七郎	
		嶋安兵衛	
		三輪傳助	

外鉄炮貳拾人

一五百石

外鉄炮貳拾人

一參百五拾石 忝右近殿

外鉄炮貳拾人

一參百石

外鉄炮貳拾人

一五百石

外のほり貳拾六人

一五百石

外のほり貳拾六人

高合壹萬八千九百五拾石

弓四拾老人

鉄炮六百九拾三人

のほり五拾貳人

一千石

一五百石

一六六石

一五百石

一六六石

一五百石

一四百貳拾石

高合四千百貳拾石

京都

一貳百石

アマカサキ  
青山大蔵

則武三大夫

服部茂大夫

村岡次兵衛

武井六左衛門尉

田中幸兵衛

貳拾四人

堀尾九十郎

青山梶助

吉原二位五郎

近藤五郎左衛門尉

畑牛之丞

伊藤猪助

塩四弥右衛門尉

安藤弥次兵衛

一參百石

一貳百石

高合七百石 三人

江戸

一六千石

一貳千石

一千五百石

一千石

一四一石

一貳百石

一貳百石

一參百石

一五五石

一百石

高合壹萬貳千參百石

留守居

一參百石

一貳百六拾石

一貳百石

一貳百石

一參百石

一貳百石

一貳百四拾石

塩瀬紹仁

渋谷長右衛門尉

内儀

内儀

内儀

長谷川半右衛門尉

長谷川角左衛門尉

河村庄兵衛

足立七左衛門尉

児玉迎与

忝平佐左衛門尉

林七左衛門尉

高橋又右衛門尉

長谷川宗右衛門尉

畑田利兵衛

江口宗大夫

村田勘六左衛門尉

江口九郎兵衛

林吉兵衛

谷喜兵衛

後藤七蔵

一百五拾石  
一百三拾石

横幕忠三郎

生駒喜四郎

一百拾石

出羽殿

野中甚八

一百石

龜并能登殿

平野三郎兵衛

高合三千五百石 拾壹人

一千石

下方又之丞

一貳百貳拾石

稲葉七郎左衛門尉

一百五拾石

雨森内大夫

一百四拾石

木村次郎大夫

一百四拾石

渋谷西左衛門尉

一百四拾石

万見長左衛門尉

宇ツ之宮  
松平美作殿

一百四拾石

前田孫左衛門尉

一百三拾石

江原小五郎

一百貳拾石

野村与兵衛

一百五拾石

猪子文大夫

一百石

渡久六

高合貳千四百四拾石 拾壹人

一參千石

小笠原右近殿

掛斐伊豆

外伊賀四拾人

一參千石

忝出羽殿

堀尾但馬

一參百石

安藝殿

堀尾熊蔵

一百石

同春千代

外雜賀四拾人

一千貳百石

桑名  
越中殿

久徳内膳

外弓貳拾壹人

一五百石

阿波殿

山田角右衛門尉

外弓貳拾人

一千石

外鉄炮貳拾人

小池外記

一五百石

外鉄炮貳拾人

一六百石

若狭  
酒井讃岐

久徳勘解由

外鉄炮貳拾人

一六百石

若狭  
酒井讃岐

木戸十乗坊

外鉄炮参拾人

一八百石

伊与殿

畑久右衛門尉

外鉄炮貳拾人

一千石

忝隠岐殿

山路所左衛門尉

外鉄炮参拾人

一千石

外鉄炮参拾人

今村右馬之丞

外鉄炮参拾壹人

本田甲斐殿

高忝内匠

一六百石

外鉄炮参拾人

一五百石

加式部

山本角大夫

外鉄炮貳拾人

一五百石

細川  
ホシナ肥後殿

畑十大夫

外鉄炮貳拾人

一七百石

越前  
伊与殿

源太左衛門

外鉄炮貳拾人

一八百石

外鉄炮貳拾人

奈良伊織

一貳百石

外鉄炮貳拾人

今八權大夫左近右衛門

外鉄炮貳拾人

一五百石

外鉄炮貳拾人

萩野彦之丞

外鉄炮貳拾人

外鉄炮貳拾人

萩野矢嶋

外鉄炮貳拾人

外鉄炮貳拾人

六浦兵大夫

外鉄炮貳拾人

外鉄炮貳拾人

六浦兵大夫

・ 一百五拾石	水野幸左衛門尉	・ 一百三拾石	加賀	河崎藤八
・ 一百五拾石	山下勘左衛門尉	松平肥前殿	坪田猪左衛門尉	
・ 一百四拾石	瀬尾傳八	・ 一百拾石	掛下清介	
・ 一百五拾石	足立又八	・ 一百石	牧新介	
・ 一百四拾石	高田又介	・ 一百石	シッ	
・ 一百四拾石	長谷川喜介	・ 一百石	恚平岩見殿	
・ 一百四拾石	木村市助	高合參千八百貳拾石	拾三人	
・ 一百三拾石	萩野七右衛門尉	・ 一貳千石	神保清十郎	
・ 一百貳拾石	樋口文右衛門尉	・ 一參百石	恚隱岐殿	黒田将監
・ 一百貳拾石	大田辰之助	・ 一百五拾石	アイス	藤本甚大夫
・ 一百貳拾石	熱見五右衛門尉	・ 一百五拾石	加藤式部殿	
・ 一百拾石	上原虎藏	・ 一百五拾石	岡權兵衛	
・ 一百石	并河喜大夫	・ 一百五拾石	恚出羽殿	小池与八郎
・ 一百石	今村勘五郎	・ 一百五拾石	恚出羽殿	掛合彦九郎
・ 一百石	羽岡平藏	・ 一百五拾石	恚出羽殿	山田弥傳次
・ 一百石	廣野宗四郎	・ 一百五拾石	恚出羽殿	中嶋五郎八
・ 一參百石	并河四兵衛	・ 一百貳拾石		田中与茂左衛門尉
高合七千六百拾五石		・ 一百石		二橋忠左衛門尉
外貳拾貳人鉄炮		・ 一百石		山上庄左衛門尉
貳拾五人		高合參千五百貳拾石	拾壹人	
一貳千石	牧志摩	・ 一千七百石		中嶋次大夫
・ 一貳百拾石	牧九右衛門尉	・ 一參百石		鷺見九八郎
・ 一貳百石	上原庄五郎	・ 一貳百四拾石		佐々半四郎
・ 一貳百石	恚出羽殿	・ 一貳百石	本田甲斐殿	河本作之丞
・ 一百七拾石	牧安左衛門尉	・ 一貳百石		三宅加兵衛
・ 一百六拾石	西川三九郎	・ 一貳百石		小澤丹三郎
・ 一百六拾石	谷左太夫	・ 一貳百石		魚松政右衛門尉
・ 一百五拾石	今村平太	・ 一百七拾石		
・ 一百五拾石	大迫甚之丞			
・ 一百三拾石	森助大夫			

・一貳百五拾石

石田作右衛門尉

一百七拾石

跡部左吉

一貳百石

野々村宗左衛門尉

一百五拾石

森口右衛門尉

一貳百石

坂井清兵衛

一百四拾石

松出羽殿

坂井庄九郎

・一百七拾石

大野茂兵衛

一百四拾石

安藤善八

・一百六拾石

石田新三郎

一百四拾石

森村善吉

・一百五拾石

下川九兵衛

一百貳拾石

山川次右衛門尉

・一百五拾石

前田喜左衛門尉

一百貳拾石

松出羽殿

坂根權之助

・一百五拾石

牧藤右衛門尉

一百拾石

大場千介

・一百五拾石

武中仁右衛門尉

一百五拾石

種村弥大夫

・一百四拾石

松村六兵衛

一參百石

勝之助

・一百四拾石

足立市之助

一參百石

落合

・一百三拾石

岡本五兵衛

一參百石

孫平次

・一百三拾石

石川小左衛門尉

高合三千八百九拾石

拾五人

・一百貳拾石

北川作之介

外鉄炮貳拾人

・一百貳拾石

留永庄左衛門尉

一參千石

前田丹波

・一百貳拾石

永田久左衛門尉

一參百石

前田十左衛門尉

・一百貳拾石

服部左内

一貳百五拾石

坂井勘右衛門尉

・一百拾石

野村辰之助

一貳百貳拾石

前田弥左衛門尉

一參百石

野路善大郎

松出羽殿

矢木八郎左衛門尉

一貳百石

長谷川長藏

一貳百石

長谷川清次郎

・一貳百石

塩西弁左衛門尉

一貳百石

前田十兵衛

高合六千參拾石 貳拾四人

外鉄炮貳拾壹人

一千貳百石

吉川猪之助

一貳百石

備中 池田出雲殿

畑六右衛門尉

一四百石

吉川加藤次

一貳百石

黒田右衛門佐殿

戸波左傳次

一參百石

吉川少之助

一百八拾石

姿出羽殿

林文左衛門尉

一貳百五拾石

吉川彦六

一百八拾五石

上田助兵衛

一貳百石

鈴木助兵衛

一百七拾石

武藤三大郎

松平隱岐殿

・一五百石	堀尾頼母	一參百石	小嶋兵助
一貳百拾石	高間宗兵衛	一貳百石	青木佐右衛門尉
一二百五拾石	松平美作殿	一貳百石	松原三十郎
・一貳百五拾石	田嶋彦左衛門尉	一貳百石	小笠原次右衛門尉
・一貳百石	服部茂兵衛	・一貳百石	山田甚兵衛
一貳百石	松出羽殿	一貳百石	山田七右衛門尉
一貳百石	尾崎市之丞	一百八拾石	忝山七右衛門尉
一貳百石	落合甚介	一百六拾石	藤江弥次右衛門尉
一貳百石	アイヌ	一百五拾石	松平美作殿
一貳百石	木戸又兵衛	・一百五拾石	松出羽殿
一百五拾石	近藤新兵衛	一百五拾石	同
一貳百石	野崎喜藏	一百五拾石	高橋新左衛門尉
一百石	野崎庄八	一百五拾石	日比六大夫
一百七拾石	滑方九郎兵衛	一百四拾石	落合安右衛門尉
一百五拾石	宮田佐助	一百四拾石	岡嶋武兵衛
一百五拾石	加成新五郎	一百三拾石	吉川兵五郎
一百五拾石	松出羽殿	一百五拾石	白井藤忝
一百五拾石	出羽殿	一百五拾石	落合九之助
一百五拾石	田中小五郎	一百石	小堀半兵衛
一百四拾石	江口孫四郎	一百石	忝本五左衛門尉
一百參拾石	浅井長五郎	但馬	池村兵吉
一百貳拾石	高田又右衛門	小出大和殿	落合長忝
一百貳拾石	丹羽仙右衛門尉	一百石	大助 永井信濃殿
一百貳拾石	今村平吉	一六拾石	落合助二郎
一百貳拾石	一瀬次作	高合五千六百五拾五石	平助
・一百五拾石	和田三九郎	外鉄炮貳拾人	堀尾大隅
一百石	山田勘平	貳拾六人	堀尾吉十郎
高合六千八百八拾石	外鉄炮參拾人	一貳千百貳拾石	中村無右衛門尉
・一貳千石	小嶋隼人	有馬玄蕃殿	
		一貳百石	
		一參百石	

一百貳拾石	田中八郎太郎	一貳百石	出羽殿	畑勘八郎
一百貳拾石	矢田与四右衛門尉	一貳百石	古田兵部殿	玉木助九郎
· 一百貳拾石	吉川五郎兵衛	一貳百石	夕チノ 刑部殿	永岡政之丞
一百貳拾石	福岡善右衛門尉	· 一貳百三拾石		木下半兵衛
一百三拾石	築山文右衛門尉	一百八拾石	松平出羽殿	畑勘大夫
一百四拾石	松田少九郎	一百七拾石	同	野村加介
高合壹萬九百拾石	樋口金三郎	· 一百七拾石		小黒久之丞
外二鉄炮六拾人	參拾三人	· 一百五拾石		足立勘太郎
· 一四千字	堀尾采女	· 一主申八拾石		高山作之丞
· 一五百石	堀尾右近	· 一百五拾石		一瀬武右衛門尉
貳百三拾石佐治七左衛門尉		· 一百五拾石		三田村大郎左衛門尉
備中	藤田源八郎	· 一百五拾石		伊藤宇兵衛
池田出雲	玉木四郎右衛門尉	· 一百三拾石	松出羽殿	石井九郎次郎
一貳百五拾石	木戸右衛門尉	· 一百貳拾石		宇津尾傳左衛門尉
一參百石	宇津尾九藏	· 一百拾石		黒田喜八郎
一貳百五拾石	河瀬佐右衛門尉	· 一百拾石		鈴木角之丞
一貳百五拾石	并河藤兵衛	· 一貳百石		村嶋傳藏
一貳百石	宇津尾大郎右衛門尉	· 一百石		澤田小左衛門尉
· 一貳百石	若狭	· 一百石		野崎辰藏
酒井讚岐殿	損斐數馬	· 一百石		矢具嶋傳介
出雲		· 一百五拾石	松出羽殿	坂口二郎兵衛
出羽殿	中村清兵衛	高合壹萬千參百八拾石		森權七
一貳百石	千賀四郎左衛門尉	外鉄炮五拾人		三拾九人
一貳百石	馬路市大夫	· 一貳千五百石		疋田權大夫
一貳百石	榎部孫市			堀尾左兵衛

一百七拾石	池田龜之介	高合壹萬三千九百貳拾石	四拾三人
一百五拾石	アマカサキ 大蔵殿	外に鐵炮五拾人	
・一百五拾石	アマカサキ 青山大蔵殿子	・一四千九百石	堀尾因幡
一百五拾石	天野与次右衛門尉	一八百石	忝田勘十郎
・一百五拾石	鳥居小右衛門尉	・一參百七拾石	樋口彦介
一百五拾石	丹羽太之介	一三百八拾石	松田与三兵衛
一貳百石	稻垣七左衛門尉	・一貳百石	坂井与兵衛
一百四拾石	鈴木五郎左衛門尉	一貳百石	中西奥左衛門尉
一百參拾石	包久大夫	一貳百石	歳山清兵衛
一百參拾石	林多右衛門尉	・一貳百石	百々五郎左衛門尉
一百貳拾石	福見市左衛門尉	一貳百石	樋口喜左衛門尉
一百貳拾石	服部政右衛門尉	一貳百石	則武助左衛門尉
一百貳拾石	溝口二郎右衛門尉	一貳百石	瀧藤兵衛
一百貳拾石	金村吉左衛門尉	一貳百石	梶原駒
一百貳拾石	大塚郷左衛門尉	・一貳百石	生田四郎兵衛
一百石	永原彦太郎	・一八拾石	一瀬浅右衛門尉
・一百五拾石	大山与右衛門尉	一百五拾石	芳賀弥三右衛門尉
一百五拾石	今村喜助	・一百五拾石	上林喜右衛門尉
一百四拾石	今村右衛門九郎	・一七拾石	瀧六兵衛
一百石	今村市郎兵衛	松出羽殿	瀧角兵衛
・一百五拾石	長庭記内	小笠右近	瀧勘介
一百三拾石	長庭善九郎	・一四拾石	伴九郎左衛門尉
一貳百石	舟橋兵之丞	・一三拾石	定野傳左衛門尉
・一貳百石	河田兵蔵	・一三拾石	南源大夫
一百四拾石	長谷川勘左衛門尉	・一三拾石	菊井勘七
一貳百石	黒江権右衛門尉	・一三拾石	河田七郎兵衛
一貳百石	安藤弥平太	松出羽殿	細江弥次兵衛
			荒木藤左衛門尉

一 參百石	竹保久左衛門尉	一 貳百石	土井大炊殿	大屋長左衛門尉
一 四百日	河田 又大郎 又十郎	一 貳百五拾石	加式部殿	村井右衛門
一 參百九拾石	百々善右衛門尉	一 貳百五拾石	衾出羽殿	山田長三郎
一 參百五拾石	窪田与次左衛門尉	一 貳百石	丹羽五郎左衛門殿	小倉八右衛門尉
一 參百五拾石	渡邊十右衛門尉	一 貳百石	稻葉美濃殿	保木才三郎
一 參百石	落合半左衛門尉	一 貳百石	丹羽五郎左衛門殿	丹羽角兵衛
一 參百石	機樽八傳三郎	一 貳百石	稲葉美濃殿	小澤長右衛門尉
一 參百石	大嶋九郎左衛門尉	一 貳百石	丹羽五郎左衛門殿	越知喜左衛門尉
一 參百石	辻幾右衛門尉	一 貳百石	紀ノ國	澤五助
一 貳百五拾石	澤助九郎	一 貳百石	アマカ埼	堀尾修理
一 貳百五拾石	河田新左衛門尉	一 貳百石	アマカサキ	堀尾彦三郎
一 貳百拾石	中嶋大之助	一 貳百石	アマカサキ	渡邊与五左衛門尉
一 貳百石	松出羽殿	一 貳百石	アマカサキ	浅野木工之丞
一 百五拾石	讚岐殿	一 貳百石	アマカサキ	脇
一 貳百石	中村弥右衛門尉	一 貳百石	アマカサキ	山瀬八右衛門尉
一 參百石	衾出羽殿	一 貳百石	アマカサキ	加納庄左衛門尉
高合七千貳百石	貳拾人	一 貳百石	アマカサキ	重村孫之丞
一 千貳百石	奈田忠兵衛	一 貳百石	アマカサキ	渡邊貞右衛門尉
一 五百石	か、 筑前殿	一 貳百石	アマカサキ	丹羽丹右衛門尉
一 參百石	戸田左門殿	一 貳百石	アマカサキ	多木茂左衛門尉
一 五百石	片岡又左衛門尉	一 貳百石	アマカサキ	近藤六郎兵衛
一 參百五拾石	庄五郎殿	一 貳百石	アマカサキ	外山市郎右衛門尉
一 參百貳拾石	野間權之丞	一 貳百石	アマカサキ	牧源右衛門尉
一 參百石	小嶋三七	一 貳百石	アマカサキ	森平六左衛門尉
一 參百石	河井兵三郎	一 貳百石	アマカサキ	山川助太郎
一 參百石	瀧半左衛門尉	一 貳百石	アマカサキ	山外吉右衛門尉
一 參百石	早川文五郎	一 貳百石	アマカサキ	

一五拾五石 同 古志九左衛門尉

右高合六百五拾五石 拾貳人歩之衆

馬廻

一千石 大藏殿

堀尾丹家

一參百五拾石 アカウ 右近殿

入江九郎左衛門尉

一四百石

今村三左衛門尉

一六百石

長瀬弥左衛門尉

一五百石 酒井讚岐殿

慶増安大夫

一五百石

野村孫太郎

一五百石

武元左平太

一五百石

上山場左衛門尉

一五百石

松原又右衛門尉

一參百石

湯浅清右衛門尉

一四百石 酒井讚岐殿

江藤彦左衛門尉

一參百石

小鴨茂右衛門尉

一貳百五拾石 龜并能登殿

細井甚左衛門尉

一貳百五拾石

平手左地右衛門尉

一貳百五拾石 松平美作殿

瀧七郎兵衛

一貳百五拾石

小杉畏右衛門尉

一貳百石

山口次郎右衛門尉

一貳百石

塩津三郎四郎

一貳百石 出雲 出羽殿

近藤権大夫

高合七千四百五拾石

拾九人

一參百石 有馬玄蕃殿

堀尾孫兵衛

一五百石 松平伊与殿

河合与三左衛門尉

一四百石 加藤出羽殿

梶原又六

一五百石 生駒讚岐殿

林九郎右衛門尉

一貳百石

向坂猪右衛門尉

一六百石 越前 伊与殿

森勘兵衛

一五百石

并河平助

一四百三拾石

余語次大夫

一三百拾石 松平阿波殿

山本次兵衛

一參百石 生駒讚岐殿

細野作左衛門尉

一參百石 出雲 出羽殿

落合源大夫

一參百石 生駒讚岐殿

奈良久五郎

一參百石 出雲 出羽殿

山瀬七郎右衛門尉

一參百石 生駒讚岐殿

大原正右衛門尉

一參百石 角田吉三郎

權右衛門毛利

一貳百五拾石

上田

一貳百參拾石

弥平次

一貳百石 五郎左衛門殿

中村甚右衛門尉

一貳百石

山本藤八

一貳百石

中村弥太郎

高合六千六百貳拾石

拾九人

一參百石

生駒十大郎

一七拾石

中川内匠

一參百石

中村久兵衛

五十

一六百石 備前 新太郎殿

百々彦助

一參百石

備前 新太郎殿

一六百石

備前 新太郎殿

一參百石

備前 新太郎殿

・一百四拾石	吉井千太郎	・一百五拾石	田嶋十兵衛
一 參百石	中村太郎衛門尉	一 百石	堀野丹後殿
一 參百石	加藤式部殿	一 百石	本田甲斐殿
・一 貳百五拾石	藤井八左衛門尉	一 百石	酒井宮内殿
一 百五拾石	辻十郎右衛門尉	一 百石	服部兵太
一 貳百石	下方九兵衛	○一 六拾石	△手角傳七後
一 貳百石	堂堂 <sup>蘇</sup> 大學殿	△一 五拾石	○渡勘次郎前
一 貳百石	奥平美作殿	・一 四拾石	六浦清五郎
一 貳百五拾石	松平出羽殿	一 四拾石	森丹七
一 貳百五拾石	本多甲斐殿	高壹萬九千七百五拾石	七拾九人
一 百五拾石	加藤式部殿	中嶋軍左衛門尉与 步	
・一 百五拾石	松平新太郎殿	・一 百石	堀田加賀殿
一 百五拾石	龜并能登殿	一 四拾石	富山六兵衛
一 百五拾石	松平出羽殿	一 參拾石	大嶋勘之丞
一 百五拾石	松平出羽殿	高百七拾石	片岡左次兵衛
一 參百石	丹羽五郎左衛門殿	佐次形部与步	
一 百五拾石	松平出羽殿	一 四拾石	細田徳左衛門尉
一 貳百石	松平出羽殿	一 四拾石	高牧少藏
一 貳百石	松平出羽殿	平野縫殿与步	
一 貳百貳拾石	松平出羽殿	一 六拾石	酒井讚岐殿
一 貳百石	松出羽殿	・一 五拾石	池田出雲殿
・一 百五拾石	長谷川三藏	一 參拾五石	奥田主水与步
一 百五拾石	河合文蔵	一 參拾石	供五所九右衛門尉
一 百五拾石	小嶋少右衛門尉	一 參拾石	小原駒之介
一 百五拾石	永原弥平次	一 百五拾石	相模
一 貳百石	アイツ 式部殿		
一 百五拾石	生田八郎兵衛		山川竹之介

(四) 出雲・隱岐堀尾山城守家中給知帳

「寛永十曆

出雲 家中

堀尾山城守 帳

隱岐 給知

壬

九月日

酉

小性

・一貳千石

一五百石

・一五百五拾石

越後  
堀丹後殿

・一五百石

出羽殿

・一四百石

一四百石

・一四百石

ミマサカ

一五百石

・一參百石

一參百石

一參百石

一參百石

稲葉美濃殿

一參百石

一參百石

出雲

一三百石

松平出羽殿

・一三百石

一三百石

・一三百石

一三百石

一三百石

備中  
池田出雲殿

白山半兵衛

伊達次左衛門尉

影山牧馬

藤井鞆負

梶村彦兵衛

前田五郎作

速水善兵衛

今村權七

杉野右衛門八

栗栖久次郎

藤田平三郎

一瀬佐左衛門尉

梶原弥五八

今村弥五右衛門尉

森村平兵衛

山田弥五助

包平太夫

内貴七太夫

吉川嘉太夫

小池半十郎

永原佐右衛門尉

磯村佐内

野間吉三郎

中村五郎左衛門尉

弁包金十郎

┌

忝村監物

佐治刑部

平野縫殿

・奥田主水

中嶋宗左衛門尉

吉原小平太

堀田武助

浅井勘左衛門尉

大塩兵左衛門尉

六浦權左衛門尉

佐治五郎兵衛

藤田孫太夫

村上作太夫

高橋木工

草野左衛門尉

新金右衛門尉

一貳百石

出雲  
出羽殿

一貳百石

一貳百五拾石

一貳百五拾石

備中  
池田出雲殿

・一一百五拾石

一貳百五拾石

松平隱岐殿

・一貳百五拾石

一一百五拾石

一一百五拾石

・一貳百五拾石

一參百石

松平出羽殿

一貳百八拾石

生駒讀岐殿

一一百五拾石

一一百五拾石

一一百四拾石

一一百石

一一百石

一貳百石

加藤式部殿

は「佐垣（佐柿）」ではないかと考えられる。

③堀尾氏と徳川氏との関係を示す史料

③の内容を確認する例として、ここでは慶長四年（一五九九）二月五日付の誓書の写について触れてみたい。

この文書が発給される少し前、慶長四年一月に、徳川家康は伊達正宗・福島正則・蜂須賀家政と婚姻関係を結んだ。これは秀吉の生前に結ばれた婚姻関係についての取り決め違反するもので、そのため、前田利家・毛利輝元等と対立していた（『史料綜覧』十一編九二三冊）。慶長四年二月五日付の二通の誓書は、こうした両者の調停に際して発給された文書である。

そのとき、両者の仲介に尽力したのが堀尾吉晴をはじめとする三中老であったことが知られ、二通の誓書写の直後に記載されている井伊直政起請文写からもそれについて確認できる。

この後、堀尾吉晴は同年十月朔日付で、三大老より越前府中五万石を宛行われているが<sup>\*7</sup>、これは、中村孝也氏によれば、「家康より知行を與えられた最初のもの」<sup>\*8</sup>と解釈されており、実際吉晴が前の紛争で重要な役割を果たしたことがうかがえる。

このように③の史料の箇所は、堀尾吉晴の徳川幕府成立に至る貢献を示す性格のものである。

④「由緒書」の作成者が後に書き足したと考えられる史料

④については、「由緒書」の末尾に「太閤記云」と「法名 春光院ヨリ来ル写」からなる部分で、「記録」にはこれらの記述が見当たらないことから、「由緒書」の作成者が後に書き加えたものと考えられる。また、「法名 春光院ヨリ来ル写」から分かるように、この「由緒書」は元々春光院とは別の所有者（石原氏力）を想定して作成されたものではないかと思われる。

後になって、堀尾氏は、忠晴の死後、跡目がないという理由で改易（領地没収）されるが、その過程においては、「方々肝煎も御座候へ共」<sup>\*9</sup>とあるように、幕府内部において堀尾家の処遇に対する斡旋の動きがあったこと、幕府内でも堀尾氏が相応の地位にあったのではないかということが推測される。

「由緒書」と「記録」を比較してみたとき、「慶長五年八月廿二日 美濃川越合戦首之覚」、「年末詳七月三日付堀尾吉晴定書写」など、「記録」のみに見られる史料もいくつか存在している。しかしながら、「由緒書」の作成者が、慶長四年二月五月付の誓書の写しを残したのは、堀尾氏が先述した家康と前田利家等との紛争における役割、ひいては幕府における堀尾氏の役割の大きさを指し示すためだったのではないかと考えられる。

\*1 『角川日本地名大辞典 二八 兵庫県』（角川書店、一九八八年）五六〇および

五六二頁、『日本歴史地名大系 一九卷一 兵庫県の地名』（平凡社、一九九九年）六二九頁。

\*2 『大日本史料』第十四編之四、天正十一年八月一日条。

\*3 『大日本史料』第十二編之八、慶長十六年六月十七日条。

\*4 『日本歴史地名大系第十八卷 福井県の地名』（平凡社、一九八一年）、五六三頁。

\*5 島田成矩『堀尾吉晴 松江城築城城主・中老』（今井書店、一九九五年）、二八六頁。

\*6 「續武將感状記」（『大日本史料』第十二編之八、慶長十六年六月十七日条）

\*7 中村孝也『徳川家康文書の研究』（日本学術振興会、一九五八年）、四四九、四五〇頁所収文書参照。

\*8 前掲注7中村氏著書、四五〇頁。

\*9 （寛永十年）十月四日付書状案（『大日本近世史料』細川家史料一十二）

幕閣首脳に宛てられたもので、堀尾氏の家名断絶に対して存続を求めることが内容である。この文書の存在は、忠晴の死によって無嗣断絶した堀尾氏の再興を目指す運動が存在したことを示すものである。

②堀尾吉晴の軍功史料

ここでは、若干ではあるが、「由緒書」と「記録」との内容の相違点を記したいと思う。

a、「堀尾家記録」中の「堀尾帯刀吉晴公働之覚」との比較

「堀尾家記録」(「堀尾帯刀吉晴公働之覚」)	堀尾家由緒書
天正五年八月	記載なし
天正五年十一月	播州上月二而敵宇喜田…
(天正五年十一月)	記載なし
天正七年	「天正六年」の出来事として記載
(天正七年)	「
天正十年	「天正十一年」の出来事として記載
天正十二年	記載なし
「	「天正十三年」の出来事として記載
「	記載なし
天正十八年	「天正十九年」の出来事として記載

特徴としては、概して吉晴の軍功に関する記載は、「由緒書」よりも「記録」が詳しくなされていることが分かる。

b、「堀尾家記録」中の「御知行所覚」との比較

堀尾家記録(「御知行所覚」)		堀尾家由緒書	
丹波黒井	三千石	丹波黒江	三千五百石
若州小浜	壹万石	若狭高濱	壹万七千石
同国佐垣	貳万石	同国御牆	貳万石

※「御知行所覚」には、宛行われた年代の記載なし

まず「黒井」と「黒江」の違いについて考えてみたい。圓成寺文書に天正十年(一五八二)九月九日付羽柴秀吉知行充行状があり、秀吉が堀尾吉晴に丹波水上郡六千二百八十四石を与えていることが確認できる。また同年十一月には丹波柏原別宮八幡宮に吉晴は寄進を行っていることから(『大日本史料』第十一編之二、天正十年十一月十二日条)、この時期丹波国水上郡は吉晴が知行していたと考えられ、同郡内には黒井城という城郭があり、吉晴が城主であったという記述もみられる\*1。以上のことから、「丹波黒江」は「丹波黒井」である可能性が高いと思われる。

次に、「小浜」と「高濱」については、「秀吉事紀」によれば、「若狭ノ佐柿ニハ木村隼人佑秀晴、高濱ニハ堀尾毛介吉晴」とある\*2。また、天正十一年(一五八三)に吉晴が高濱を宛行なわれたという伝承も残っている\*3。これらのことから、「小浜」は「高濱」であったと推測される。

最後に「佐垣」と「御牆」については、『日本歴史地名大系第十八巻 福井県の地名』(一九八一年)には、守護武田氏の滅亡後、三方郡の拠点である国吉城(佐柿城)を居城としたのは、栗屋勝久・木村重茲・堀尾吉晴と代わっていったとの記述がある\*4。また、島田成矩氏によれば、「坂本」とする記述の存在を指摘し、これは「佐柿」の誤りではないかと推測している\*5。更に、吉晴が「佐柿」へ所替になったとする伝承も残っていることから\*6、「御牆」

井伊兵部少輔殿吉晴公江被遣候誓紙ノ文言

今度出入之儀ニ付、御書付之通、具ニ披露申處ニ連々御心入不始于今義別而満足被存候、向後何ニ而モ弥可被仰談儀御尤ニ候、以來少モ疎畧御座有間鋪候、如此申合候上、自然内府忘却被仕候者我等男ヲやめ可申候条具御心得候而諸相談所仰候右之旨相違於有之者  
神文

井伊兵部少輔

月日

堀尾帯刀殿

岐阜川越之時忠氏公江被下文言

今度於濃州表合戦之刻、其方御家中江被討捕首  
注文具ニ披見誠心地能義共候御手柄可申様無之候  
明日令出馬候間、万事期其節候、恐々謹言

八月廿九日

家康

堀尾信濃守殿

太閤記云、吉晴公命ヲ奉給事三度ト有之、其事左ニ

記之

一、天正六年荒木謀叛ノ時、秀吉公異見ニ御越有シ時、家老之者顔付チカク候ヲ吉晴公引付テ御手放無之事

一、江州志津ヶ嶽ニテ柴田ト御對陣之時、稲葉伊豫守

御付置之事

一、秀次公御謀叛之時、伏見江御越被成候様ニトノ御使ニ

吉晴公被仰付候、此時秀次公於無御同心者則座ニ

可有御究由之事

法名 春光院ヨリ来ル写

慶長十二丁未年四月六日

龍翔院殿方芳岳宗葩大姉 泰晴公ノ御前 吉晴公御母堂

元和五年四月四日

昌徳院殿俊芳宗英大姉 吉晴公御前 但高田豊後

守女忠氏公

等ノ御母堂

寛永四丁卯年三月十七日

長松院殿真諦紹聖大姉 忠氏公御前 前田徳善院

玄以女

(解説)

「堀尾家由緒書」は、表題の示すとおり堀尾家の由緒を示す史料である。内容としては、『新修島根県史 史料篇二 近世上』(一九八四年)所収の「堀尾家記録」(以下「記録」堀尾虎雄氏蔵)や「堀尾公理由書 圓成寺指心代」(圓成寺蔵)とほぼ同じ内容の史料が収められている。以下、主に「記録」と比較しながら検討してみたい。

内容については、大きく次のように分類できる。①堀尾氏が忠晴の死をもつて断絶してしまうことに対して堀尾氏旧臣八名の連署による家名存続を願う訴状、②堀尾吉晴の数々の軍功を書き記した史料、③堀尾氏と徳川氏との関係を示す史料、④「由緒書」の作成者が後に書き足したと考えられる史料である。

以下、①・②・③・④の箇所の内容について考えてみたい。

①堀尾氏旧臣連署の訴状

これは酒井雅楽頭(忠世)・土井大炊頭(利勝)・酒井讃岐守(忠勝)らの

一、鎗下ノ首 御當家ノ吟味ハ口有之由、信長記ニ高遠ノ城攻ノ時、山口小弁佐々清藏ナトマテ鎗合、則鎗下ニテ首討捕ト有之

權現様ヨリ九人江被遣候御起請之旨

敬白靈社上卷起請文前書之事

一、今度縁辺之儀ニ付而御理之通承届候、然上者、向後遺恨ニ不存候之間、前篇無相違諸事可令入魂事

一、太閤様御置目十人連判誓紙之筋目弥不可有相違候、若

失念モ候而誰々於身上モ相違有之者十人之内聞付次第ニ

一人二人ニ而モ互ニ異見可申候、其上<sup>同心</sup>於無之者殘衆中一同ニ

異見可申候事

一、今度双方江入魂之通申仁有之對其者含遺恨存分不

可有之候、但背御法度御置目申ニおゐてハ、遂穿 可被

處罪科事

右條々若於相違者、忝此靈社上卷起請文御罰深厚可

罷蒙者也、仍前書如件

慶長四年二月五日

家康

加賀大納言殿

備前中納言殿

會津中納言殿

安藝中納言殿

德善院

浅野彈正少弼入道殿

増田右衛門尉入道殿

石田治部少輔入道殿

長束大藏大輔入道殿

九人ノ衆ヨリ 權現様江被上起請之旨

敬白靈社上卷起請文前書之事

一、今度縁辺之儀ニ付而御理申入之處ニ、早速御同心畏入候、然上者、向後御遺恨無御座候旨於各忝候之條

前篇ニ不相替諸事入魂可仕之事

一、太閤様御置目十人連判誓紙之旨、弥不可有相違、若失念モ候而誰々於身上モ相違有之者十人之内聞付次第

一人二人ニ而モ互異見可申候、其上同心於無之者殘ル

衆中一同ニ異見可申事

一、今度双方江入魂之通申仁有トテ之對其者遺恨をふくミ存念不可有之候、但御法度御置目を背申ニおゐてハ

十人として遂穿鑿可被處罪科事

右條々若於相背忝此靈社上卷起請文御罰深厚

各可罷蒙者也、仍前書如件

慶長四年二月五日

長束大藏大輔入道

石田治部少輔入道

増田右衛門尉入道

浅野彈正少弼入道

德善院

輝元

景勝

秀家

利家

内大臣殿

一、同年八月、近江国佐和山四万石、出入六年  
一、同十九年、遠州濱松十貳万石

一、慶長四年、越前府中五万石、従 家康公被進 但濱松城二ハ  
忠氏公御居城  
一、同五年、出雲・隱岐兩國御拝領

御手柄場所、御若名・小太郎・茂助・帶刀先生

一、元龜元年六月、當年吉晴公二十七、江州横山江浅井出張之時、  
岐阜江御使ニ御越御歸ノ折節、敵打出、直ニ御出有テ、手ニ  
御相信長公江首ヲ被掛御目、小太郎ハ我力者ソト御詞カタル  
一、同虎御前山江又敵打出タル時、首御捕

一、天正三年五月廿一日、參州長篠ニ而始歩者ノ首御捕、又唐頭  
金甲付ノ首御捕、信長公又シタカト被仰

一、同四年 播磨 兼州蜂須賀彦右衛門殿陣所江見廻ニ中村  
次郎左衛門ト二人御出ノ折節、敵打出、味方敗軍ス、吉晴公  
次郎左衛門ト鞠出首御捕、但鎧下ノ首

一、同五年但馬尾白山ニ而御切合候而、十三ヶ所手御負、双方草臥  
睨合テ御座候所江、津田小八郎来合、首ヲ捕、秀吉公御前ニテ  
吉晴公御働之様子小八郎御披露

一、同年十一月播州上月ニ而敵宇喜田和泉守打出候時、宮田喜八郎ト  
鞠出首御捕手御負小右衛門馬ニダキノ七候時、又敵返来テ  
見給鞠出ント被成ヲ、小右衛門馬ノロヲ不放其内味方モリ返シ  
御助リ喜八郎ハ討死

一、同六年摂州有馬ノ奥寺内御破ノ時、鎧下ノ首御捕此時母衣  
被仰付

一、同年播州三木ノ付城霧ヶ峯ニテ鎧下ノ首御捕  
一、同所ニテ谷大膳討死ノ時、斜小河端ニ鎧下ノ首御捕、是時

分銅ノ紋付ノ旗三本御拝領、甲賀衆百御預リ

一、天正十年備中スクモ山ニテ夜鞠ノ時首御捕  
一、同年備中高松ノ城水責ノ前ニ敵打出セリ合有テ鎧下ノ首  
御捕

一、同年明智ト山崎合戦ノ時、三人御鎧付ケ候而、アレ取レト被仰  
一ツハ堤五郎兵衛、一ツハ松田又市、一ツハ梯権八郎捕  
一、尾州アカミ城攻ノ時、首数来ル、秀吉公御感有テ家臣ニ

金錢拝領ノ者多シ、此時マテ御名茂助  
一、同十一年 伊予 勢州小河内ノ城塀限ニ而口討首御捕、此時重村  
多左衛門御傍ニテ討死

一、同年江州志津ヶ嶽合戦ノ時、双方馬上ニテ御撞落候而首御捕  
一、同十二年卯月九日尾州長久手ニテ味方敗軍龍泉寺之退  
口 殿被成四度御返シ、此時松田左近・吉川若狭并河平右衛門

宮川弥市・荻野庄右衛門・三田村惣右衛門・浅井本ノマ、野治次右衛門  
御傍ニ居ル保木善右衛門・廣瀬与之助・一瀬仁左衛門

一、同翌十日シノ木ノ内大草村ヨリ御引拂之時、大事ノ殿ナリト  
秀吉公御仁サシニテ被成、此時ノ右之者共居ル  
一、同年六月尾州蟹江ノ城攻ノ時、首数多、秀吉公御感

一、同十三年竹ヶ鼻ノ城攻ノ時、南ノ方ノ取出ノ丸御取候而、首数多  
秀吉公御感

一、同十九年小田原陣山中ニテ家臣高名有テ、金錢拝領者多  
一、同十九年九戸陣ノ時、家中ノ者追手江早着キ秀吉公  
御感状ヲ被成

一、慶長五年參州池鯉鮒ニ而加々江弥八御シトメ、水野惣兵衛殿  
内鈴木与八是ヲ存于今存生ノヨシ 本ノマ、

井

御和順被遊、別向嶋江御移被成、御様躰能被成御感候事

一、加賀大納言殿煩為御見廻 権現様伏見ヨリ大坂江御下向

被成、藤堂和泉殿屋鋪二御着座、其夜申事有之二付出雲守も

和泉殿屋鋪江參、相詰罷有候事

一、從向嶋伏見之御城江御移被成、可然ト帶刀奉存徳善院卜

相談仕、奉行衆ト相談、御城江被成御移候事

一、帶刀儀常々御奉公申上候儀、御祝着ニ被思召候由、

御直之御誓紙可被下ト被成 御意候得共、達而御辞退申

上候得者為 御名代井伊兵部少輔殿御誓紙被下候、其後

明知御座候由 御意候而越前府中之御城五万石兵部

少輔殿御取次ニ而致拜領候事

一、帶刀越前府中江罷越候ヲ水野惣兵衛殿池鯉鮒江御出、

御振廻被下候處、加、江弥八ト申者治部少輔方ニ而御座候哉、岡崎 Y

引返罷登候ト而、右之座鋪江立寄、御酒之間ニ惣兵衛殿ヲ

切殺申候所ヲ、帶刀則仕留申候事

一、上方動乱之故、小山ヨリ御供之諸大名衆御差登セ被成候

刻、出雲守・山内土佐守殿ヲ同心仕 御前江罷出、先

證人差上ケ并濱松之居城ヲ明上可申候間、御人数被為

人置候様ニト申上、其上本多佐渡守ヲ以縁辺之儀共

申上候得者、 権現様 台徳院様御感被成候事

一、濃州河越之時、出雲守下り廻、門ヲ随分持候而、頭数貳百余

討取江戸江差上ケ、 権現様御感状被下候事

一、同江渡ニ而毛頭数多討取、鼻を欠口<sup>キカ</sup>而御出馬之途中ニ而

申上候事

一、関ヶ原御合戦之日ハ出雲守ニハ大垣之城之押被 仰付

同日南宮山ニ在陣仕候中国之人数之為證人吉川家老

栗屋十郎兵衛ト申者ヲ請取、大坂迄召連、以 御意

返シ申候事

一、山城守儀毛大坂兩度之御陣并廣嶋江被遣候刻毛、

油断不仕候、常々家人共ニ申聞候者、 御代々帶刀

出雲守・山城迄御懇之儀ニ御座候間、一廉御奉公申上

度候間、面々毛其心得仕候得ト申候處、病死致候儀

非本意奉存候事

右私共存候通申上候、然者堀尾名字断絶不仕候様ニ被為

仰付可被下旨、難有忝次第奉存候、御相続之儀偏奉頼候、已上

二月十三日

久徳内膳

堀尾但馬

揖斐伊豆

前田丹波

小嶋隼人

堀尾左兵衛

堀尾大隅

堀尾采女

堀尾因幡

堀尾修理

酒井雅楽頭様

土井大炊頭様

酒井讚岐守様

吉晴公天文十二癸卯

誕生

一、元龜二年、御年二十八、近江國長濱三百石

一、天正五年、秀吉公播磨國御拜領、霜月廿八日御入国姫路

千五百石

一、天正十年、丹波黒江三千五百石、御加増

一、同十一年、若狭高濱壹万七千石

一、同十三年、同国御牆貳万石

(解説)

天武天皇の皇子・高市親王(六五四〜六九六)を始祖とし、堀尾忠晴の娘の孫・石川勝明までの系譜が記されている。高市親王の子孫は高階姓を賜った者が多いが、春光院所蔵「堀尾家譜系」(以下「家譜系」と記す)には六代の峯緒が仁明帝より高階真人の姓を賜ったとある。高階氏の中でも峯緒の子孫は永く栄え、一二代業遠は藤原道長近臣、一九代康経(一一三〇〜一二〇二)は後白河院の近臣として活躍した人物として知られる。

成立年については、徳川秀忠を台徳院と記載していること、また石川勝明の存命中であることから、寛永九年(一六三二)から元禄元年(一六八八)の間であることが分かる。

この作成に当たっては、まず基礎となる系図が存在し、それに複数の史料を比較検討した跡が見られる。例えば、高階氏本流の系図では十代成忠と一一代敏忠、一三代成章と一四代成佐がそれぞれ兄弟となっているが、堀尾氏系図ではこれらが直系となる齟齬が見られ、その点を「或曰成忠弟」というように付記したり、また死没年なども「…或曰…」と二通り記す箇所が見られる。

吉晴は「可晴」と記され、それ以前の呼び名についても本来の茂助ではなく「毛介」と記されているのが特徴的である。堀尾氏三代の中でも特に吉晴の経歴は大変詳しく記されており、一六才での初陣から六九才で没するまでの数々の戦功が詳細に記されている。

また吉晴を「可晴」と記す点も含め「譜牒餘録」所収の系図と記載内容がほぼ同じである。「譜牒餘録」は、貞享三年(一六八六)に成立した「武徳大成記」(松平親氏から徳川家康の天下統一までを記した歴史書)編纂の際に幕府が諸家に提出させた家譜(貞享書上)を、「寛政重修諸家譜」の編集にあたり集録したものである。したがって、「家譜系」は幕府が家譜の提出を求めた年代とも合致し、幕府に提出した系図の原本、あるいは控と推測できる。

「譜牒餘録」堀尾系図の末尾に、「(前略)堀尾山城守忠晴娘、石川主殿頭先祖之室二而候之旨、山城守家断絶之時書物等室方江参たる二而も可有之候

間、主殿頭江内証聞合可被申との儀二而其通二候處、奥書書物主殿頭より大學頭迄差出(後略)」とあり、堀尾家の史料は石川家が所持し、石川家から幕府に提出した事が記されている。

但し「譜牒餘録」は読み下し文であり、また徳川家康を指す「内府」を「徳川殿」と修正している。「家譜系」が「内府」という豊臣政権下での職名を使用している点を見ると、基礎となった史料・系図は更に遡るかもしれない。(しかし「内府」と、同じく家康を指す「神君」の使い分けは不明。)いずれにしても幕府に提出された系図となれば、数ある堀尾氏系図の中でも最も詳細に記されたものと言えるだろう。

参考文献

『日本史大事典』(平凡社 一九九三)

『続群書類従』巻一七四 高階氏系図・堀尾系図

『譜牒餘録』寛政十一年(一七九九)成立。幕府が大名や幕臣など諸家に命じて提出させた家譜を集録したもので、『寛政重修諸家譜』の

基礎史料となる。(『内閣文庫影印叢刊』国立公文書館内閣文庫)

島田成矩『堀尾吉晴 松江城築城国主・中老』(今井書店 一九九五)

(三) 堀尾家由緒書

堀尾山城守死去仕候得共諸侍共二去年之物成并切米二而下々迄

御支配被下候儀寔以難有仕合忝奉存候、為御礼参府仕候、

然者 権現様 台徳院様江帯刀・出雲守御奉公

申上候儀乍憚申上候

一、大閣様御他界之以後 権現様与加賀大納言殿

備前中納言殿・会津中納言殿・安芸中納言殿、此四人并

徳善院・浅野弾正・増田右衛門尉・石田治部少輔・長東大藏

此奉行与出入之刻、帯刀奉得内意、中村式部少輔・生駒

雅楽頭ヲ引加、御入魂之取扱仕、右九人之衆之誓紙、帯刀

請取、 権現様ヨリモ右之衆中江御誓紙ヲ被遣

中<sub>レ</sub>故<sub>ニ</sub>敵<sub>ニ</sub>遂<sub>ニ</sub>閉<sub>ツ</sub>矢<sub>一</sub>、窓<sub>ラ</sub>從<sub>レ</sub>此景勝忠、晴更<sub>ク</sub>為<sub>ニ</sub>先<sub>一</sub>、鋒<sub>ニ</sub>廿

八日忠晴又進<sub>テ</sub>急<sub>ニ</sub>攻<sub>ム</sub>敵不能防此夜潛<sub>ニ</sub>逃<sub>ラ</sub>入<sub>ル</sub>一大<sub>一</sub>、  
坂ノ城<sub>ニ</sub>此戰忠晴士前<sub>一</sub>既<sub>ニ</sub>而和<sub>一</sub>、議成<sub>ル</sub>矣諸<sub>一</sub>、將各々歸國<sub>ニ</sub>明

年夏又有<sub>リ</sub>二大<sub>一</sub>、坂之役<sub>一</sub>忠<sub>一</sub>、晴在<sub>リ</sub>雲州<sub>ニ</sub>以地遠近<sub>ラ</sub>為<sub>ニ</sub>

序前隊松平利<sub>一</sub>、隆<sub>武藏</sub>次森忠<sub>一</sub>、政<sub>美作</sub>次忠晴五<sub>一</sub>、

月七日忠晴至<sub>ニ</sub>攝州<sub>一</sub>涉<sub>リ</sub>長柄川<sub>ラ</sub>赴<sub>ク</sub>二大<sub>一</sub>、坂<sub>ニ</sub>此<sub>一</sub>、時城

已<sub>ニ</sub>陥<sub>リ</sub>敗<sub>一</sub>、走<sub>レ</sub>之士滿<sub>レ</sub>野<sub>ニ</sub>忠<sub>一</sub>、晴戒<sub>テ</sub>士<sub>一</sub>、卒<sub>ラ</sub>曰勿<sub>レ</sub>斬<sub>コト</sub>亡<sub>卒</sub>ラ<sub>一</sub>

斬<sub>ル</sub>ハ之非<sub>ス</sub>勇<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>コト</sub>以為<sub>ニ</sub>功<sub>一</sub>忠晴復姓高階<sub>一</sub>元和五年

己未福<sub>一</sub>、島正則有<sub>レ</sub>罪流<sub>サル</sub>於信州<sub>ニ</sub>忠晴受<sub>テ</sub>

命與<sub>ニ</sub>毛利秀就<sub>長門</sub>守<sub>一</sub>生<sub>一</sub>、駒正<sub>一</sub>、俊加<sub>一</sub>、藤嘉<sub>一</sub>、明等<sub>一</sub>率<sub>テ</sub>

兵至<sub>ニ</sub>藝州<sub>一</sub>及<sub>ニ</sub>廣嶋<sub>ノ</sub>城<sub>ラ</sub>寬永三年丙寅八月十九日

忠晴任<sub>ス</sub>侍從<sub>ニ</sub>十年癸酉九月廿日卒<sub>ス</sub>歲三十五

無<sub>シテ</sub>男國除<sub>ス</sub>石川廉<sub>一</sub>勝<sub>ハ</sub>彈正可<sub>一</sub>、晴之外孫而忠<sub>一</sub>、晴<sub>カ</sub>

之外弟也忠晴以<sub>レ</sub>女妻<sub>ハ</sub>之<sub>ニ</sub>二十一年甲戌生<sub>ム</sub>男憲<sub>一</sub>、

之<sub>ラ</sub>主殿<sub>一</sub>憲<sub>一</sub>、之<sub>ノ</sub>之<sub>第</sub>三<sub>一</sub>、兒勝<sub>一</sub>、明<sub>冒</sub>姓堀尾<sub>ニ</sub>奉<sub>ス</sub>其祭<sub>一</sub>、

祀<sub>ニ</sub>

石川彈正大弼  
廉勝

父主殿頭忠總 事<sub>ハ</sub>見<sub>タリ</sub>石川ノ系譜<sub>ニ</sub>

女子

石川彈正大弼廉勝室

法名 法光院

寬永十年甲戌四月廿七日卒<sub>ス</sub>歲

憲之

石川主殿頭

事<sub>ハ</sub>見<sub>タリ</sub>石川ノ系譜<sub>ニ</sub>

勝明

式部 冒<sub>シテ</sub>祖母ノ姓<sub>ラ</sub>為<sub>ニ</sub>堀尾氏<sub>ト</sub>

母<sub>ハ</sub>梅園三位實清女

尾州熱田裁斷橋書付写

堀尾金助公去<sub>ル</sub>天正十八年六月十二日

逝去法名遠岩世俊福定門天正

十八年二月十八日相州小田原陳<sub>江</sub>十八歲

にて立<sub>不</sub>歸慈母歎<sub>ニ</sub>之尾州熱田

裁斷か橋を掛<sub>ル</sub>往還<sub>ニ</sub>之輩念佛

申給<sub>ハ</sub>江戸道楚堂之<sub>カ</sub>きわ<sub>ニ</sub>御座候

一御先祖御城跡尾州丹羽郡御供所村<sub>ニ</sub>

畑方<sub>ニ</sub>罷成御座候御家老衆御兩人之

御屋敷跡も御座候則御供所村之

御氏神棟札之写別紙進上之

仕候間御覽可被遊候以上

十月廿八日

吉田口幸大夫

猪飼浅右衛門様

獲二首、級一以報ス

神、君ニ於武城ニ

神君賞レ之賜フニ感、書ラ一九月朔

神、君發ニ武城ラ一十二日至リ玉ヒ清、須ニ一十五日大ニ戰フニ於關原ニ

濃ニ誅スニ三成等ヲ一此日忠氏因テレ命ニ爲レ壓シカニ福、島左馬

秋月三垣見和泉相良宮内等ヲ一陳ニ大垣ノ城外ニ福原

大垣故ニ不レ會セニ關原之戰ニ一吉川廣、家侍憑ニ忠、氏ニ請ヒ降ラ

使ニ其老、臣栗屋某ヲラシテ質一忠氏向キニ在ニ野州小山ニ一因ニ本

多正信ニ言シテニ於

神君ニ一曰某有レ妹願クハ配セン 左右近侍之臣ニ

神君日々東西幅、裂人、必未レ定而ルニ忠氏欲スレ結ントニ親ヲ於

我近、臣ニ一是誠實之忠志ナリ也乃命シテ石川忠、總ニ一後任主

殿娶シムレ之ヲ

台徳院君亦大ニ感、賜フニ寶刀所謂日一把於忠氏ニ一此冬

賞ニ有功ヲ一改メ、ニ封ス諸將ニ一賜フニ雲隱ニ州於忠氏ニ一八年癸

卯三月忠氏叙シニ從四位下ニ遷リ、ニ任ヌ出雲守ニ一父可晴明

四品蓋シ可晴己ニ老體ニ於國ニ一入朝モ九年甲辰八月四日ニ卒ス歲廿八

亦少故ニ忠、氏先ニ進而可晴後ニ昇也 台徳院君賜テ 書ヲ於父可晴ニ一弔シ之且令玉ヲ下撫、ニ養シテ其幼、孫

忠晴ヲ一爲ス中國政ヲ上

石川主殿忠總室 法名 法林院

女子

有七男一女 見ナリニ石川ノ慶安元年戊子八月十

八日卒歲

女子

堀尾河内守室

忠晴

三之助 從五位下 山城守 從四位下 侍從

法名 圓成院高賢世肖 母ハ前田德善院玄以女

別以ニ六ノ四目結ヲ一爲ニ副文一

慶長九年甲辰父忠、氏卒ス此、時忠、晴甫メテ六歲祖、

父可、晴雖ニ老、休スト、而護、ニ持之ヲ一治ムニ一州ヲ一十六年辛、亥

三月十一日忠、晴叙スニ從五位下ニ一任ニ山城守ニ一廿日

叙スニ從四位下ニ一此年六、月可、晴卒ス十九年甲、寅大、

坂之役

神君使玉ヲ下上杉景、勝ヲシテ為ニ信貴堤ノ前ノ鋒一忠晴ヲシテ為ラ中第一、

軍此ノ、地在リニ大、和川ノ南岸ニ一其北ノ岸ハ日今福堤ト一佐、竹

義宣陳スニ於此ニ一十一月廿六日敵出ツ今福堤ニ一義宣

与ニ戰ラ不利アラ士卒乱テ而退ク忠晴絶レ川ヲ横ニ撃ツ敵敗テ而

入レ壘ニ信貴野堤ノ敵モ亦出ツ与ニ景、勝一戰フ景、勝之兵多シ一死、

傷一乞フニ救ヲ於忠晴ニ一軍監屋代越中守伊東右馬允

安藤治右衛門モ亦来リ使ニ忠、晴ヲシテ代ラニ景、勝一忠晴即チ進

レ兵發テ銃ヲ攻レ之ヲ城、兵能防キ矢石乱發忠、晴之臣岡

武左衛門率テニ熟シテ銃之卒所謂伊賀者八十人ヲ一来リ更ニ

前ムコト三步使下卒皆坐シ按ニ銃於膝上ニ一審ニシテ度ヲ而發タ上岡ハ馳テ

馬ヲ於東、西ニ一勵スレ衆ヲ陣上射ル者只依ルニ舊様ニ故ニ不レ中岡ヲ所被

之發為ニ銃子ノ所穿而幸不レ傷レ膚ヲ其所、レ佩之幟帉ニモ亦有ニ三痕一

初諱某後

台徳院君手書賜フニ忠ソ字ヲ一副レ之ニ以スニ國、俊之刀ヲ一故ニ改ムニ忠

氏ト曾テ叙スニ正五位下ニ任信濃守ニ不詳慶長四年己未

亥伏見騷擾之日与父可、晴ト通ス志於

神君ニ有ニ忠勤ニ五年庚子

神君將ニ征ヘ玉ハンニ會、津ヲ六月發シニ大坂七月廿四日至ニ小山ニ

台徳院君至リマフニ宇津宮ニ小山宇都宮共野州忠氏從焉聞テ石、田ニ成

反スト

台徳院君往テニ小山ニ調シ玉ヒ

神君ニ諸將モ共ニ會ス山内ニ豐私ニ與ニ忠氏ト一議シテ曰ク

内府公若有ラハ問玉フコト如何シカ答ヘン忠氏曰

公若シ旋レ軍ヲ誅玉ハ、ニ三成ヲ某欲下獻シテ濱松ノ城ヲ使入ニ東、兵ヲ自率テ

家士ヲ一前、驅セント上此外無ニ可レ言者一豐然スニ之既ニシテ而

神君召ニ見テ諸、將ヲ一問曰進征セシヤニ會津ヲ一平旋ツテ誅セシヤニ三成ヲ一平福、

島正、則應テ聲曰宣ニ先ツ誅シ玉フニ三成ヲ一諸將同レ之、一豐曰

某請フ獻センニ掛川城ヲ遠願クハ

公入レ兵守シ玉ヘレ之ヲ

神君不レ知ニ是レ忠氏之意ニ以褒ニニ、一豐ニニ廿八日忠氏與ニ

諸將ニ發スニ小山ヲ八月十四日共ニ至ルニ尾、州清、須ニ待ツ

神君之至ニ玉フヲ八月四日神君發ニ廿一日東使村、越茂、助至ニ清、

須ニ促レ戰ヲ因テ諸、將相議欲スニ先攻ントニ岐阜ノ城ヲ一信長孫秀信居

廿二日福、島正則黒田長政長岡忠、興加、藤嘉、

明等自ニ尾、越渡リ口ニ下流、木曾川、忠、氏與池、田輝、政淺、野

幸長山、内一、豐等自リニ河田渡ノ口ニ一日米野、織田秀、

信出テニ岐阜ヲ一陳ニ河手村ニ使ニ其ノ將木、造左、衛、門ノ佐百、

百越、前、守リシテ別ニ屯ニ新加、納ニ三成之部將川瀬左馬

助柏原彦右衛門亦率テニ援兵ヲ三千餘ニシテ同在リニ新加、

納ニ輝政以下諸、將臨ニ渡口ニ姑ヲ會シテニ堤下一更ニ、議スニ福

有約故不驟渡、忠氏之臣松田左近與前田十左

衛門突、出シテ高聲ニ呼ニ忠、氏曰敵已ニ出テ、在近ニ猶何ヲカ、議シテ

而猶豫シ玉ヘル、只早ク渡リレ川急ニ擊ニ、破シ之ニ耳ト諸將聞テ愈レ之ヲ各々

歸ルニ我、部ニ一柳直、盛物之兵郷、導ニシテ而知ニ水ノ淺、深ヲ一故ニ

直、盛至テニ下流分派之處ニ一先、渡ニ蓋取舟於岐、忠、氏直ニ

渡テニ上流ヲ一與レ敵先ツ、逢諸、將亦共渡ヲ會、戰忠、氏及直、

盛横ニ衝クニ敵、後ヘラ一敵於レ是ニ大ニ潰、敗ス木造百々共ニ亡、走

忠、氏之兵所レ獲之首二百二十七諸部各ノ斬ノ獲ニ

三成之援、兵亦走テ保ツニ瑞、龍、寺山ノ寨ヲ一日已ニ暮矣此

夜諸將宿スニ新加納ニ二十三日忠氏及ヒ淺野幸、長

井、伊直政本多忠、勝等攻メテニ瑞龍寺山寨ヲ一拔レ之正、

則長、政等渡ニ尾越津一拔ニ竹鼻城ヲ一遂ニ至リニ岐、阜ニ一攻レ之

輝、政等亦同ク、至テ諸、部共ニ乘シテレ之ニ攻、戰轉、急ナリ秀信降シテ

城遂ニ拔ク三成在ニ大、垣ニ欲レ援トニ岐阜ヲ一與ニ島、津義、弘ト一率テ

レ兵ヲ疾ツ、馳ス至ニ江渡川ニ聞テニ岐阜已ニ拔ト一不レ渡整ヘテニ軍於岸

上ニ而待レ我忠氏及黒田長、政藤堂高、虎田、中長、

正兵部生駒正、俊讚岐、等欲シテレ擊ントレ之ヲ進ムレ軍ヲ江渡川

盛ニ溢レテ不レ可レ渡田中長、正使ニ健水ノ者ヲシテ見セニ淺深ヲ一超ヘテ郡ヲ

先ラ、渡ル忠氏次レ之ニ諸將鱗差而共ニ上レ岸ニ一説渡江渡川只

三成義弘カ之兵乱シテ而走ル忠氏等追レ之疾ク、擊テ又多ク

レ之ヲ可、晴之臣佐治清六後号刑部獨リ超レ牆ヲ直ニ入テ悉ク取リレ之ヲ  
而出ツ矣。忠重之臣晴中自相忠重之臣馳セテ力ヲ於東關ニ  
擊不知佐治之来云。忠重之臣馳セテ力ヲ於東關ニ  
堀、尾帶、刀斬ルト。水野和泉守及ヒ加、賀井弥八ヲ東、士聞テ  
レ之ヲ欲レ執ヘント。子忠、氏ヲ一

台徳院君曰可、晴ハ非下有ルニ一、心一者上縦、令ヒ可、晴迷、乱ストモ忠  
氏必ス不レ與ニ其惡ニ頃ラク、之忠、重之臣又報、曰檢スルニ弥、八カ  
屍ヲ一衣中有ニ三、成之書曰若能殺サハニ

内府之老臣或堀、尾或水野ヲ一必有ニ重賞ニ由レ此ニ觀レハレ之ヲ  
弥八斬リニ水、野ヲ一堀、尾誅スルコトニ弥八ヲ一炳馬於レ是

神君遣ハシテニ使ヲ於忠、氏ニ褒、ニ可、晴之功ヲ一八月二日賜ニ書ヲ

於ニ可、晴ニ一勞同十三日又賜レ書ヲ村越茂、助齋レ之ヲ過リニ

濱松ニ一且ツ傳ニ懇、到之命ヲ一茂助本使岐阜之戰ニ忠氏有

功詳ニ忠氏、關原凱旋之後賜ニ雲、隱ニ州ヲ於忠氏ニ一賞スト也ニ

父子之功ヲ一也可晴休ニ於國ニ一朝ニ東武亦少之矣九年

甲辰六、月可、晴叙ニ從四位下ニ一八月忠、氏卒

台徳院君賜ニ書於可、晴ニ弔レ之忠、氏ノ子忠、晴猶幼シ

可、晴代テレ之治ニ一州ヲ一十六年辛亥六月十七日可、

晴卒ス歳六十九

台徳院君賜ニ書ヲ於忠晴ニ一弔レ之ヲ可、晴天、資和、順人號シテ

曰佛ト然トモ對レ敵ニ臨レ戰ニ威如シニ虎、兕ノ一故ニ世ニ称ス仁義ノ之勇、

士ト一謙ニシテ而不レ伐ニ其戰功ニ一軍、忠雖レ問而不答ヘ是ヲ、以少シニ

知之者ニ々所レ録只其ノ一二而已可、晴常ニ誠ニ子、孫ヲ一

曰士須クレ務レ所當レ務其他技藝不レ須ニ過テ精シカラントヲ織田金

左衛門ト云者信、長ノ之宗、族而有リニ膽、勇ノ之士ニ也而性

好レ鷹養、調之術無ニ一トシテ不ト玉フ一レ知信、長常在ニ左、右ニ問フレ之

終ニ三以テ為ニ別ノ將ト一故ニ一、生不レ及レ成ニ功、名ヲ一是實ニ可レ為ニ

鑑誠ト一也可、晴好レ士ヲ不レ愛マレ財聘ニ有、功ノ之士ニ一厚禮ヲ禄ニ

養之ヲ曰ク頭レ忠、樹ルコトハ、動全依ルニ士、卒ノ力ニ食ニ於邑ニ一封ヲ、於

國ニ一者、不レ好レ士則近盜然トモ地之所レ生士之所レ食スル亦

各々有レ數則所レ好雖レ無窮リ而所レ養實ニ有レ限リ故ニ所レ知

之士不レ及ニ畫禄スルコトヲ一レ之ヲ為ニ爲ツテ先、客ニ薦ニ於諸、侯ニ士或不シテ

レ及ニ乎其主ヲ一而行則又薦ニ於他ニ一如ナルヤレ此也或ハ至ニ三ヒニ至

レ四ヒニ或諫テ、曰ク再々ヒレ之謂レ甚其レ可シヤニ三ヒヒス一乎可晴曰我封、

國遠シ矣入テ朝スルノ之日留メテ士ヲ守シムレ國ヲ所レ從者不ニ甚多一在

レ都ニ之中若シ有ニ不、庭ノ之臣一受シニ征、伐ノ之命ヲ一召サハハ兵ヲ於

國ニ一則非ニ旦夕之所ニ一能スル至ニ此ノ、時ニ一我馳ニ使於諸侯ノ邸ニ一

告テ向ニキニ薦之士ニ一以請ニ援兵ヲ一四五百騎立ニ來リ聚シカ乎

是非ニ忠ニ哉我レ思レ之ヲ則拙シニ言辭於諸、侯ニ一以薦ルレ士亦

不ト甚勞トセ一也諫ル、者感而去ル矣

某 金介 法名 俊嚴院逸嚴世俊

天正十八年庚寅六月十二日没 於小田原陳中歳十八

弥、介 正五位下 信濃守 從四位下 出雲守

忠氏 法名 忠光寺天岫世球

利家卒子利、長嗣封ヲ在加州ニ清、正忠興幸長正、則等議シテ曰三成必幸トシテ利家之卒セルヲ乘シ此時ニ作レ乱ヲ不

如先制センニハ之ヲ三成聞テ之恐、駭與ニ長、盛共ニ謀リ擁シテ兵ヲ守ルニ大、坂ノ私第ヲ一秀、家輝、元島津義、弘兵庫頭立花宗茂小、

西行長等共ニ應シニ、成ニ各々勒メ兵ヲ於家ニ以テ備フ佐、竹義宜自ニ伏、見至リ大、坂ニ留メ從兵於森、口ニ潛ニ往テニ、成家ニ載ニ三成ヲ於女輿ニ共ニ至リニ秀家第一義、宣及秀家之兵

護ニ三成ヲ一歸ニ伏、見ニ清正忠興等聞キレ之欲ニ急ニ擊テ誅セントレ之ヲ神君止レ之ヲ曰三成カ之姦雖レ可レ惡ム而大閤職者讓ニ付之ヲ

他人則號曰殊遇之寵臣也殺レ之已重シ矣只須クニ罷太閤職ヲ就レ國ニ成欲レ往シト佐、和、山ニ三成之懼レテ清、正等カ之追、擊シ玉フ一而不能發コト伏、見

神君憐ニ玉ヒテレ之使ニ公子秀、康ヲ三河送テ三成ヲ一至中勢多ニ上州江可、晴副フレ之三成垂レ涙ヲ拜、謝獻スニ正宗ノ刀ヲ秀康ニ辭シテ可、晴一而

別先レ是五奉、行更ニ入ニ伏、見ノ城ニ而守ル焉至レ是生、駒正、成中村一、氏及ヒ可、晴來テ白スニ

神君ニ曰伏見城唯有ニ守ノ兵ニ而無シニ定主ニ似タリニ武、備ノ之疎ナルニ

請ヲ公移リ玉ヘレ焉ニ神君可シ玉フレ之可、晴屈レ指ヲ尅メテ曰ラ玄以カ入テ、守ルノ之曰使ニ

神君ヲシテ移ラ一矣秋神君至リ大、坂ニ長盛正家吉隆等曰願クハ

公住ニ大坂ニ一聞玉ヘレ政ヲ而為ニ營ニ大殿高、樓ヲ所謂大廣一間殿守也於西ノ郭ニ神君移レ焉ニ各聞テ前田利、長謀反ニ在加州信疑相半ス

故

神君欲シ玉フ下擇テニ忠純之士ヲ一居シメト北邊上諭ニ秀家輝元ヲ一命シテ可、晴ニ

守シメ越之前州府中城ヲ賜ヒニ祿五、萬石ヲ一以下其所ニ曾テ食ム之濱松十二萬石ノ地ヲ上付シ子忠氏ニ一老、ニ休ス於越府ニ秀、

吉薨、後神君爲レ政ヲ之初賜フニ此厚賞ヲ一可、晴以ヘラク隕ストモ首ヲ不ト足ニ以テ上、

報スルニ五年庚子上杉景、勝密ニ与ニ三成ニ謀、ニ反ス於會、津ニ奧六月十六日

神君發シテ大坂ヲ一東、征シ玉フ二十三日至濱松一忠、氏羞レ饑ヲ可、晴亦自ニ越府來リ謁

神君一請フニ從ヒ、行シト神君曰願フニ三成カ之陰、謀其發センカ一於我東、行之後ニ一乎子

須ク下早ク歸越ニ規カヒ佐和山ノ事體及ヒ北國畿内之消息一違中ノ東奧ニ此行也獨携テニ忠氏ヲ一而可、也可、晴唯而

北ニ、歸水野忠、重和泉守居參州刈屋与ニ可、晴一友善シ故ニ出テ、池、鯉、鮒ノ驛參州舍ニ饗スレ之ヲ加、賀、井弥、八モ亦來ル日、暮レ命シレ燭ヲ三、

人温、談シテ酒至リニ數行ニ可、晴醉テ且坐、睡ス弥八忽チ斬ルニ忠、重ニ可、晴抱ニ弥八ヲ一拔キニ佩刀ヲ一則重長一尺刺、ニ殺ス之ヲ一忠、重

之臣不レ知ニ所以ヲ一左、右争ヒ進テ圍テ可、晴一短兵急ニ接ス可、晴疾、呼テ曰弥八斬ルニ泉州ヲ一故ニ我レ誅スニ弥八一然暄、霧紛、

拏無ニ聞、辨スル者一可、晴手ニ禦キニ刀劍ヲ一足蹴ニ燭、架ヲ乘レ暗ニ下リレ庭ニ傍レ牆ニ而出ツ自ミ被リニ重傷ヲ一步履甚艱メリ可、晴カ之持レ戟

之卒後賞此卒爲土号森関右衛門竊ニ負而去ル西州ノ侯伯贈答之書其他謀、計之筭、記數、紙共ニ藏ニ小箱ニ一可、晴常ニ懷ニスレ之

此日座、臥歡、笑姑ヲ置ニ床ノ、上ニ不虞ノ之闕、乱不レ及レ收ル

内府ニ一乎欲<sup>ストモ</sup>ニ我濟ノ誓書ヲ一而不<sup>レ</sup>能<sup>二</sup>容易<sup>ニ</sup>及<sup>フ</sup>可晴曰ク然<sup>ラハ</sup>則

聊等<sup>ハハ</sup>反<sup>スルカ</sup>乎六人大<sup>ニ</sup>怒罵詈喧<sup>ハ</sup>、廼<sup>ス</sup>玄以長政解<sup>ストモ</sup>之<sup>ラ</sup>

不<sup>レ</sup>可<sup>キカ</sup>將<sup>ニ</sup>及<sup>ント</sup>、闕<sup>ニ</sup>殺<sup>ニ</sup>可<sup>ク</sup>、晴曰言<sup>ニ</sup>卿等<sup>カ</sup>之反<sup>ラ</sup>者<sup>ハ</sup>我也卿

等若<sup>シ</sup>實<sup>ニ</sup>不<sup>ハ</sup>反<sup>レ</sup>則須<sup>ク</sup>与<sup>ニ</sup>辨<sup>ハ</sup>、論<sup>シテ</sup>以<sup>ム</sup>雪<sup>ム</sup>冤<sup>ヲ</sup>而<sup>今</sup>却<sup>テ</sup>相<sup>レ</sup>殺<sup>サハ</sup>

其<sup>レ</sup>誰<sup>カ</sup>知<sup>シヤ</sup>、虚<sup>ト</sup>与<sup>ト</sup>實<sup>ト</sup>、一<sup>ヤ</sup>於<sup>ハ</sup>是<sup>ハ</sup>六人<sup>辞</sup>ハ、詛<sup>シ</sup>徐<sup>ニ</sup>曰<sup>卿</sup>之<sup>言</sup>

有<sup>ル</sup>何<sup>ノ</sup>證<sup>カ</sup>、一<sup>也</sup>可晴曰先君遺命<sup>シテ</sup>曰<sup>十人</sup>能<sup>相</sup>和<sup>シテ</sup>為<sup>ヨト</sup>

レ政<sup>ヲ</sup>々

内府<sup>ハ</sup>守<sup>ラ</sup>之<sup>ヲ</sup>先<sup>ツ</sup>和<sup>シテ</sup>而<sup>書</sup>シ<sup>テ</sup>誓<sup>ハ</sup>、詞<sup>ヲ</sup>而<sup>ル</sup>卿等<sup>不</sup>從<sup>レ</sup>是<sup>背</sup>キ<sup>ニ</sup>先君

悔<sup>ズ</sup>幼<sup>君</sup>、君<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>危<sup>ラス</sup>社<sup>、</sup>稷<sup>ヲ</sup>非<sup>シテ</sup>反<sup>スルニ</sup>而<sup>何</sup>ソ<sup>ヤ</sup>也<sup>六人</sup>不<sup>レ</sup>能<sup>答</sup>ル<sup>コト</sup>玄、

以<sup>テ</sup>長政<sup>曰</sup>某等<sup>モ</sup>亦<sup>重</sup>先<sup>君</sup>之<sup>遺</sup>命<sup>ヲ</sup>、一<sup>故</sup>欲<sup>スト</sup>和<sup>議</sup>ノ<sup>之</sup>

成<sup>シ</sup>ト<sup>ラ</sup>、一<sup>因</sup>テ<sup>勸</sup>六<sup>人</sup>、人<sup>ヲ</sup>使<sup>同</sup>利家<sup>ニ</sup>九<sup>人</sup>共<sup>ニ</sup>書<sup>誓</sup>、詞<sup>ヲ</sup>可<sup>晴</sup>以<sup>獻</sup>ス<sup>ニ</sup>

神<sup>、</sup>君<sup>ニ</sup>神君感<sup>ニ</sup>其<sup>忠</sup>、一<sup>藏</sup>シ<sup>テ</sup>之<sup>ヲ</sup>於<sup>可</sup>、晴<sup>之家</sup>、一<sup>且</sup>告<sup>ク</sup>九<sup>人</sup>曰

可晴和解<sup>ノ</sup>之<sup>主</sup>也<sup>故</sup>卿等<sup>之</sup>誓書<sup>付</sup>レ<sup>之</sup>以<sup>テ</sup>為<sup>ニ</sup>他

后<sup>之</sup>證<sup>ト</sup>、一<sup>我</sup>誓<sup>、</sup>書<sup>モ</sup>亦<sup>然</sup>乎<sup>九人</sup>不<sup>レ</sup>能<sup>違</sup>レ<sup>之</sup>以<sup>付</sup>可<sup>、</sup>

晴<sup>一</sup>日<sup>前</sup>田<sup>玄</sup>以<sup>テ</sup>潛<sup>ニ</sup>招<sup>テ</sup>可<sup>、</sup>晴<sup>一</sup>曰<sup>我</sup>熟<sup>、</sup>視<sup>ルニ</sup>三<sup>成</sup>之<sup>所</sup>、

為<sup>ニ</sup>謀<sup>ル</sup>後<sup>實</sup>、一<sup>悔</sup>レ<sup>之</sup>欲<sup>レ</sup>納<sup>ル</sup>ニ<sup>忠</sup>於<sup>於</sup>

内府公<sup>ニ</sup>一<sup>々</sup>誓盟<sup>已</sup>終<sup>リ</sup>和<sup>親</sup>似<sup>タリ</sup>成<sup>、</sup>然<sup>トモ</sup>三<sup>成</sup>力<sup>カ</sup>之<sup>心</sup>未<sup>レ</sup>釋

猶<sup>聚</sup>兵<sup>ヲ</sup>嚴<sup>レ</sup>備<sup>ヲ</sup>

公<sup>ノ</sup>邸<sup>非</sup>要<sup>害</sup>之<sup>地</sup>ニ<sup>子</sup>其<sup>レ</sup>勸<sup>テ</sup>

レ<sup>公</sup>移<sup>ラ</sup>シ<sup>メ</sup>向<sup>、</sup>島<sup>ニ</sup>可<sup>、</sup>晴<sup>諾</sup>之<sup>往</sup>テ<sup>大</sup>、坂<sup>ニ</sup>謁<sup>シ</sup>前<sup>田</sup>利家<sup>ニ</sup>告<sup>ル</sup>以<sup>シテ</sup>玄、

以<sup>カ</sup>之<sup>言</sup>、一<sup>曰</sup>言<sup>者</sup>輕<sup>キ</sup>則<sup>聞</sup>コト<sup>モ</sup>レ<sup>之</sup>亦<sup>輕</sup>シ<sup>請</sup>フ<sup>亞</sup>、相<sup>言</sup>ハ<sup>レ</sup>之<sup>然</sup>ラ<sup>ハ</sup>則

内府公感<sup>ニ</sup>其<sup>志</sup>、一<sup>遇</sup>シ<sup>テ</sup>肥<sup>州</sup>ニ<sup>利</sup>愈<sup>ク</sup>、厚<sup>ラ</sup>矣<sup>利</sup>家<sup>大</sup>悦<sup>ヒ</sup>二十

九<sup>、</sup>日<sup>扶</sup>テ<sup>病</sup>至<sup>テ</sup>伏<sup>見</sup>ニ<sup>以</sup>謁<sup>ス</sup>

神君<sup>ニ</sup>加藤清正<sup>主計頭</sup>任<sup>肥後</sup>守<sup>長岡</sup>忠興<sup>淺</sup>、野幸<sup>、</sup>長<sup>左</sup>大夫

同<sup>ク</sup>、來<sup>ル</sup>利家<sup>言</sup>シ<sup>テ</sup>於<sup>於</sup>

神君<sup>ニ</sup>曰<sup>某</sup>向<sup>キ</sup>被<sup>テ</sup>三<sup>成</sup>誑<sup>カ</sup>、一<sup>將</sup>ニ<sup>圖</sup>シ<sup>テ</sup>不<sup>利</sup>ヲ

公幸<sup>ニ</sup>怨<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>某<sup>老</sup>病<sup>朝</sup>不<sup>レ</sup>謀<sup>レ</sup>夕<sup>ヲ</sup>願<sup>ク</sup>ハ

公愛<sup>、</sup>一<sup>憐</sup>家<sup>兒</sup>利<sup>、</sup>長<sup>ヲ</sup>

神君<sup>領</sup>焉<sup>利</sup>家<sup>曰</sup>此<sup>邸</sup>地<sup>不</sup>利<sup>、</sup>難<sup>ニ</sup>以<sup>備</sup>ヘ<sup>不</sup>、慮<sup>ニ</sup>且<sup>ツ</sup>在<sup>ニ</sup>

街<sup>、</sup>頭<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup>浮<sup>説</sup>不<sup>レ</sup>止<sup>請</sup>フ<sup>早</sup>ク<sup>營</sup>メ<sup>於</sup>向<sup>島</sup>ニ<sup>移</sup>リ<sup>玉</sup>ヘ<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>

神君<sup>悦</sup>、而<sup>容</sup>シ<sup>玉</sup>焉<sup>利</sup>、家<sup>從</sup>、容<sup>ト</sup>シ<sup>テ</sup>語<sup>テ</sup>可<sup>、</sup>晴<sup>及</sup>ヒ<sup>玄</sup>以<sup>カ</sup>之<sup>忠</sup>、言<sup>ヲ</sup>

歸<sup>ル</sup>大<sup>坂</sup>ニ<sup>一</sup>

神君<sup>召</sup>可<sup>、</sup>晴<sup>一</sup>曰<sup>子</sup>平<sup>日</sup>忠<sup>、</sup>於<sup>我</sup>ニ<sup>之</sup>志<sup>固</sup>ト<sup>堪</sup>タ<sup>リ</sup>ニ<sup>感</sup>賞<sup>ス</sup>ル<sup>ニ</sup>且<sup>ツ</sup>

是<sup>ノ</sup>行<sup>ノ</sup>功<sup>絶</sup>、倫<sup>離</sup>、類<sup>非</sup>、言<sup>、</sup>辭<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>能<sup>ク</sup>、謝<sup>ス</sup>ル<sup>ニ</sup>々<sup>々</sup>當<sup>ニ</sup>下<sup>裁</sup>ニ

誓<sup>、</sup>書<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>盟<sup>フ</sup>、後<sup>來</sup>不<sup>コト</sup>ラ<sup>レ</sup>可<sup>中</sup>相<sup>ヒ</sup>念<sup>ル</sup>ト<sup>可</sup>、晴<sup>固</sup>辭<sup>ス</sup>於<sup>是</sup>使<sup>下</sup>井<sup>、</sup>

伊<sup>直</sup>、政<sup>ヲ</sup>代<sup>テ</sup>書<sup>セ</sup>中<sup>誓</sup>詞<sup>ニ</sup>而<sup>賜</sup>レ<sup>之</sup>利家<sup>病</sup>日<sup>ニ</sup>革<sup>ス</sup>三<sup>月</sup>十<sup>一</sup>日

神君<sup>至</sup>リ<sup>大</sup>、坂<sup>ニ</sup>入<sup>テ</sup>利<sup>家</sup>ノ<sup>第</sup>一<sup>問</sup>病<sup>ラ</sup>利家<sup>感</sup>、刻<sup>シテ</sup>謝<sup>レ</sup>恩<sup>此</sup>夕

神<sup>、</sup>君<sup>宿</sup>ニ<sup>於</sup>藤<sup>堂</sup>高<sup>、</sup>虎<sup>家</sup>ニ<sup>池</sup>、田<sup>輝</sup>、政<sup>福</sup>島<sup>正</sup>則<sup>長</sup>岡

忠<sup>、</sup>興<sup>黒</sup>、田<sup>長</sup>、政<sup>加</sup>藤<sup>清</sup>正<sup>加</sup>藤<sup>嘉</sup>、明<sup>左</sup>馬<sup>堀</sup>、尾

忠<sup>氏</sup>等<sup>同</sup>ク、候<sup>シテ</sup>共<sup>ニ</sup>備<sup>フ</sup>石<sup>田</sup>三<sup>、</sup>成<sup>及</sup>ヒ<sup>宇</sup>多<sup>喜</sup>秀<sup>家</sup>毛<sup>、</sup>

利<sup>輝</sup>元<sup>豊</sup>臣<sup>秀</sup>秋<sup>金</sup>吾<sup>中</sup>、佐<sup>竹</sup>義<sup>宣</sup>右<sup>京</sup>大夫<sup>立</sup>花<sup>宗</sup>茂

增<sup>田</sup>長<sup>、</sup>盛<sup>大</sup>谷<sup>吉</sup>隆<sup>刑</sup>部<sup>少</sup>輔<sup>長</sup>東<sup>正</sup>家<sup>前</sup>田<sup>玄</sup>以<sup>安</sup>、

國<sup>寺</sup>惠<sup>、</sup>瓊<sup>以</sup>下<sup>會</sup>於<sup>小</sup>西<sup>行</sup>長<sup>撰</sup>津<sup>守</sup>家<sup>ニ</sup>將<sup>ニ</sup>襲<sup>シ</sup>ト<sup>ニ</sup>

神君<sup>宿</sup>所<sup>、</sup>藤<sup>堂</sup>高<sup>、</sup>玄<sup>、</sup>以<sup>及</sup>ヒ<sup>吉</sup>、隆<sup>等</sup>假<sup>リ</sup>外<sup>黨</sup>ニ<sup>三</sup>成<sup>ニ</sup>實<sup>ニ</sup>中<sup>爲</sup>ニ<sup>ス</sup>

神君<sup>ノ</sup>故<sup>ニ</sup>衆<sup>議</sup>不<sup>一</sup>粗<sup>定</sup>テ<sup>復</sup>變<sup>夜</sup>已<sup>明</sup>矣<sup>因</sup>茲<sup>ニ</sup>

神君<sup>無</sup>、事<sup>歸</sup>リ<sup>玉</sup>伏<sup>見</sup>ノ<sup>邸</sup>ニ<sup>無</sup>レ<sup>幾</sup>向<sup>島</sup>ノ<sup>營</sup>成<sup>ル</sup>十九<sup>日</sup>一<sup>日</sup>

神君<sup>移</sup>テ<sup>居</sup>玉<sup>焉</sup>自<sup>是</sup>勢<sup>益</sup>、壯<sup>ニ</sup>威<sup>愈</sup>、震<sup>聞</sup>三<sup>月</sup>三<sup>日</sup>前<sup>田</sup>

神君私定<sup>レ</sup>婚<sup>ヲ</sup>方命背<sup>ク</sup>コト<sup>レ</sup>法<sup>ニ</sup>何<sup>レ</sup>以加<sup>ヘ</sup>ン<sup>レ</sup>焉仍告<sup>ニ</sup>大老利<sup>一</sup>家  
以下及<sup>ヒ</sup>同僚<sup>ヲ</sup>以等<sup>ニ</sup>相<sup>一</sup>會<sup>シ</sup>テ共<sup>ニ</sup>謀<sup>リ</sup>使<sup>ム</sup>生駒正成<sup>ヲ</sup>釋<sup>ス</sup>

承兌<sup>ラシ</sup>テ讓<sup>トカシ</sup>テ<sup>ニ</sup>

神君<sup>ヲ</sup>神君答<sup>テ</sup>曰<sup>ク</sup>我聞<sup>ニ</sup>媒妁<sup>ノ</sup>語<sup>ヲ</sup>一簡<sup>一</sup>擇紛<sup>一</sup>擾之間恍惚<sup>トシ</sup>テ

心未<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>議<sup>スル</sup>ニ於<sup>ニ</sup>卿等<sup>ニ</sup>是<sup>一</sup>亦偶<sup>一</sup>然<sup>一</sup>ノ耳非<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>心<sup>一</sup>於<sup>ニ</sup>自<sup>テ</sup>擅<sup>スル</sup>ニ

也九人心未<sup>レ</sup>釋<sup>ケ</sup>將<sup>ニ</sup>乘<sup>ニ</sup>此<sup>ヒ</sup>變<sup>ニ</sup>圖<sup>ニ</sup>中<sup>一</sup>

神<sup>一</sup>君<sup>ヲ</sup>上<sup>レ</sup>池<sup>一</sup>田輝政<sup>三</sup>左<sup>衛</sup>門<sup>福</sup>島正則<sup>三</sup>左<sup>衛</sup>門<sup>黒</sup>田長<sup>一</sup>政<sup>守</sup>斐

藤<sup>一</sup>堂高<sup>一</sup>虎<sup>佐</sup>渡守<sup>後</sup>以下遷<sup>コト</sup>ニ集<sup>テ</sup>於<sup>ニ</sup>

神<sup>一</sup>君<sup>ノ</sup>邸<sup>ニ</sup>以備<sup>フ</sup>不慮<sup>ニ</sup>三成長<sup>一</sup>盛等會<sup>シ</sup>於<sup>ニ</sup>宇喜多秀家

宅<sup>ニ</sup>相議<sup>曰</sup>今<sup>一</sup>夜急<sup>ニ</sup>攻<sup>ント</sup>

内府邸<sup>ヲ</sup>長<sup>一</sup>盛<sup>カ</sup>曰<sup>ク</sup>事也<sup>テ</sup>重<sup>シ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>敢<sup>テ</sup>輕<sup>シク</sup>ス<sup>一</sup>若<sup>一</sup>一<sup>一</sup>蹶<sup>セ</sup>ハ則<sup>レ</sup>悔<sup>ト</sup>モ

無<sup>シ</sup>益<sup>不</sup>レ如<sup>レ</sup>再<sup>ヒ</sup>思<sup>ヒ</sup>更<sup>ニ</sup>謀<sup>ハ</sup>衆<sup>一</sup>皆同<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>可<sup>ニ</sup>晴常<sup>ニ</sup>及<sup>ニ</sup>

神君之恩顧<sup>ヲ</sup>子忠<sup>一</sup>氏<sup>モ</sup>亦被<sup>ル</sup>

台徳院君之殊遇<sup>一</sup>故<sup>ニ</sup>可<sup>ニ</sup>晴欲<sup>シテ</sup>解<sup>セント</sup>其<sup>ノ</sup>紛<sup>ヲ</sup>潜<sup>ニ</sup>往<sup>ニ</sup>前田利<sup>一</sup>

家<sup>ノ</sup>弟<sup>ニ</sup>日頃<sup>一</sup>曰<sup>ク</sup>世<sup>一</sup>上<sup>レ</sup>騷<sup>一</sup>動起<sup>キ</sup>於<sup>ニ</sup>石田三成<sup>カ</sup>之<sup>ニ</sup>姦謀<sup>ヨリ</sup>

亞<sup>一</sup>相<sup>ノ</sup>之<sup>ニ</sup>身實<sup>ニ</sup>臨<sup>リ</sup>二陷<sup>ニ</sup>奔<sup>ニ</sup>亞<sup>一</sup>相<sup>知</sup>レ<sup>之</sup>乎<sup>一</sup>利家曰<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>知

其說如<sup>一</sup>何<sup>一</sup>可<sup>ニ</sup>晴曰<sup>ク</sup>向<sup>キ</sup>三<sup>ニ</sup>成招<sup>テ</sup>某<sup>及</sup>ヒ長岡忠<sup>一</sup>興<sup>ヲ</sup>越<sup>中</sup>

曰<sup>ク</sup>今<sup>ノ</sup>世<sup>可</sup>レ疑<sup>キ</sup>可<sup>レ</sup>畏<sup>ル</sup>者

内府也<sup>一</sup>亞<sup>一</sup>相<sup>与</sup>レ<sup>之</sup>善<sup>シ</sup>尤<sup>可</sup>レ忌<sup>也</sup>故<sup>ニ</sup>我<sup>一</sup>密<sup>カ</sup>ニ運<sup>籌</sup>構<sup>ハ</sup>レ<sup>讒</sup>ヲ

已有<sup>リ</sup>隙<sup>須</sup>ク<sup>下</sup>早<sup>ク</sup>勸<sup>テ</sup>亞<sup>一</sup>相<sup>一</sup>滅<sup>サシ</sup>ム<sup>中</sup>

内府<sup>ヲ</sup>三<sup>一</sup>亞<sup>一</sup>相<sup>今</sup>病篤<sup>シ</sup>其在<sup>ニ</sup>コト<sup>レ</sup>世<sup>ニ</sup>能<sup>ク</sup>久<sup>ク</sup>カ<sup>ラ</sup>ンヤ<sup>乎</sup>子利<sup>一</sup>長<sup>ハ</sup>肥<sup>前</sup>

武<sup>一</sup>事<sup>ニ</sup>擒<sup>セン</sup>コト<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>難<sup>矣</sup>卿<sup>一</sup>等<sup>協</sup>レ<sup>レ</sup>力<sup>ヲ</sup>則<sup>ニ</sup>三<sup>一</sup>氏<sup>所</sup>食<sup>之</sup>諸

州悉<sup>ク</sup>以<sup>テ</sup>分<sup>ン</sup>卿等<sup>ニ</sup>某<sup>雖</sup>ニ心<sup>不</sup>レ背<sup>セ</sup>而<sup>モ</sup>伴<sup>諾</sup>而<sup>退</sup>キ<sup>以</sup>テ告<sup>フ</sup>ニ

井<sup>一</sup>伊直<sup>一</sup>政<sup>ニ</sup>顧<sup>フ</sup>ニ

内府公已<sup>ニ</sup>聞<sup>玉</sup>ハ<sup>ン</sup>レ<sup>之</sup>ヲ<sup>一</sup>某<sup>為</sup>ニ<sup>二</sup>亞<sup>一</sup>相<sup>ノ</sup>計<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>如<sup>ク</sup>早<sup>ク</sup>与<sup>ニ</sup>三<sup>一</sup>成<sup>一</sup>絶<sup>シ</sup>テ<sup>レ</sup>交<sup>ラ</sup>

謝<sup>セン</sup>ハ<sup>ニ</sup>

内府公<sup>ニ</sup>也<sup>一</sup>然<sup>ラ</sup>ハ<sup>ハ</sup>則<sup>ニ</sup>子孫<sup>繁</sup>榮<sup>傳</sup>ニ<sup>國</sup>於<sup>ニ</sup>無<sup>窮</sup>ニ<sup>一</sup>矣<sup>一</sup>說<sup>曰</sup>長

告<sup>之</sup>与<sup>加</sup>藤清<sup>一</sup>正<sup>謀</sup>利家大驚<sup>テ</sup>曰<sup>ク</sup>煩<sup>ス</sup>卿<sup>ヲ</sup>々<sup>請</sup>計<sup>レ</sup>之前<sup>田</sup>

玄<sup>以</sup>ハ<sup>与</sup>可<sup>ニ</sup>晴<sup>一</sup>婚<sup>姻</sup>也<sup>故</sup>可<sup>ニ</sup>晴<sup>一</sup>嘗<sup>テ</sup>勸<sup>テ</sup>玄<sup>ニ</sup>竊<sup>ニ</sup>結<sup>ニ</sup>納<sup>セ</sup>シム<sup>於</sup>

左<sup>近</sup>將<sup>監</sup>等<sup>ヲ</sup>相<sup>議</sup>シ<sup>テ</sup>曰<sup>ク</sup>夜<sup>夜</sup>攻<sup>ント</sup>

内府邸<sup>ヲ</sup>玄<sup>一</sup>以<sup>曰</sup>

内府<sup>ハ</sup>非<sup>レ</sup>若<sup>キ</sup>而<sup>人</sup>ニ<sup>々</sup>用<sup>テ</sup>間<sup>ヲ</sup>聞<sup>玉</sup>ハ<sup>ン</sup>モ<sup>ニ</sup>此<sup>一</sup>座<sup>ノ</sup>之<sup>ニ</sup>衆<sup>一</sup>議<sup>ヲ</sup>亦<sup>不</sup>レ可<sup>レ</sup>知

且<sup>頃</sup>日<sup>所</sup>ノ<sup>下</sup>關<sup>一</sup>東<sup>ヨリ</sup>馳<sup>来</sup>上<sup>之</sup>兵<sup>士</sup>不<sup>レ</sup>知<sup>ニ</sup>幾<sup>千</sup>百<sup>ト</sup>五<sup>ラ</sup>一<sup>邸</sup>中<sup>ニ</sup>モ

亦<sup>必</sup>有<sup>レ</sup>備<sup>ル</sup>コト<sup>一</sup>我<sup>意</sup>ヲ<sup>用</sup>テ<sup>兵</sup>圖<sup>シ</sup>コト<sup>ハ</sup>

内府<sup>ヲ</sup>實<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>及<sup>若</sup>能<sup>以</sup>セ<sup>ハ</sup>謀<sup>ヲ</sup>則<sup>可</sup>ニ甚<sup>タ</sup>易<sup>カ</sup>ル<sup>一</sup>也<sup>一</sup>請<sup>待</sup>テ<sup>来</sup>曰<sup>ク</sup>

更<sup>ニ</sup>謀<sup>矣</sup>衆<sup>皆</sup>從<sup>レ</sup>之<sup>可</sup>晴<sup>因</sup>テ<sup>二</sup>井<sup>一</sup>伊直<sup>一</sup>政<sup>ニ</sup>陰<sup>受</sup>

神君<sup>ノ</sup>旨<sup>一</sup>陽<sup>与</sup>ニ<sup>生</sup>駒正<sup>一</sup>成<sup>中</sup>村<sup>一</sup>氏<sup>三</sup>人<sup>往</sup>来<sup>シ</sup>テ<sup>和</sup>解<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>

神君<sup>与</sup>ニ<sup>九</sup>人<sup>一</sup>將<sup>下</sup>書<sup>シ</sup>誓<sup>一</sup>詞<sup>ヲ</sup>共<sup>盟</sup>上<sup>預</sup>尅<sup>ム</sup>厥<sup>ノ</sup>日<sup>ヲ</sup>三<sup>成</sup>等<sup>猶</sup>

未<sup>ニ</sup>釋<sup>一</sup>然<sup>タ</sup>ラ<sup>一</sup>二<sup>月</sup>五<sup>日</sup>可<sup>ニ</sup>晴<sup>言</sup>ニ<sup>於</sup>

神君<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>須<sup>ク</sup>先<sup>ツ</sup>書<sup>シ</sup>誓<sup>一</sup>詞<sup>ヲ</sup>

神君<sup>曰</sup>我<sup>光</sup>書<sup>シ</sup>テ<sup>而</sup>彼<sup>猶</sup>否<sup>ナル</sup>口<sup>ハ</sup>則<sup>如</sup>何<sup>シ</sup>可<sup>晴</sup>曰<sup>ク</sup>某<sup>被</sup>ル<sup>コト</sup>二<sup>眷</sup>

顧<sup>ラ</sup>一<sup>已</sup>尚<sup>矣</sup>私<sup>カ</sup>ニ<sup>ヘ</sup>ラ<sup>ク</sup>

公能<sup>知</sup>玉<sup>ハ</sup>ン<sup>ト</sup>レ<sup>某</sup>而<sup>ル</sup>ニ<sup>今</sup>出<sup>玉</sup>ハ<sup>ン</sup>ニ<sup>此</sup>言<sup>ヲ</sup>一<sup>所</sup>之<sup>ニ</sup>深<sup>慙</sup>ル<sup>一</sup>也

公已<sup>ニ</sup>書<sup>シ</sup>誓<sup>一</sup>之<sup>後</sup>彼<sup>レ</sup>縱<sup>ヒ</sup>令<sup>レ</sup>不<sup>ト</sup>モ<sup>レ</sup>欲<sup>レ</sup>書<sup>セ</sup>ン<sup>コト</sup>ヲ<sup>某</sup>豈<sup>不</sup>レ<sup>能</sup>使<sup>彼</sup>書<sup>セ</sup>哉

神君<sup>大</sup>感<sup>シ</sup>焉<sup>即</sup>書<sup>シ</sup>誓<sup>一</sup>詞<sup>ヲ</sup>以<sup>付</sup>シ<sup>テ</sup>可<sup>ニ</sup>晴<sup>一</sup>會<sup>九</sup>人<sup>ニ</sup>出<sup>シ</sup>書<sup>ヲ</sup>促<sup>ス</sup>

其<sup>ノ</sup>早<sup>ク</sup>書<sup>シ</sup>誓<sup>一</sup>利家及<sup>玄</sup>以<sup>長</sup>政<sup>先</sup>是<sup>本</sup>多<sup>正</sup>信<sup>一</sup>佐<sup>渡</sup>守<sup>潜</sup>

餘<sup>六</sup>人<sup>猶</sup>硬<sup>乃</sup>詰<sup>テ</sup>可<sup>ニ</sup>晴<sup>一</sup>曰<sup>ク</sup>聊<sup>ハ</sup>黨<sup>ス</sup>ル<sup>カ</sup>ニ

郷直政カ之兵モ亦至リ協レ力共、戰フ城遂ニ陥ル矣長政馳テ

价テ報ニ秀吉ニ一可晴モ亦簿ヲ以テ獻ス首級ヲ秀吉大ニ感シ賜レ書ヲ褒シ

レ之ヲ称シテ為ニ日本無、双之則兵、秀吉曾養テ秀次ニ為レ子ト

實秀吉之甥禪リニ開白職ヲ一闔國ノ候伯大夫士無レ不拜趨

秀次奢侈放逸其暴虐不レ可ニ勝テ數フ常ニ嚴ニ武、備ヲ一努テ

練リニ兵士ヲ一似リ有ニ覬顧之意ニ文祿四年乙未ノ秋秀吉

在ニ伏、見ニ使ニ宮部某善祥前田玄以德善増田長

盛右衛門尉石田三成少輔富田某左近將監往ニ京師聚樂

謂ニ秀次ニ曰ク仄カニ聞ク汝欲ニ規ニ不軌ニ我雖レ不信レ之而欲ニ

益々糺シテ其、實ヲ一汝須ノ下作ニ盟書ニ明無ララニ異志ニ秀次惶、怖シテ書シテ

七枚ノ盟詞ヲ一以獻レ之雖レ然浮説未レ歇ス猶有リニ一ニ可キ

疑故ニ秀吉欲シニ誑テ而召来サント一再使テ三宮部某前田玄以

中村一氏山内一豊對馬守及ヒ可、晴ヲシテ謂ニ秀次ニ曰ク浮、

説之不レハ歌以シテ父子久名ヲニ相見ヘ也須ク下早来ニ伏見ニ一而、

會ニ以釋ク中世ノ疑、慮上五人諾而出ツ秀、吉獨リ呼ニ可、晴ヲ一返シ

私カニ謂テ曰秀次若シ悟テ而不シハ来ララ恐ハ為ニ大、變如、何シ可、晴

曰君勿レ慮フ臣能ク口ランレ之秀、吉大ニ喜テ曰ク汝授ル命ヲ於我ニ

數矣因テ泣ク下ツテ決、別ス既ニシテ而五人共ニ發シニ伏見ヘ一赴クニ京師ニ

可、晴過キリニ教業坊ノ商、人道、徹カ家ニ付シテ二書一、封ヲ曰我嘗テ

憑ンテ汝買フニ衣服ヲ一而未償ニ其債ニ人生無レ常我、若シ有ラハ二暴、

死スルヲ一則汝持シテ此書ヲ一至シニ兒信濃守忠氏家ニ一左券葉シ不シト負カ

矣言終ツテ而出テ与ニ四人ニ至リニ聚樂ニ一共ニ謁ス秀、次ニ傳ニ秀、吉

之命ヲ一請フ三與共ニ赴クニ伏見ヘ一秀、次猶豫メ不レ決セ可、晴前ヒテ跪ヒテ

秀次ノ膝、下ニ一屏レ息ヲ而敵ス其顔、色自有ニ不レ可レ奢者秀、

次終ニ与ニ五人ニ至ルニ伏見ニ一秀吉不レ見遂ニ殺スニ於高野山ニ

慶長三年戊戌八月秀吉薨ス先レ是秀吉定ムニ五大、

老三、中、老五奉行ヲ一五大老トハ者

神君及ヒ前田利家加賀大宇喜多秀家備前中

勝會津中毛利輝元安藝中言也三老者生駒正成

頭雅樂中村一、氏及ヒ可晴也五奉行者前田玄、以

淺野長、政増田長、盛石田三成長束正家ナリ大蔵

也曰ク大老執リニ大政ヲ一奉行ニ細事ヲ一所レ職トスル雖有レ分而

事無クニ細、大ト十人同ス相、議セヨ大老奉行若シ有ニ相惡ム中、

老解レ之使トナスニ和親也臨レ終ニ又言フ十人相、和シ叶レ心併セテ

レ謀ヲ共ニ輔ヨトニ嗣子ヲ一也秀、吉薨シテ後石田三、成欲下滅シテ

神君及ヒ前田利家ヲ一以檀中己カ之威權ヲ上潜ニ与ニ増、田長、盛

謀テ曰内大臣也今与ニ亞、相ニ付ニ利家一相、善シ二人同セハ心ヲ何ノ

謀カレ成ラ是不利アラニ於幼、君若シ能ク以レ謀問レ之流、言飛、

文以ノ惑ニ衆口ヲ一御浸ニ潤シ於

内府ニ一思ニ賊ニ於垂相ニ一必ス歸ニ加州而反セン然ラハ則

内府自將トシテ討シニ加州ヲ一登、時キ我、曹与ニ諸侯伯ト一合、從シテ跡之

前後夾シテ、撃タハ滅ンコト

内府ヲ一在ニト掌、握ニ也因テ巧ニシレ言令シレ色ヲ而三成阿ヲニ、順フ

神君ニ一長盛媚、ニ附シ利、家ニ相、共ニ進シレ譏矣四年己亥正月

神君爲ニ公子忠輝ノ一議シレ婚ヲ將ニ娶ントニ伊達政宗女ヲ一未レ及レ告ニ

九、人ニ一三成長盛私ニ喜曰先、君ノ遺命ニ云凡ソ結ハ、ニ婚姻ヲ一

宜クニ大老奉行十人相、議シテ而後定レ之而令

州長久手大<sup>カキ</sup>捷<sup>セ</sup>之秀、次秀、政敗走シ勝、入長、一戰、死ス秀、吉在<sup>ニ</sup>樂田<sup>ニ</sup>州聞<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>大<sup>ニ</sup>驚<sup>キ</sup>將<sup>ニ</sup>赴<sup>シ</sup>ト長久手<sup>ニ</sup>自<sup>レ</sup>將<sup>ト</sup>シテ發<sup>シ</sup>兵<sup>可</sup>、晴及<sup>ヒ</sup>木、村小隼人<sup>一</sup>柳直末<sup>一</sup>介等<sup>ヲ</sup>為<sup>テ</sup>之<sup>カ</sup>

前驅<sup>ト</sup>進<sup>テ</sup>下<sup>ル</sup>龍泉寺<sup>尾</sup>州坂<sup>ヲ</sup>一有<sup>リ</sup>敵追<sup>テ</sup>北<sup>ル</sup>來<sup>ル</sup>者<sup>上</sup>可<sup>晴</sup>等

神君已<sup>ニ</sup>班<sup>レ</sup>師入<sup>玉</sup>ト<sup>ニ</sup>小幡<sup>尾</sup>州<sup>斂</sup>メ<sup>テ</sup>兵<sup>ヲ</sup>而歸<sup>リ</sup>命<sup>テ</sup>可<sup>晴</sup>為<sup>殿</sup>ト可<sup>、</sup>

晴擁<sup>シ</sup>テ<sup>ニ</sup>兵八百餘<sup>ヲ</sup>留<sup>テ</sup>在<sup>リ</sup>龍泉寺<sup>ニ</sup>一麾已<sup>ニ</sup>西<sup>シ</sup>テ漸<sup>ク</sup>遠<sup>シ</sup>於<sup>レ</sup>是

可<sup>、</sup>晴發<sup>シ</sup>テ龍泉寺<sup>引</sup>去<sup>ル</sup>賊兵<sup>起</sup>リ<sup>ニ</sup>於<sup>リ</sup>村里<sup>ニ</sup>相争<sup>テ</sup>尾<sup>、</sup>擊<sup>ス</sup>

可<sup>晴</sup>屢返<sup>馳</sup>テ破<sup>ル</sup>之<sup>、</sup>此<sup>日</sup>家臣<sup>松田左近吉川新兵衛并河</sup>

三田村宗左衛門保木善右衛門野治<sup>平右衛門宮川弥一郎中西庄右門</sup>

次左衛門一瀬淺右衛門力戰<sup>有</sup>功<sup>遂</sup>至<sup>ニ</sup>柏井<sup>ニ</sup>一木<sup>共</sup>尾州

此<sup>夜</sup>秀吉<sup>亦</sup>明<sup>旦</sup>秀吉<sup>發</sup>柏井<sup>ヲ</sup>歸<sup>ル</sup>樂田<sup>ニ</sup>又<sup>使</sup>三<sup>可</sup>、晴<sup>ヲ</sup>シテ

陳<sup>ラ</sup>於<sup>此</sup>一<sup>、</sup>為<sup>後</sup>拒<sup>可</sup>晴<sup>陳</sup>ス<sup>大</sup>草村<sup>ニ</sup>隸<sup>於</sup>諸<sup>軍</sup>已<sup>去</sup>之<sup>後</sup>可<sup>、</sup>

晴亦<sup>欲</sup>發<sup>賊</sup>兵<sup>四</sup>起<sup>ツ</sup>テ鳥<sup>之</sup>如<sup>ニ</sup>合<sup>ヒ</sup>蟻<sup>如</sup>同<sup>マ</sup>リ圍<sup>ニ</sup>可<sup>、</sup>晴所<sup>ノ</sup>陳<sup>ス</sup>ル<sup>之</sup>

宅<sup>可</sup>、晴聚<sup>テ</sup>弓<sup>銃</sup>ヲ<sup>一</sup>特<sup>リ</sup>射<sup>ル</sup>フ<sup>ニ</sup>其<sup>西</sup>一<sup>甚</sup>急<sup>シ</sup>也賊<sup>以</sup>為<sup>ク</sup>將<sup>ニ</sup>出<sup>ント</sup>

自<sup>西</sup>門<sup>一</sup>悉<sup>ク</sup>舍<sup>テ</sup>東<sup>而</sup>西<sup>ニ</sup>會<sup>ス</sup>可<sup>晴</sup>開<sup>門</sup>突<sup>戰</sup>賊<sup>懼</sup>テ<sup>披</sup>

麾<sup>ク</sup>可<sup>晴</sup>入<sup>レ</sup>宅<sup>ニ</sup>整<sup>レ</sup>兵<sup>緩</sup>ク<sup>自</sup>リ<sup>ン</sup>テ東<sup>門</sup>一<sup>而</sup>出<sup>ツ</sup>賊<sup>不</sup>知<sup>レ</sup>之<sup>漸</sup>ク

覺<sup>テ</sup>而躡<sup>ム</sup>跡<sup>ハ</sup>或<sup>ハ</sup>馳<sup>ニ</sup>間<sup>路</sup>ニ<sup>而</sup>遮<sup>レ</sup>前<sup>或</sup>ハ<sup>升</sup>ラ<sup>陵</sup>伏<sup>レ</sup>莽<sup>ニ</sup>弓<sup>銃</sup>

交<sup>發</sup>ツ<sup>可</sup>、晴擊<sup>テ</sup>却<sup>レ</sup>之<sup>數</sup>四<sup>松田左近</sup>賊<sup>本</sup>長<sup>メ</sup>於<sup>山</sup>野<sup>ニ</sup>夷<sup>、</sup>

險<sup>一</sup>視<sup>シ</sup>忽<sup>チ</sup>下<sup>頭</sup>忽<sup>チ</sup>隱<sup>ル</sup>雖<sup>ニ</sup>屢<sup>敗</sup>走<sup>ト</sup>猶<sup>來</sup>リ<sup>尾</sup>不<sup>レ</sup>已<sup>可</sup>、晴

下<sup>レ</sup>馬<sup>坐</sup>シ<sup>北</sup>ニ<sup>集</sup>メ<sup>士</sup>卒<sup>ヲ</sup>一<sup>飲</sup>シ<sup>酒</sup>ヲ<sup>賊</sup>見<sup>テ</sup>而<sup>退</sup>去<sup>リ</sup>不<sup>レ</sup>敢<sup>復</sup>來<sup>ラ</sup>

秀吉<sup>修</sup>シ<sup>羽</sup>黑<sup>梟</sup>壘<sup>ヲ</sup>一<sup>使</sup>可<sup>晴</sup>及<sup>山</sup>内<sup>猪</sup>右<sup>衛</sup>門<sup>伊</sup>、

藤掃部<sup>助</sup>守<sup>レ</sup>之<sup>其</sup>他<sup>築</sup>テ<sup>別</sup>ノ<sup>堡</sup>十<sup>餘</sup>ヲ<sup>一</sup>各<sup>定</sup>守<sup>將</sup>還

入<sup>ニ</sup>濃<sup>州</sup>ニ<sup>一</sup>既<sup>而</sup>秀<sup>吉</sup>使<sup>下</sup>諸<sup>將</sup>ヲ<sup>シ</sup>テ<sup>中</sup>攻<sup>中</sup>蟻<sup>江</sup>ノ<sup>城</sup>上<sup>州</sup>加<sup>賀</sup>江<sup>城</sup>

可<sup>、</sup>晴<sup>之</sup>兵<sup>善</sup>戰<sup>斬</sup>リ<sup>首</sup>多<sup>矣</sup>秀<sup>吉</sup>率<sup>テ</sup>兵<sup>圍</sup>ミ<sup>不</sup>破<sup>源</sup>、

六<sup>ヲ</sup>於<sup>竹</sup>鼻<sup>ノ</sup>城<sup>ニ</sup>濃<sup>州</sup>築<sup>キ</sup>堤<sup>ヲ</sup>沃<sup>タ</sup>木<sup>曾</sup>川<sup>ヲ</sup>一<sup>可</sup>、晴<sup>攻</sup>テ<sup>屠</sup>ク<sup>其</sup>南<sup>ノ</sup>

之一子城<sup>ヲ</sup>一<sup>盡</sup>ク<sup>斬</sup>守<sup>兵</sup>ヲ<sup>一</sup>秀<sup>吉</sup>進<sup>テ</sup>攻<sup>ム</sup>ニ<sup>赤</sup>見<sup>ノ</sup>城<sup>ヲ</sup>一<sup>可</sup>、晴<sup>之</sup>

兵<sup>多</sup>獲<sup>ニ</sup>首<sup>級</sup>秀<sup>吉</sup>賜<sup>リ</sup>テ<sup>金</sup>銀<sup>錢</sup>ヲ<sup>於</sup>殊<sup>ニ</sup>功<sup>アル</sup>者<sup>ニ</sup>一<sup>十六</sup>

人<sup>及</sup>テ<sup>信</sup>雄<sup>秀</sup>吉<sup>交</sup>和<sup>シ</sup>秀<sup>吉</sup>歸<sup>ル</sup>ニ<sup>大</sup>坂<sup>ニ</sup>命<sup>ニ</sup>可<sup>晴</sup>及<sup>ヒ</sup>一<sup>、</sup>

柳直末<sup>ニ</sup>一<sup>班</sup>二十<sup>二</sup>萬<sup>師</sup>ヲ<sup>一</sup>十<sup>三</sup>年<sup>乙</sup>酉<sup>秀</sup>吉<sup>賜</sup>江<sup>州</sup>

佐<sup>和</sup>山<sup>ノ</sup>城<sup>ヲ</sup>於<sup>可</sup>晴<sup>ニ</sup>一<sup>食</sup>祿<sup>四</sup>萬<sup>石</sup>十五<sup>丁</sup>亥<sup>秀</sup>、

吉<sup>將</sup>ニ<sup>伐</sup>シ<sup>ト</sup>島<sup>津</sup>ヲ<sup>一</sup>自<sup>赴</sup>カ<sup>レ</sup>西<sup>州</sup>ニ<sup>一</sup>可<sup>、</sup>晴<sup>從</sup>、行<sup>キ</sup>處<sup>々</sup>有<sup>リ</sup>二<sup>戰</sup>功<sup>ニ</sup>

秀<sup>吉</sup>賜<sup>ニ</sup>姓<sup>豊</sup>臣<sup>氏</sup>ヲ<sup>於</sup>可<sup>、</sup>晴<sup>一</sup>且<sup>叙</sup>ス<sup>、</sup>

從<sup>五</sup>位<sup>下</sup>一<sup>仕</sup>帶<sup>刀</sup>蓋<sup>在</sup>ニ<sup>此</sup>年<sup>一</sup>十<sup>八</sup>年<sup>庚</sup>寅<sup>秀</sup>吉<sup>欲</sup>滅<sup>シ</sup>ト<sup>北</sup>、

條<sup>氏</sup>ヲ<sup>一</sup>赴<sup>ニ</sup>相<sup>州</sup>小<sup>田</sup>原<sup>ニ</sup>一<sup>北</sup>條<sup>氏</sup>驚<sup>テ</sup>部<sup>ニ</sup>一<sup>署</sup>シ<sup>諸</sup>將<sup>ニ</sup>一<sup>守</sup>シ<sup>ム</sup>二<sup>山</sup>、

中<sup>、</sup>村<sup>一</sup>、氏<sup>及</sup>可<sup>、</sup>晴<sup>ヲ</sup>シ<sup>テ</sup>攻<sup>メ</sup>ニ<sup>山</sup>中<sup>城</sup>ヲ<sup>一</sup>、氏<sup>カ</sup>之<sup>兵</sup>先<sup>登</sup>シ<sup>可</sup>、

晴<sup>カ</sup>之<sup>兵</sup>亦<sup>同</sup>進<sup>テ</sup>力<sup>戰</sup>ス<sup>秀</sup>吉<sup>賜</sup>フ<sup>唐</sup>織<sup>ノ</sup>道<sup>服</sup>ヲ<sup>於</sup>可<sup>晴</sup>ニ<sup>一</sup>

頒<sup>ニ</sup>金<sup>錢</sup>銀<sup>錢</sup>ヲ<sup>於</sup>可<sup>晴</sup>之<sup>土</sup>堀<sup>尾</sup>善<sup>兵</sup>衛<sup>賴</sup>母<sup>則</sup>

武<sup>三</sup>太<sup>夫</sup>以下<sup>五</sup>十四<sup>人</sup>ニ<sup>一</sup>松<sup>田</sup>左<sup>近</sup>特<sup>リ</sup>拜<sup>ス</sup>ニ<sup>感</sup>書<sup>ヲ</sup>一<sup>、</sup>

小<sup>田</sup>原<sup>下</sup>而<sup>北</sup>條<sup>氏</sup>遂<sup>ニ</sup>滅<sup>ヒ</sup>

神<sup>君</sup>移<sup>マ</sup>ニ<sup>関</sup>東<sup>ニ</sup>一<sup>此</sup>年<sup>秀</sup>吉<sup>賜</sup>ニ<sup>遠</sup>州<sup>濱</sup>松<sup>ノ</sup>城<sup>ヲ</sup>於<sup>可</sup>、晴<sup>一</sup>食<sup>、</sup>

祿<sup>十二</sup>萬<sup>石</sup>十九<sup>年</sup>辛<sup>卯</sup>秀<sup>、</sup>吉<sup>命</sup>ニ<sup>蒲</sup>生<sup>氏</sup>、鄉<sup>藤</sup>三<sup>郎</sup>後

任<sup>飛</sup>井<sup>伊</sup>直<sup>政</sup>ニ<sup>一</sup>兵<sup>部</sup>攻<sup>ム</sup>ニ<sup>奥</sup>州<sup>九</sup>部<sup>ノ</sup>城<sup>ニ</sup>可<sup>晴</sup>及<sup>淺</sup>

野<sup>長</sup>政<sup>飛</sup>驍<sup>一</sup>為<sup>リ</sup>ニ<sup>軍</sup>監<sup>ハ</sup>一<sup>率</sup>テ<sup>二</sup>步<sup>騎</sup>少<sup>許</sup>一<sup>同</sup>赴<sup>可</sup>晴

欲<sup>レ</sup>襲<sup>ハ</sup>シ<sup>テ</sup>城<sup>ヲ</sup>、食<sup>發</sup>シ<sup>營</sup>ヲ<sup>至</sup>リ<sup>二</sup>城<sup>下</sup>ニ<sup>一</sup>兵<sup>雖</sup>ニ<sup>甚</sup>寡<sup>ト</sup>一<sup>皆</sup>勇<sup>、</sup>壯

之<sup>銳</sup>士<sup>ニ</sup>シ<sup>テ</sup>而<sup>不</sup>敢<sup>テ</sup>自<sup>ラ</sup>惜<sup>一</sup>就<sup>レ</sup>中<sup>前</sup>田<sup>十</sup>左<sup>衛</sup>門<sup>復</sup>丹<sup>波</sup>

捐<sup>妻</sup>与<sup>右</sup>衛<sup>門</sup>掛<sup>斐</sup>清<sup>三</sup>郎<sup>則</sup>武<sup>三</sup>太<sup>夫</sup>以下

二十<sup>餘</sup>人<sup>先</sup>越<sup>テ</sup>レ<sup>障</sup>リ<sup>至</sup>ル<sup>二</sup>城<sup>兵</sup>モ<sup>亦</sup>善<sup>防</sup>可<sup>、</sup>晴<sup>勵</sup>メ<sup>ニ</sup>

兵<sup>馬</sup>ヲ<sup>一</sup>急<sup>ニ</sup>攻<sup>メ</sup>遂<sup>ニ</sup>入<sup>ニ</sup>城<sup>門</sup>ニ<sup>一</sup>ノ<sup>丸</sup>縱<sup>横</sup>ニ<sup>剪</sup>屠<sup>ス</sup>城<sup>、</sup>中<sup>大</sup>ニ<sup>擾</sup>シ

不<sup>レ</sup>覺<sup>我</sup>兵<sup>之</sup>寡<sup>キ</sup>東<sup>、</sup>奔<sup>西</sup>、走<sup>或</sup>至<sup>ニ</sup>自<sup>相</sup>、戰<sup>ニ</sup>一<sup>既</sup>ニ<sup>シ</sup>テ<sup>而</sup>民<sup>、</sup>

晴及堀秀政久太<sup>未郎</sup>急<sup>上</sup>ニテ據<sup>ラ</sup>レ之松田<sup>ハ</sup>自<sup>北</sup>而進<sup>ミ</sup>我兵<sup>ハ</sup>

自<sup>南</sup>而上<sup>ル</sup>可<sup>シ</sup>、晴疾<sup>ク</sup>馳<sup>セ</sup>兵士能從<sup>フ</sup>者纔<sup>ニ</sup>十四五人

銃卒<sup>モ</sup>亦<sup>二</sup>二十餘人而已<sup>一</sup>可<sup>シ</sup>晴至<sup>テ</sup>山上<sup>ニ</sup>發<sup>テ</sup>銃ヲ拒<sup>ク</sup>松

田<sup>ヲ</sup>松田<sup>カ</sup>前隊見<sup>テ</sup>我兵之寡<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>敢<sup>テ</sup>恐怖<sup>セ</sup>蟻附而上<sup>ル</sup>

可<sup>シ</sup>、晴使<sup>ム</sup>下卒<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>射<sup>シ</sup>前隊<sup>ヲ</sup>而射<sup>サ</sup>中<sup>ニ</sup>其<sup>ニ</sup>中堅<sup>上</sup>敵猶豫<sup>メ</sup>不<sup>レ</sup>進<sup>マ</sup>

可<sup>シ</sup>、晴士<sup>、</sup>卒漸來<sup>テ</sup>弓銃至<sup>ニ</sup>三百餘<sup>ニ</sup>於<sup>レ</sup>是連<sup>、</sup>發<sup>シテ</sup>成<sup>シ</sup>雷<sup>ヲ</sup>

敵<sup>、</sup>軍擾<sup>シ</sup>亂<sup>ル</sup>可<sup>シ</sup>、晴乘<sup>リ</sup>勝先<sup>テ</sup>衆馳<sup>テ</sup>入<sup>リ</sup>敵中<sup>ニ</sup>大<sup>ニ</sup>呼<sup>テ</sup>揮<sup>ヒ</sup>槍<sup>ヲ</sup>

忽<sup>ク</sup>三人<sup>ヲ</sup>斃<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>顧<sup>テ</sup>命<sup>シテ</sup>其<sup>士</sup>獲<sup>シム</sup>首<sup>ヲ</sup>堤五郎兵衛松田

獲<sup>ニ</sup>其一<sup>一</sup>松田<sup>左近亦力戰斬<sup>ニ</sup>敵<sup>、</sup>兵<sup>堀秀政<sup>モ</sup>亦善<sup>ク</sup>戰<sup>ヒ</sup>松</sup></sup>

岡田<sup>其<sup>某</sup>秀吉賜<sup>ニ</sup>感書於<sup>左近</sup></sup>堀秀政<sup>モ</sup>亦善<sup>ク</sup>戰<sup>ヒ</sup>松

田敗<sup>テ</sup>而走<sup>ル</sup>既<sup>ニ</sup>而高山右近中川清秀瀨兵<sup>池田</sup>

勝入等与<sup>ニ</sup>光秀<sup>一</sup>戰<sup>フ</sup>光秀<sup>岬</sup>入<sup>ニ</sup>勝籠寺<sup>ノ</sup>城<sup>ニ</sup>士卒

亡去<sup>テ</sup>不堪<sup>レ</sup>守<sup>ニ</sup>光<sup>、</sup>秀夜潛<sup>カ</sup>出<sup>レ</sup>城<sup>ヲ</sup>經<sup>リ</sup>伏<sup>、</sup>見<sup>ラ</sup>一至<sup>ニ</sup>小<sup>、</sup>栗<sup>、</sup>

栖<sup>伏</sup>見<sup>小栗</sup>郷<sup>、</sup>人殺<sup>ス</sup>之<sup>之</sup>可<sup>シ</sup>晴受<sup>テ</sup>秀吉<sup>ノ</sup>命<sup>ヲ</sup>至<sup>ニ</sup>丹州<sup>ニ</sup>

乃<sup>ニ</sup>龜山城<sup>ニ</sup>居<sup>、</sup>城<sup>此</sup>冬秀吉賜<sup>フ</sup>丹<sup>、</sup>州氷上郡於<sup>、</sup>

可<sup>シ</sup>、晴食禄<sup>六千二百八十四石</sup>十一年癸未秀<sup>、</sup>

吉將<sup>ニ</sup>擊<sup>シム</sup>瀧川<sup>一益</sup>左近<sup>將監聚<sup>ニ</sup>兵七万餘<sup>ヲ</sup>一分<sup>テ</sup>之為<sup>レ</sup>三</sup>

由<sup>ニ</sup>三道<sup>ニ</sup>土岐多羅口<sup>君</sup>入<sup>ニ</sup>勢州<sup>ニ</sup>可<sup>シ</sup>、晴与<sup>ニ</sup>三好秀次

孫七郎後為<sup>秀吉之養子</sup>任<sup>中納言</sup>終為<sup>開白</sup>中村<sup>一氏</sup>經<sup>君</sup>畑越<sup>ヲ</sup>其<sup>兵</sup>處

處侵掠<sup>シ</sup>戰<sup>必</sup>勝<sup>ツ</sup>攻<sup>必</sup>取<sup>ル</sup>其<sup>圍</sup>大河内城<sup>ヲ</sup>也<sup>可</sup>、晴

進<sup>テ</sup>至<sup>リ</sup>埤<sup>下</sup>抱<sup>レ</sup>敵<sup>ヲ</sup>拉<sup>キ</sup>之<sup>之</sup>遂<sup>ニ</sup>獲<sup>ニ</sup>其<sup>首</sup>可<sup>シ</sup>、晴土重村多

秀吉聞<sup>テ</sup>柴田勝家<sup>カ</sup>修理<sup>亮</sup>之部將佐久間盛政<sup>女蕃</sup>允<sup>、</sup>

侵<sup>ニ</sup>江州<sup>ヲ</sup>引<sup>レ</sup>兵而歸<sup>ニ</sup>長濱<sup>ニ</sup>遂<sup>ニ</sup>赴<sup>キ</sup>志津<sup>カ</sup>嶽<sup>ニ</sup>一分<sup>テ</sup>軍<sup>ヲ</sup>

為<sup>ニ</sup>二十四隊<sup>ト</sup>一定<sup>ニ</sup>前<sup>、</sup>後列<sup>ヲ</sup>以<sup>ニ</sup>可<sup>シ</sup>晴<sup>ヲ</sup>及<sup>ニ</sup>木村小隼人<sup>ヲ</sup>為<sup>ニ</sup>

第三隊<sup>ト</sup>秀吉間行<sup>シテ</sup>登<sup>リ</sup>嶺<sup>ニ</sup>蜜<sup>ニ</sup>覬<sup>ヒ</sup>敵<sup>ヲ</sup>知<sup>テ</sup>其<sup>不</sup>可<sup>シ</sup>急<sup>ニ</sup>拔<sup>ク</sup>

處々<sup>ニ</sup>築<sup>キ</sup>壘<sup>ヲ</sup>留<sup>ニ</sup>堀中川高山等<sup>ヲ</sup>守<sup>シム</sup>之秀吉歸<sup>ニ</sup>長濱<sup>ニ</sup>

可<sup>シ</sup>、晴從<sup>フ</sup>焉織田信孝<sup>信長第三子</sup>在<sup>ニ</sup>濃州岐阜城<sup>ニ</sup>

背<sup>テ</sup>秀吉<sup>ニ</sup>應<sup>ス</sup>勝家<sup>ニ</sup>秀吉帥<sup>テ</sup>師<sup>ヲ</sup>往<sup>ニ</sup>濃州<sup>ニ</sup>入<sup>ニ</sup>大垣<sup>ノ</sup>城<sup>ニ</sup>氏

家内膳正<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>據<sup>ル</sup>也秀吉將<sup>ニ</sup>進<sup>テ</sup>攻<sup>ント</sup>岐阜<sup>ヲ</sup>志津嶽<sup>ヨリ</sup>

馳<sup>テ</sup>力<sup>曰</sup>佐久間盛政等攻<sup>ニ</sup>中川之城<sup>ヲ</sup>甚<sup>急</sup>秀<sup>、</sup>吉

喜<sup>曰</sup>減<sup>シテ</sup>一<sup>一</sup>柴田<sup>ヲ</sup>在<sup>ル</sup>茲<sup>ニ</sup>將<sup>ニ</sup>下<sup>ヲ</sup>發<sup>シテ</sup>大垣<sup>ニ</sup>赴<sup>ント</sup>志津<sup>カ</sup>嶽<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>石<sup>ヲ</sup>可<sup>シ</sup>

晴曰<sup>ニ</sup>人心固<sup>ニ</sup>叵<sup>シ</sup>測<sup>我</sup>發<sup>スル</sup>ノ之後<sup>ニ</sup>内膳變<sup>レ</sup>心<sup>ヲ</sup>應<sup>ニ</sup>信孝<sup>ニ</sup>

共<sup>躡</sup>我<sup>後</sup>亦<sup>不</sup>可<sup>レ</sup>知<sup>故</sup>今<sup>稱</sup>備<sup>ニ</sup>於<sup>岐阜</sup>之敵<sup>ニ</sup>留<sup>ニ</sup>汝<sup>ヲ</sup>

於<sup>此</sup>若<sup>見</sup>内膳有<sup>ニ</sup>異<sup>、</sup>志<sup>色</sup>則<sup>汝</sup>早<sup>ク</sup>叩<sup>レ</sup>之<sup>實</sup>是<sup>レ</sup>危<sup>、</sup>

難<sup>ノ</sup>之地也汝<sup>其</sup>授<sup>テ</sup>命<sup>ヲ</sup>於<sup>我</sup>可<sup>シ</sup>晴謹<sup>テ</sup>諾<sup>ス</sup>因<sup>副</sup>勇士

六人於<sup>可</sup>、晴<sup>留</sup>之<sup>ヲ</sup>秀吉率<sup>ニ</sup>、萬餘<sup>ノ</sup>兵<sup>ヲ</sup>赴<sup>ニ</sup>志津嶽<sup>ニ</sup>

可<sup>シ</sup>、晴欲<sup>レ</sup>察<sup>ニ</sup>内膳<sup>心</sup>徐<sup>ク</sup>言<sup>テ</sup>曰<sup>ク</sup>柴<sup>、</sup>田<sup>ハ</sup>強敵也築州<sup>秀</sup>

筑前守<sup>以</sup>少<sup>兵</sup>急<sup>馳</sup>實<sup>ニ</sup>危哉岐阜<sup>之</sup>敵雖<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>備<sup>而</sup>

志津嶽<sup>ノ</sup>之事<sup>不</sup>可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>思<sup>ハ</sup>卿<sup>カ</sup>心始<sup>何</sup>内膳答<sup>テ</sup>曰<sup>某</sup>

亦<sup>思</sup>茲<sup>欲</sup>留<sup>テ</sup>兵<sup>ヲ</sup>守<sup>ラ</sup>此<sup>城</sup>自<sup>馳</sup>往<sup>ニ</sup>志津嶽<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>可<sup>シ</sup>、晴曰

然則<sup>某</sup>亦<sup>同</sup>途<sup>ニ</sup>遂<sup>ニ</sup>与<sup>ニ</sup>内膳<sup>共</sup>馳<sup>セ</sup>會<sup>シ</sup>志津嶽<sup>之</sup>戰<sup>ニ</sup>

馬上<sup>ニ</sup>接<sup>レ</sup>槍<sup>ヲ</sup>刺<sup>レ</sup>敵<sup>ヲ</sup>獲<sup>レ</sup>首<sup>ヲ</sup>家臣等亦<sup>善</sup>戰<sup>有</sup>下<sup>拜</sup>諸將共<sup>ニ</sup>

進<sup>テ</sup>大<sup>ニ</sup>戰<sup>佐</sup>久間盛政<sup>被</sup>擒<sup>ニ</sup>柴田勝政<sup>授</sup>首<sup>北</sup>、

兵大<sup>ニ</sup>潰<sup>勝家遁歸</sup>越<sup>之前</sup>州北<sup>莊</sup>勝家<sup>田毛</sup>受<sup>勝</sup>介<sup>請</sup>

田<sup>修理</sup>亮<sup>ト</sup>敵<sup>ヲ</sup>戰<sup>死</sup>秀吉<sup>追</sup>而<sup>至</sup>越<sup>ニ</sup>使<sup>ム</sup>堀<sup>賞</sup>秀<sup>政</sup>等<sup>攻</sup>北<sup>莊</sup>城<sup>上</sup>

勝家<sup>自</sup>殺<sup>而</sup>北<sup>國</sup>乎<sup>秀吉亦</sup>赴<sup>テ</sup>濃州<sup>ニ</sup>攻<sup>ニ</sup>岐<sup>、</sup>

州高濱城<sup>ヲ</sup>於<sup>可</sup>、晴<sup>食</sup>禄<sup>一</sup>萬七千石<sup>十二年</sup>甲申

東照宮大神君授<sup>テ</sup>織田信雄<sup>信長</sup>次<sup>子</sup>與<sup>ニ</sup>秀吉<sup>先</sup>鋒<sup>三</sup>好

秀<sup>、</sup>次池田勝入森長<sup>一</sup>武藏<sup>守</sup>堀秀政等<sup>戰</sup>於<sup>尾</sup>

百一人ヲ一甲賀人善問謀可、晴家臣松田左近モ亦苦、戰シテ

有ニ功秀吉賜ニ感書ヲ一、九年辛巳秀吉伐ニ毛利氏ヲ一圍ニ

播州鳥取城ニ攻テ之甚急ナリ、且城中乏レ糧餓、芋日ニ多シ

守城吉川隆久式部少輔森下道與出羽入道中村春次

對島相議メ曰方今兵疲食盡藝、州ノ援、兵モ不レ至

命在フニ日暮ニ必セリ笑不レ如我三一人自、殺シ為ニ士卒ノ一乞シハレ命

也因テ使メ使告ニ秀吉ニ秀吉聽エルスレ之賜リニ酒食ヲ於城中ニ一使

可、晴ヲ往テ檢スニ其死ヲ三將大ニ、喜ヒ迎レ可晴ヲ一謝シ焉遂ニ自ラ引

決吉川臣福光坂可晴ツメニ其首ヲ一而歸ル報スニ其ノ梗概ヲ一秀、

吉感焉出シニ其ノ母妻及諸士卒ヲ一皆赦レ之烹粥而食シム

焉十年壬午毛利氏出スニ兵備之中州須久毛山ニ

秀吉亦張リ陳ヲ對レ之時々進メテ兵相、挑ム可、晴戰テ斬ル敵ヲ

家臣松田左近有ニ戰功ニ敵ノ候騎毎夜出ツ以ニ朱ノ提、灯ヲ一為レ轍歩卒一人持テ大

撮火ニ而先、馬從ノ兵モ亦多、矣秀吉見大ニ惡ミ欲レ擊レ之

謂ラク我兵多則彼逃寡則此レ危自シハレ非レ擔、勇膂力出タル

類者ニ一則不能奈シニ其人ヲ一難キヲ一レ為何ンヤ也良、久命ニ左右ニ一曰

呼ニ堀、尾臣ノ小、男松田左近身短小、故秀吉呼為小男、左右馳レ人召ニ松田左、

近ニ秀吉謂ニ左近ニ曰朱提灯之候騎汝見手我欲ス

出レ兵ヲ擊レ之我士卒ノ中無シ下可ニ能ク擊レ之者上汝能レ之乎

左近曰諾因テ率ニ具屬六人ヲ一而行先、口下持レ炬者ヲ一而

跌シレ之以テ滅シニ其火ヲ一乘レ暗而迫リ推レ鎧覆、隊セシム遂ニ斬テ其首ヲ一

而去從、兵雖レ多シト暗、夜不レ辨ニ彼、我自ラ乱テ而去左、近

去フ可ク二百、步ニ屬兵保、木善右衛門問ニ左近ニ一曰取レ敵ノ

腰、刀一來、乎左近曰否善右衛門獨リ、潛ニ旋至ニ戸死

處ニ左、右模索シ取刀而歸ル取、腰刀一以證ニ敵之尊

及刀ヲ秀吉ニ一大ニ感セラル焉、此年秀吉攻ニ高松城ヲ一備

長右衛門所守也毛利輝元使ニ難波傳兵衛近、

松左衛門共ニ入テ城援ニ清水ニ秀吉欲ニ水ヲ一攻ニ環ラシ城築

レ堤ヲ一城、兵欲メ墮レ墮レ塵々出ツ可、晴塵ニ戰連リ勝レ之堤已ニ成

引テ河水ヲ一灌クレ之數十日ノ後漸備テ浸レ城清水謂ニ其兄

月清入道ニ一曰溺死已ニ薄シリ矣我儕自裁メ欲レ救ニ士卒

之死ヲ一月清曰可也因テ告クニ難波近松ニ二人モ亦然トスレ之ヲ

清水裁レ書告ニ所思於秀吉ニ秀吉許スレ之ヲ贈ルニ小舟及

酒肴ニ四人與ニ士卒ニ決別翌日乘レ舟而出ツ秀吉復々

使下ニ可、晴ヲ一檢上レ之可、晴攜ニ一樽一棹一舟而迎四人感ニ其

志ヲ一皆引滿シテ而自盡ス可晴持レ首ヲ一而歸ル秀吉命決ラシ堤

城中大小感スニ再生之恩ヲ一先キレ是ニヨリ毛利輝元請レ和秀、

吉未レ約セ至レ是頻リニ請フ會ニ明智光秀之弑スルニ信長ニ秀、吉

聞レテ未レ發レ喪欲速成ニ和議ヲ一時ニ毛利氏ノ使者復來ル

秀吉以信長ノ之變豈其得ニ終秘フテ一哉乃チ謂ニ使者ニ一曰

信、長為ニ光秀カ一所レ弑而猶結シカレ和乎汝歸問ニ輝元ニ使

者歸テ報ス輝元集テ宗室元臣ヲ一議スレ之衆口不レ同是非

紛々タリ輝元特ク容ニ小早川隆景之言ヲ一先ツ馳レ使ヲ弔レ喪

且曰信長雖レ被レ弑而和、議不レ可レ變ス秀吉大ニ喜ニ共、

盟而去會ニ諸將ニ丹波長秀池田勝入中於ニ尼崎一一定ニ

軍、列ヲ一而進ム光秀陣ニ山崎ニ一州命シテ松田太郎左衛門ニ

曰汝上リ天王山ニ崎上下シ視敵ニ發セヨ弓銃ヲ一松田率テ兵

七、百ヲ一而進ム秀吉モ亦以為天、王、山ハ争地也ト也乃使ニ可、

長ノ命攻ムニ江州横山ノ城ヲ一使可晴於岐阜ニ州其歸ルロニ也

淺井長政備前守之兵出ツ可晴與戰獲首ヲ以獻秀

吉ニ時信長亦タ在リニ横山ニ秀吉使可晴一獻之ヲ信長一信

長悦ヘリ焉翌日可晴戰ニ於虎御前山ニ斬敵ヲ信長見

曰汝復獲タルヤ乎天正三年乙亥參州長篠之役可

晴善戰獲首一級ヲ四年丙子一向宗ノ僧起レ亂據

攝州大坂ノ城築寨於木津難波ニ分兵守之信長

使トシテ諸將ヲ攻之蜂須賀正勝衛門屯ニ貝殼塚邊可

晴訪ニ蜂須賀之營ニ時我兵與敵戰敗北ス可晴與

蜂須賀之臣中村次郎左衛門一騎血戰屠殺

我兵因得レ力返馳破敵五年丁丑秋秀吉守攝

州天王寺ノ城ヲ木津難波ノ敵敵將襲天王寺ヲ出ス兵

五六百於貝殼塚ニ秀吉命トシテ可晴及中村一氏ニ部

擊シム之ヲ一氏ハ横馳塚左ニ可晴直テ登塚ノ上ニ敵軍大呼

矢砲如雨可晴急擊從兵共奮戰斬獲惟夥シ矣

秀吉大感ラル焉冬秀吉與ス毛利氏一戰於但州尾白

山ニ可晴奮ヒ擊彼我共大傷ツキ可晴被身不レ能動只

目相疾視耳津田小八郎偶イ來テ斬其敵ヲ扶ケ可晴

而歸ル此年秀吉與宇喜多氏戰於播州上月ニ可

晴及富田喜八郎二人先登シ數戰獲首可晴被

創而危家臣松山小右衛門扶可晴上シ馬ニ敵兵

競ヒ進可晴欲復戰シト松山控テ馬不レ敢テ放一會我兵之來

援フニ而免ル矣明知光秀日向殉ニ丹波未レ定處々賊

起ル不レ可ニ為而制ス信長使秀吉及羽柴長秀五郎左

筒井順慶等援ニ光秀諸將至ニ丹波一日討賊入

山郡一將歸シト而圍ニ後拒秀吉為ニ之薄暮經ニ挾路ヲ可

晴殿ニ於秀吉之兵而退ク私告テ洗弓銃ノ隊長一雇ニ五

七人其所聚百餘人排之前後而徐ニ退已及ニ昏

黑賊下嶺上レ谷樹下石上無ニ處トシテ不トシテ敵聚ニ散條忽

爭テ奪戰役夫ノ之擔可晴戒弓銃ノ卒日慎テ勿ニ遠射

須クニ五步十步而發ツ諸卒乘レ暗而薄マレ之連ニ發百餘

弓銃ヲ賊多シニ死傷東西奮窮ス遂ニ獲首十八級去也

里許リテメ左ノ右高山路甚狹隘賊復突一起シ狹路ヲ發ニ矢

石ヲ可晴分ニ諸卒ヲ為ニ隊ト一急ニ發左右ノ山ニ下シ擊ツ如レ轉

石賊亂敗而去左隊所獲之首十右隊所獲之

首八前後共ニ三十六内三可晴勝手自斬レ之秀吉

大感且笑曰汝資質柔順人呼曰佛毛助佛豈

殺ス人如クナラン此哉自今而後宜ウ改曰鬼毛助臘月改

封シテ増シ邑ヲ賜不フ禄千五百石六年戊寅改ニ攻攝州有馬

賊一可晴先登獲首班ノ軍之日秀吉聽ニ可晴帶母

衣ヲ母衣ハ帶テ以成軍裝者非下有七年己卯三月織田信

忠之信長攻別所長治小三於播州三木城ニ可晴攻

其子城露峯ヲ或曰有リ功九月別所長治分兵ヲ擊

谷衛好カ大贈之營ニ衛好防戰死レ之秀吉欲シ援シト之卒

三、百、人ニ而出長治カ之伯父賀相別所山城守師兵三

千一軍大村ニ播州秀吉進ミ戰テ大ニ破レ之ヲ可晴殊ニ死戰シ刺シテ

敵於滑川ノ上リニ獲首而歸ル秀吉賞シレ之賜ニ旗三竿馬

文槍十柄玳瑁ノ飾一箇頭上京餘振ニ甲賀ノ江卒

邦範

從四位下

右兵衛佐

忠繼

從五位下

左京大夫

從五位下

大膳大夫

泰邦

從五位下

民部少輔

美濃權守

忠邦

從五位下

民部少輔

泰吉

小太郎

泰政

与太郎 堀尾中務大輔

泰晴

弥助 堀尾中務丞

法名 天徳寺高誉世崇

自<sub>二</sub>康晴之十世祖邦經<sub>一</sub>世食<sub>ス</sub>尾州丹羽供御

所村<sub>一</sub>故<sub>ニ</sub>子孫多<sub>ク</sub>居<sub>レ</sub>焉<sub>ニ</sub>尾州大姓三十六人堀尾

其一<sub>ツ</sub>也及<sub>テ</sub>織田氏<sub>之</sub>并<sub>ニ</sub>尾州<sub>ヲ</sub>康晴服<sub>ニ</sub>事<sub>ス</sub>焉<sub>ニ</sub>慶長

四年己亥没<sub>ニ</sub>於遠州濱松<sub>子</sub>帶刀可<sub>歲</sub>八十三<sub>說</sub>

曰<sub>ク</sub>世<sub>ニ</sub>傳在原ノ業平蜜<sub>ニ</sub>通<sub>ニ</sub>伊勢ノ齊宮<sub>ニ</sub>故<sub>ニ</sub>太神惠<sub>ミ</sub>之<sub>レ</sub>ヲ

其子孫不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>蹈<sub>フ</sub>伊勢ノ地<sub>ヲ</sub>織田信長曾入<sub>ニ</sub>伊勢國<sub>ニ</sub>

堀尾氏三人從行其中一人ハ暴死<sub>シ</sub>二人ハ不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>所

之<sub>ク</sub>於<sub>レ</sub>是舉<sub>テ</sub>族大<sub>ニ</sub>懼<sub>レ</sub>康晴之弟修理亮方泰憑<sub>テ</sub>祠

官土屋氏<sub>ニ</sub>謝<sub>レ</sub>罪探<sub>テ</sub>關<sub>ヲ</sub>得<sub>ニ</sub>赦<sub>命</sub>尔<sub>後</sub>堀尾氏得

拜 廟云

修理亮

方泰

可<sub>或</sub>作<sub>レ</sub>吉<sub>ニ</sub>幼名<sub>ニ</sub>王丸 小太郎 毛介<sub>毛或</sub>作<sub>茂</sub>

可晴

正五位下 帶刀 從四位下 法名<sub>一</sub>瑞應院松庭世柏<sub>一</sub>曰<sub>一</sub>法雲院

旗幕ノ文囊荷花<sub>兩箇</sub>對立<sub>シ</sub>後因秀吉之賜<sub>一</sub>或ハ雜<sub>ニ</sub>畫<sub>ク</sub>

法<sub>マ</sub>馬<sub>一</sub>一性本溫柔謹厚而外白ハ如<sub>レ</sub>愚是以人不<sub>レ</sub>知<sub>ラ</sub>三

其<sub>ノ</sub>有<sub>ニ</sub>智勇<sub>一</sub>或<sub>ハ</sub>以<sub>レ</sub>為<sub>ク</sub>不堪<sub>レ</sub>嗣<sub>ニ</sub>父家<sub>ヲ</sub>一<sub>一</sub>祿元年戊午

供御所村ノ邊有<sub>ニ</sub>夜戰<sub>一</sub>可<sub>晴</sub>歲十六先<sub>ノ</sub>登<sub>メ</sub>獲<sub>ニ</sub>首<sub>一</sub>級<sub>ヲ</sub>

人皆私<sub>ニ</sub>笑<sub>テ</sub>曰<sub>レ</sub>彼豈<sub>シ</sub>擊<sub>フ</sub>敵<sub>ヲ</sub>乎其首則拾<sub>ヘル</sub>於道<sub>ニ</sub>也

翌日岩倉之戰<sub>ニ</sub>我兵不<sub>レ</sub>利諸士爭而北可<sub>晴</sub>下<sub>リ</sub>

馬<sub>ヨリ</sub>立<sub>ニ</sub>路傍<sub>ニ</sub>一<sub>一</sub>叔父方泰來而何<sub>ソ</sub>不<sub>ニ</sub>早<sub>ク</sub>退<sub>ニ</sub>可<sub>晴</sub>曰<sub>一</sub>家

臣山田某未<sub>レ</sub>至義不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>棄我將<sub>ニ</sub>待<sub>レ</sub>藥<sub>ヲ</sub>共<sub>ニ</sub>去<sub>ル</sub>一<sub>一</sub>耳遂

待<sub>ニ</sub>得山田而去矣於是向笑者嘆曰彼<sub>レ</sub>本大<sub>勇</sub>

我<sub>ハ</sub>儕<sub>カラ</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>弱冠<sub>ト</sub>仕<sub>ニ</sub>織田信長<sub>一</sub>後信長以屬<sub>ニ</sub>於

羽柴秀吉<sub>ニ</sub>秀吉後改<sub>元</sub>龜元年庚午<sub>秀吉</sub>受<sub>ニ</sub>信

姓<sub>豐</sub>臣

唱<sup>テ</sup>佛而<sup>ス</sup>歿<sup>レ</sup>香氣<sup>満</sup>室<sup>中</sup>有<sup>二</sup>天<sup>樂</sup>響<sup>一</sup>殘暑<sup>猶</sup>熾<sup>ナリ</sup>  
數<sup>日</sup>身<sup>不</sup>壞<sup>儼</sup>然<sup>ト</sup>シ<sup>テ</sup>如<sup>レ</sup>生

成忠 從二位 大和守 侍讀 東宮學士

宮内卿 式部太輔

長德四年七月七日<sup>ニ</sup>歿 歲七十二 或曰七十三

從五位上 左衛門權佐 正四位下 丹波守

敏忠

或曰成忠弟

業遠

春宮亮

正三位

成章

太宰大貳

成佐

從五位下 判官代 正四位下

成經

或曰成佐弟

泰仲

伊豫守

正四位下 近江守 從五位下

重仲

中宮權大進

泰重

若狹守

正三位 河内守 攝津守 伊豫守 皇后宮亮

泰經

左馬權助 右京大夫 少納言 大藏卿

建仁元年十一月二十二日<sup>ニ</sup>歿 或曰二十三日<sup>ニ</sup>歿

正三位 常陸介 石見守 播磨守

經仲

右馬守<sup>允</sup> 右衛門佐 内藏頭

從三位 石見守<sup>イ</sup> 播磨守<sup>イ</sup> 常陸守<sup>イ</sup> 美濃守<sup>イ</sup>

經雅

内藏頭 左衛門佐

邦經

從二位 大藏卿 治部卿

修理大夫

從二位 遠江守 木工頭 左京大夫

重經

大藏卿 治部卿 左兵衛佐

從三位<sup>二</sup> 從三位<sup>一</sup>

泰繼

右衛門佐 丹波守 春宮亮

解積の部分で触れたが、寛永四年（一六二七）三月十七日に死去した（長松院殿真諦紹聖大姉 春光院蔵「春光院三時回向」参照）長松院の仏事執行への感謝の意をあらわしたものである。年次比定については、長松院死去の寛永四年に出された可能性が高いものと思われる。また文言中の「主水」は奥田主水と考えられる。奥田主水は、春光院蔵「出雲・隠岐 堀尾山城守家中給知帳」によれば忠晴の小姓を勤めていた武士で、五百石を領している。

現在のところ、この書状そのものについては、調査時には確認できなかったが、昭和初期に撮影されたものと思われる白黒写真が春光院に残されており、管見の限りで初出文書となるものと思われることもあり、その写真から翻刻して紹介を行った。今後の発見を期待したい。

〔堀尾家譜系〕

（表紙）

〔堀尾家譜系〕

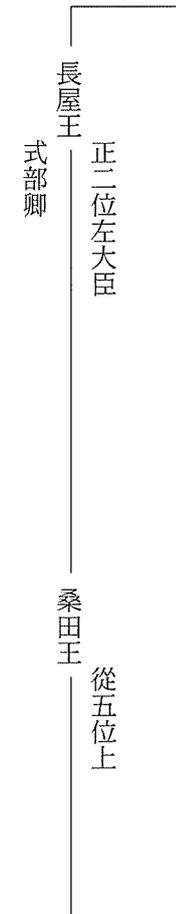
高階姓

堀尾氏

天武帝之皇子 太政大臣

○高市親王

持統帝ノ十年七月十三日ニ薨ス、歳四十三、或ハ曰ク四十二



從五位上 參河守

磯部王

大監物

石見王

從五位上

從四位上 丹波守

神祇伯

大藏太輔

山城守

峯緒

右中辨

承和十一年

仁明帝賜フ高階真人ノ姓ヲ於峯緒ニ 正曆二年改テ真人ヲ為ニ朝臣ニ

從五位上

茂範

從四位上 備前守

但馬守

右中辨

師尚

實ハ在原業平之子母ハ伊勢ノ齊宮帖子内親王也茂範養為レ子

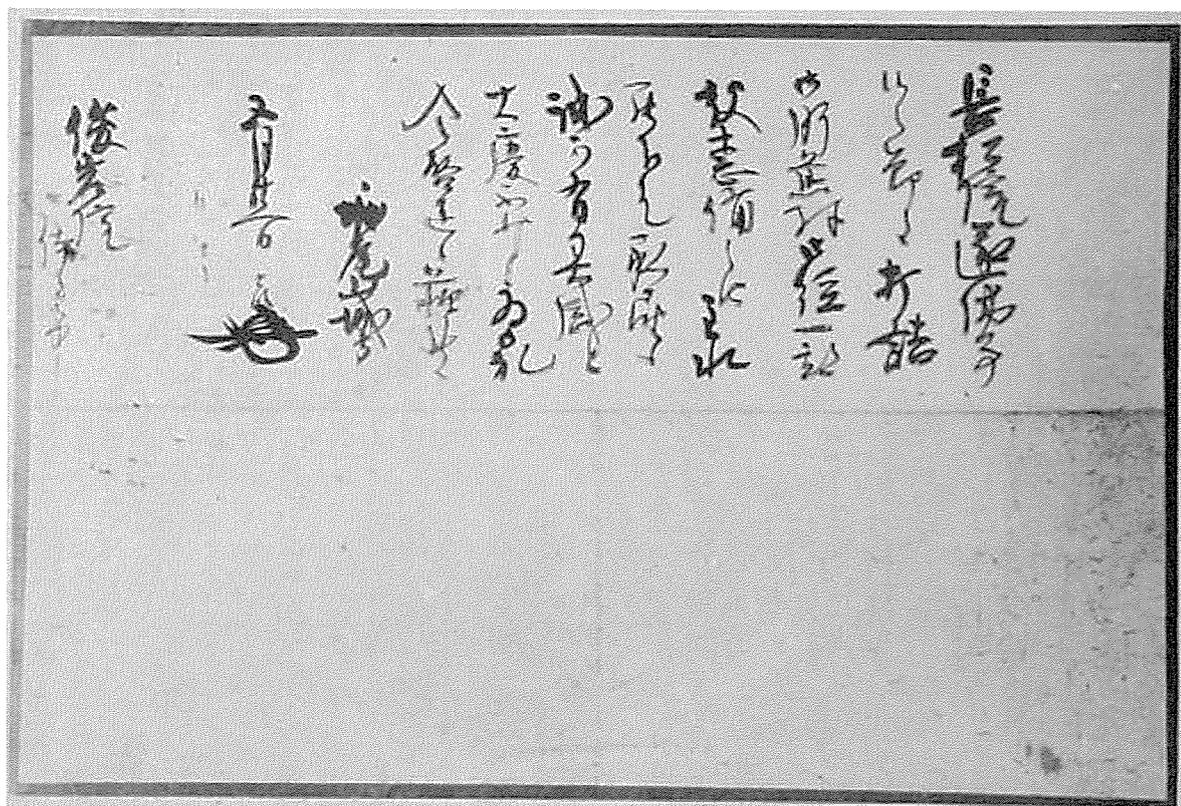
元慶四年五月二十八日ニ卒ス、歳五十八

正四位下 宮内卿 主殿頭

良臣

元享釋書曰良臣少メ應シニ進士ノ擧ニ一才名冠タリ

時ニ中年歸スニ佛乘ニ 天元三年七月五日跣坐合掌シ



(原文)

長松院遂佛事

候節者、打詰

御肝煎、殊御経一部

被悉備之由、主水

罷下候て、承届候、

誠可有異感と

大慶不少候、為御礼

令啓達候、恐惶謹言

堀尾山城守

五月廿一日 忠晴 (花押)

俊岩院

侍者御中

(訓み下し文)

長松院、佛事を遂げ候節者、打ち詰め御肝煎、殊に御経一部を悉備せらるる

の由、主水、罷下り候て、承り届候、誠に異感あるべくと大慶少なからず

候、御礼として啓し達せしめ候、恐惶謹言

(解釈)

長松院(忠晴の母)の仏事を行った際には、熱心に仏事執行に勤められ、特に御経一部を悉く備えられたこと、主水(堀尾家家臣奥田主水力)が出雲へ帰ってきて承っております。本当に異感(靈感力)があることと、喜ばしく思っております。御礼として書き送ります。

(解説)

春光院の前身にあたる俊巖院に宛てた堀尾忠晴の書状である。内容的には

# 春光院所蔵の

## 堀尾氏関連文献史料について

### 妙心寺派春光院所蔵史料について

春光院には、堀尾氏の菩提寺であった関係から堀尾氏に關係する史料が残されている。堀尾氏に關しては、江戸時代初頭に家系が断絶したためもあり、その家に伝えられた家伝文書は、現在のところ確認されていない。その他の關係史料も、堀尾吉晴が戦国後期に秀吉に仕えて、各地を点々としながら石高を増やして次第に立身したこともあり、各地に史料が分散して残されている。そのため、春光院に伝えられる史料は、まとまった形で残されているという意味でも、堀尾氏の事蹟を明らかにするための貴重な史料である。

今回、幸いにして住職の許可をいただくことができ、その堀尾氏に關する主要な史料を翻刻して紹介できることとなった。詳細については、個々の史料の解説で触れるが、史料群の性格について若干触れておきたい。

今回紹介する史料は、(一)「堀尾忠晴書状」・(二)「堀尾家譜系」・(三)「堀尾家由緒書」・(四)「出雲・隱岐堀尾山城守家中給知帳」・(五)「春光院三時回向」・(六)「墓所配置図」の六本の史料である。(一)については、春光院の前進にあたる俊嚴院に宛てられたものであり、系譜的に春光院に伝来して所蔵されておくべき史料と思われる。また(二)・(三)については、堀尾氏の系譜關係を示す史料であり、これも春光院に所蔵されるべき史料と思われる。(四)は、堀尾氏の家臣団の禄高や番・組を記した詳細な給帳である。(五)については、春光院で行われる三時回向の際に用いられる史料であり、堀尾氏や堀尾氏と縁戚關係にあつた石川氏の戒名を記したものである。(六)は、春光院の墓所についてその配置

を記したものであるが、実は、春光院には江戸時代に作成された同様の墓所配置図が紹介したものの他に数点残されていた。今回はその内でもっとも現況の配置と符号するものを紹介した。石塔類の分析と併せて確認すると興味深いものと思われる。

このように、春光院に所蔵されている史料群は、堀尾氏の菩提寺であることから堀尾氏の由緒等を伝えるために所蔵されていたと考えられる史料群である。その伝来から言っても、堀尾氏研究を行っていく上で十分に依拠するに足る史料と思われる。堀尾氏の菩提寺としては、松江市に所在する圓成寺が著名だが、春光院も由緒ある菩提寺であり、その所蔵の史料群の分析を通じて堀尾氏研究の進展を望みたい。

### 目次

妙心寺派春光院所蔵史料について	[1]
(一) 堀尾忠晴書状	[2]
(二) 堀尾家譜系	[3]
(三) 堀尾家由緒書	[18]
(四) 出雲・隱岐堀尾山城守家中給知帳	[25]
(五) 春光院三時回向	[63]
(六) 春光院石塔配置図(文政三年)	[71]

## 松江市歴史叢書 1

2007年12月 1 日発行

編 集	松江市教育委員会(文化財課)
発 行	松江市教育委員会 松江市末次町86番地
印 刷	島根コンピューター印刷(株) 松江市浜乃木2-10-52

---

# Historical Library of Matsue City 1

---

December 2007

Syunkoin Temple (Horio Clan's Family Temple, Kyoto Myoshinji Temple Sect)

— Investigation of Ancient Documents and Stone works related to Horio Clan —

Kimachi Stone Towers in Syunkoin Temple ..... ( 1 )

Ancient Documents of Horio Clan from Syunkoin Temple ..... [ 1 ]

松江市教育委員会

Matsue City Board of Education

Suetsugu, Matsue-city, Shimane-pre, Japan